

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画
(改定素案)

令和〇（〇〇〇〇）年〇月
新宿区

目次

はじめに	1
第1部 基本的な考え方	3
第1章 計画の基本的な考え方	3
第2章 対策の目的等	5
第1節 対策の目的	5
第2節 対策実施上の留意点	7
第3節 対策推進のための役割分担	12
第3章 発生段階等の考え方	17
第4章 対策項目	19
第2部 各対策項目の考え方及び取組	27
第1章 実施体制	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	30
第3節 対応期	33
第2章 情報収集・分析	40
第1節 準備期	40
第2節 初動期	42
第3節 対応期	44
第3章 サーベイランス	46
第1節 準備期	46
第2節 初動期	50
第3節 対応期	52
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	54
第1節 準備期	54
第2節 初動期	60
第3節 対応期	63
第5章 水際対策	68
第1節 準備期	68
第2節 初動期	69
第3節 対応期	71
第6章 まん延防止	73
第1節 準備期	73

第2節 初動期	75
第3節 対応期	76
第7章 ワクチン	91
第1節 準備期	91
第2節 初動期	97
第3節 対応期	102
第8章 医療	107
第1節 準備期	107
第2節 初動期	112
第3節 対応期	114
第9章 治療薬・治療法	121
第1節 準備期	121
第2節 初動期	122
第3節 対応期	124
第10章 検査	127
第1節 準備期	127
第2節 初動期	129
第3節 対応期	130
第11章 保健	132
第1節 準備期	132
第2節 初動期	139
第3節 対応期	142
第12章 物資	150
第1節 準備期	150
第2節 初動期	152
第3節 対応期	153
第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保	155
第1節 準備期	155
第2節 初動期	158
第3節 対応期	161
第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制	167
第1章 区における危機管理体制	167
第1節 新型インフルエンザ等発生時における区の対応体制	167
第2節 新宿区新型インフルエンザ等対策本部等の設置	169

第2章 区政機能の維持	173
1 事業継続計画（新型インフルエンザ等対策）の考え方	173
2 業務区分の考え方	175
3 業務区分の結果	180
4 都内で感染が確認された場合の職員態勢	232
5 全庁的な応援体制	232
6 区庁舎での感染拡大防止策	234
7 事業継続マネジメントの必要性.....	238
8 事業継続計画の公表・普及活動の実施	239
9 訓練・研修の実施	240
用語集.....	242

はじめに

【新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、新宿区（以下「区」という。）は、国や東京都（以下「都」という。）の示す統一的な方針の下で国・都及び他自治体等と連携し、効果的な対策を講ずるとともに、区民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を始めとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にすることを目指すものである。

本計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【本計画の改定概要】

区では、国や都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成19（2007）年1月に「新宿区新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成24（2012）年3月に「新宿区事業継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25（2013）年4月に特措法が施行されたことに伴い、国が新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を新たに作成し、次いで都が「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

画」という。)を新たに作成したことを踏まえ、新型インフルエンザ等²の発生時における危機管理対応の規範とするべく、平成 26 (2014) 年 3 月に区が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第 8 条に基づき新たな行動計画を作成した。

今般、令和 6 (2024) 年 7 月に政府行動計画、令和 7 (2025) 年 5 月に都行動計画がそれぞれ抜本改定されたことを受け、区においても、本計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等³だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を 3 期 (準備期、初動期及び対応期) に分け、特に準備期の取組を充実させている。また、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの 8 項目から政府行動計画に合わせた 13 項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、国や都が実施するワクチンや治療薬の開発・実用化に応じ、区で行う対策の機動的な切替えについても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、区の初動対応についても本計画において明らかにする。

² 特措法第 2 条第 1 号

³ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。) 第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

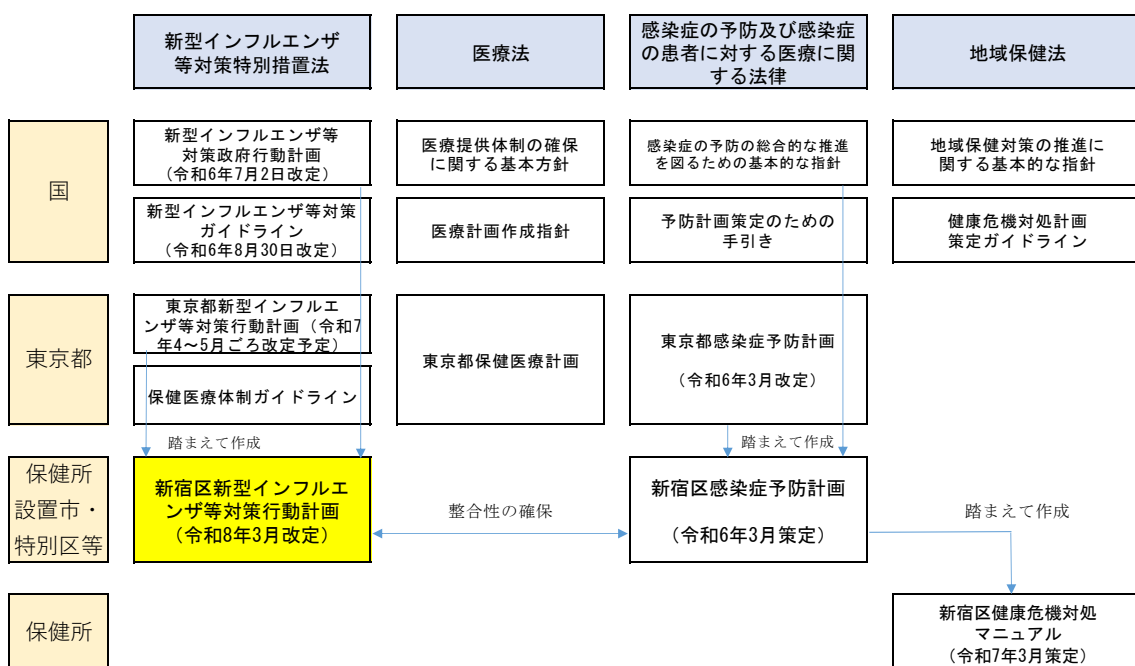
第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

新型インフルエンザ等対策行動計画と他計画との関係



2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症⁴

イ 指定感染症⁵（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 新感染症⁶（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

⁴ 感染症法第6条第7項

⁵ 感染症法第6条第8項

⁶ 感染症法第6条第9項

3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の程度に応じて様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、都、区、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び区民の役割を示し、各主体による新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 新宿区は、約35万人の区民が生活する場であるとともに、昼間人口の増加や交通機関の発達、不特定多数の人々が集まる繁華街やビジネス街を抱える地域でもあり、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- (4) 計画全体を通じて、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を踏まえて記載するとともに、新宿区新型インフルエンザ等対策事業継続計画にて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、区のみならず、関係機関や区民等ともそれらの知見・経験等を共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

本計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、区や関係機関、区民等について、平時から研修・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

本計画の改定に当たっては、学識経験者（感染症）、新宿区医師会（以下「区医師会」という。）、新宿区歯科医師会、四谷牛込歯科医師会、新宿区薬剤師会（以下「区薬剤師会」という。）、区内病院、警察、消防、庁内関係部署等からなる「新宿区新型インフルエンザ等対策連絡会」に意見聴取を行う。

第2章 対策の目的等

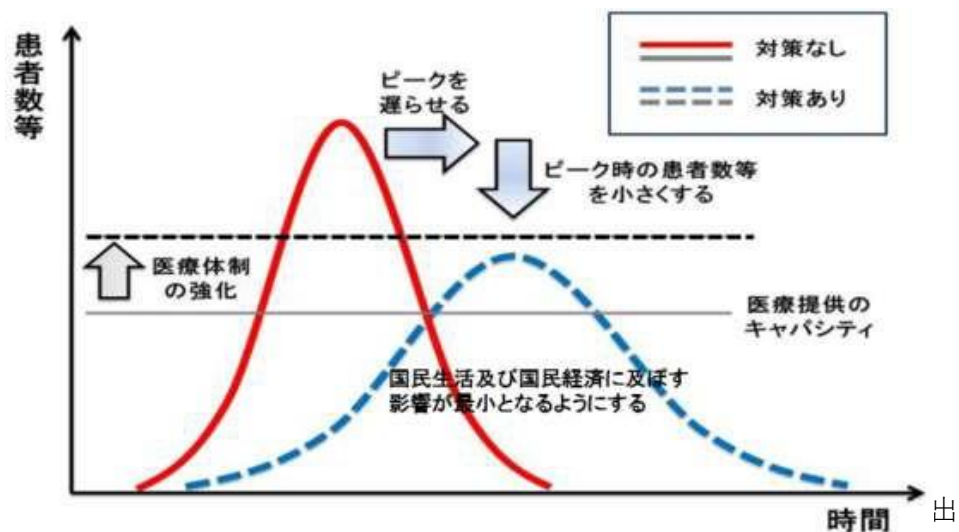
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国や都の判断の下、関係機関と連携し以下の対策を講じていく⁷。

1 感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療を提供することにより、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- (1) 国や都の判断の下、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフ

⁷ 特措法第1条

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

ルエンザ等のまん延の防止に関する措置による区民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

- (2) 区民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
- (3) 地域における感染予防策の実施により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 対策実施上の留意点

区は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は本計画に基づき、国、都・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や区民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や区民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや区・医療機関等による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（４）リスクコミュニケーション⁸等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⁸ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第2節 対策実施上の留意点

(5) DXの推進や人材育成等

区は、新型インフルエンザ等の発生を見据え、発生時に速やかに対応できるようデジタル技術の積極的な活用を図り、業務のDXを推進する。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により区民生活及び区民経済への影響を軽減させるとともに、区民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを国や都の判断の下、円滑に行い、区民の生命及び健康の保護と区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう関係機関と連携し、対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、国や都が実施する感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築することに協力する。

(2) 医療提供体制と区民生活及び社会経済活動への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には新宿区感染症予防計画（以下「区予防計画」という。）及び都が策定する東京都保健医療計画（以下「都医療計画」という。）に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や都の実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける区民や事業者を含め、区民生活や社会経済活動等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、国や都の判断を踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を

切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 区民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、区民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染予防策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の区民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、区民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける区民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や、行動制限等の実施に当たって、区民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする⁹。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、区民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

⁹ 特措法第5条

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第2節 対策実施上の留意点

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても区民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意するとされている。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、都対策本部¹⁰、区対策本部¹¹及び関係他自治体は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等¹²における対応

区は、有事においては、都と連携し、高齢者施設・障害者施設の入所者が必要時に速やかに医療機関による医療支援を受けることができるよう、区医師会等の関係機関と協力し支援体制を整備する。

7 感染症危機下の災害対応

区は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等及び自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、区は、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

¹⁰ 特措法第22条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第29号）

¹¹ 特措法第34条及び新宿区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第6号）

¹² 入所施設及び多くの者が共同で生活する施設等の、利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

8 記録の作成や保存

区は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、区対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、事業者、区民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、新宿区一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び区民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もががり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹³。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁵。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁶（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁷の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

¹³ 特措法第3条第1項

¹⁴ 特措法第3条第2項

¹⁵ 特措法第3条第3項

¹⁶ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催

¹⁷ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議¹⁸（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関¹⁹、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会²⁰等を通じ、東京都感染症予防計画（以下「都予防計画」という。）や都医療計画等について協議を行うことが重要である。また、都予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

¹⁸ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

¹⁹ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

²⁰ 感染症法第10条の2

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

3 新宿区

区は、区民に最も近い行政単位であり、区民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う区民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の区市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置区市については、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、区は、対応能力の確保等について計画的に準備を行うとともに、区予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都区市間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

区と都とは、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく²¹。

4 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染症対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等²²の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及

²¹ 平時においては、以下のような方策を講ずることが必要である。

・行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第7条第4項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。

また、行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第7条第3項）ための場を設けるに当たって、区市町村の代表者の参加等、特措法上の連携方策以外にも都と保健所設置区市が連携して対策を講ずるための方策もある。

・都内の保健所設置区市も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

²² 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に基づく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材

び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²³、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染症対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁴。

7 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められる。

区民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁵ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 区民

²³ 特措法第3条第5項

²⁴ 特措法第4条第3項

²⁵ 特措法第4条第1項及び第2項

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

区民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染症対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁶。

²⁶ 特措法第4条第1項

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策²⁷の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、区民に対する啓発や区・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性²⁸、感染性、薬剤感受性²⁹等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推

²⁷ 水際対策は、飽くまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

²⁸ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

²⁹ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

第1部 基本的な考え方

第3章 発生段階等の考え方

移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期 (B,C-1,C-2,D)

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

< 発生段階及び各段階の概要 >

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	・ 水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である
初期期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・ 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	・ 政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	・ 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・ ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する

第4章 対策項目

1 主な対策項目

本計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」こと及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を本計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は区民の生命及び健康、区民生活及び経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民生活及び経済活動との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、国や都、関係機関と連携して感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析を実施するとともに、区民生活及び社会経済活動に関する情報等を収集し、国や都等が示すリスク評価を踏まえた判断を行うことで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、区は、新型インフルエンザ等の発生前から、国や都によるサーベイランス体制の構築に協力するとともに、国や都、区内医療機関等と連携して平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、国や都と連携して、入院サーベイランスや病原体ゲノムサーベイランスなどの有事の感染症サーベイランスを実施するとともに、国や都等が示すリスク評価を踏まえて、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるよう

にする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している国や都の科学的知見等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、区民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

国による検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容が検討され、実施される。また、検疫所は、施設が所在する地方公共団体（都道府県及び保健所設置区市）とも平時から緊密に連携を図り、検疫法に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備える。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策が実施される必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適

切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水
際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しが行われること
が重要である。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限
にとどめるとともに、区民生活及び経済活動への影響を最小化することを目
的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を
講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数
を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要であ
る。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、
公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このた
め、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を国や都において適時適切に行
い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感
染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、
必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊
急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、
その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし
るとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与
える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフ
ルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や
普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等
の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民の
健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑
え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ
等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつな
がる。区及び都は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の
具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、区及び都においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、区予防計画及び都医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症

（重点感染症³⁰）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いて研究開発を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、区は、国や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるように必要な準備・訓練等を行う。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の

³⁰ 重点感染症は、公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。将来の新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、区民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び東京都健康安全研究センターは、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び東京都健康安全研究センターは、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬ 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、区民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

第1部 基本的な考え方

第4章 対策項目

このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、区民生活及び経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や区民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 本計画の見直し

区は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた本計画を見直していく。【総務部、危機管理担当部、健康部】

1-2 実践的な訓練の実施

区は、政府行動計画、都行動計画及び本計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【総務部、健康部】

1-3 体制整備・強化

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、区における取組体制を整備・強化するため、本計画第3部第2章に記載する「新宿区新型インフルエンザ等対策事業継続計画」（以下「区インフルBCP」という。）の改定等を進める。【総務部、危機管理担当部、健康部】
- ② 区として一体的・整合的ないわゆるワンボイス³¹での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【総合政策部、総務部、健康部】

³¹ ワンボイスの原則とは、スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすることをいう。

第2部 対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

- ③ 区は、平時から、国や都、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「J I H S」という。）等と連携し、区民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【健康部】
- ④ 区は、感染症危機管理における情報収集・分析について、関係機関と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。【総務部、健康部】
- ⑤ 区は、特措法の定めのほか、区対策本部に関し、必要な事項を条例で定める³²。【総務部、危機管理担当部、健康部】
- ⑥ 区は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応を実施する部署と危機管理を所管する部署との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【総務部】
- ⑦ 区は、国や都等の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行い、人材の確保や育成に努める。【総務部、健康部】

1-4 関係機関の連携の強化

- ① 区は、国や都等の関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【健康部】
- ② 区は、感染症法に基づき都が組織し、開催する「東京都感染症対策連携協議会」を活用して、都や他の保健所設置区市、感染症指定医療機関等の関係機関との間で、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。区は、その協議結果を踏まえ、都が策定する都予防計画及び国が定める基本方針³³に即して区予防計画を策定・変更する。

なお、区予防計画を策定・変更する際には、本計画や新宿区健康部（保健

³² 特措法第37条による同法第26条の準用

³³ 第9条及び第10条第14項

所)健康危機対処マニュアルー感染症編ー(以下「区危機対処マニュアル」という。)と整合性の確保を図る³⁴。【健康部】

- ③ 区は、第3節(対応期)3-1-4に記載している特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、都と事前に調整し、着実な準備を進める。【総務部、健康部】

³⁴ 感染症法第10条第17項

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、区民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて新宿区新型インフルエンザ等対策本部の設置や新宿区新型インフルエンザ等調整会議³⁵を開催し、区及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

2-1-1 国や都からの情報収集

区は、国や都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒトーヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、総務部と健康部との相互で情報共有し、必要に応じて区長に報告する。【総務部、健康部】

2-1-2 国内外の感染症情報収集等

区は、国や都等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を庁内や関係機関等と共有する。【健康部】

2-1-3 新宿区新型インフルエンザ等調整会議の開催

区は、必要に応じて速やかに新型インフルエンザ等調整会議を開催し、情報の収集・共有・分析を行うとともに、新型インフルエンザ等の区内発生を見据え、区の初動対応について検討を行う。【総務部、危機管理担当部、健康部】

2-1-4 法律上の感染症の類型決定についての情報収集

区は、国や都から、特措法、感染症法及び検疫法上の感染症の類型決定についての情報収集を積極的に行う。【総務部、健康部】

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHE

³⁵ 新宿区新型インフルエンザ等調整会議の設置については本計画を根拠とする

IC宣言等)する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生動向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象の種類のいずれに該当するかの検討を行い、必要となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。

- ② 区は、国や都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに区長に報告するとともに、総務部と健康部との相互で情報共有する。【総務部、健康部】
- ③ 区は、国が政府対策本部を設置した場合 や都が都対策本部を設置した場合においては、直ちに区長に報告するとともに、総務部と健康部との相互で情報共有する。

また、直ちに区対策本部を設置することを検討³⁶し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【総務部、健康部】

- ⑤ 国は、J I H S等から提供される知見も踏まえつつ、推進会議の意見を聴いた上で(緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。以下基本的対処方針の策定・変更に際して推進会議の意見を聴く場合について同じ。)、政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、直ちに公示し、周知を図る。
- ⑥ 区は、必要に応じて、第1節(準備期)「1-3 体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ⑦ 国は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-3 区対策本部の設置・開催等

区は、緊急事態宣言がされた場合、若しくは区が必要と判断した場合には、速やかに区対策本部を設置・開催し、区対策本部の名称、構成員等を区議会に連絡するとともに、公表する。

なお、区対策本部については、第3部第1章(区における危機管理体制)の記載内容を参照する。

³⁶ 特措法第34条第1項

第2部 対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2節 初動期

2-3-1 区対策本部設置等の情報提供

- ① 区は、事態及び区対策本部設置等について、記者会見、ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて区民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。【総務部、総合政策部】
- ② 区は、区への対応について国、都、特措法に基づく指定（地方）公共機関、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。【総務部、健康部】

2-3-2 区対策本部設置に当たっての全庁を挙げた体制の構築

- ① 区は、事態の推移に応じて必要となる要員を柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。
- ② 区の各部署は、区インフルBCPに基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。
- ③ 区の各部署は、区対策本部が基本的対処方針に基づき具体的な対策を決定するまでの間、具体の対応を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。【各部】

2-3-3 新型インフルエンザ等の水際対策を行う検疫所等との連携

- ① 区は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、都と連携して、検疫所との連絡体制を確認する。【健康部】
- ② 区は、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者発生の場合に備え、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力する準備を行う。【健康部】

2-4 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

区は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、必要に応じて国の財政支援の活用も踏まえ、対策に要する経費について地方債を発行する³⁷ことを検討し、所要の準備を行う。【総合政策部】

³⁷ 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束³⁸するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに区民生活及び社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 区は、国が定める基本的対処方針及びJ I H Sから提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、区民生活や社会経済活動に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

【総務部、健康部】

- ② 区は、都や区内医療機関等の関係機関とも連携し、区内の感染状況について情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報や国や都が示すリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【総務部、健康部】

- ③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-2 国による総合調整及び指示

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対

³⁸ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第2部 対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う³⁹。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う⁴⁰。

② 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。

③ 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う⁴¹。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う⁴²。

なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く⁴³。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する⁴⁴。

3-1-3 都による総合調整

① 都は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施

³⁹ 特措法第20条第1項

⁴⁰ 特措法第20条第3項。なお、J I H S以外の指定公共機関に対する指示は、緊急事態宣言時のみ可能である（特措法第33条第1項）。

⁴¹ 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

⁴² 感染症法第51条の5第1項又は第63条の2第2項

⁴³ 感染症法第51条の5第2項

⁴⁴ 感染症法第51条の5第3項

する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う⁴⁵。

- ② 都は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、区市町村、医療機関、区市町村、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う⁴⁶。あわせて、都は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置区市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う⁴⁷。

3-1-4 職員の派遣・応援への対応

- ① 区は、区内における特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める⁴⁸。都は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする⁴⁹。【総務部、健康部】
- ② 都は、感染症対応に一定の知見を有し、感染者の入院等の要否の判断や入院調整、医療提供を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の道府県に対し、当該医療関係者の確保に係る応援を求める⁵⁰。【健康部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等のまん延により、区がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、区が実施すべき新型インフルエンザ等対策の代行を要請する⁵¹。【総務部、健康部】

3-1-5 必要な財政上の措置

区は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁵²し、必要な対策を実施する。【総合政策部】

3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等

⁴⁵ 特措法第24条第1項

⁴⁶ 感染症法第63条の3第1項

⁴⁷ 感染症法第63条の4

⁴⁸ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁴⁹ 特措法第26条の4

⁵⁰ 感染症法第44条の4の2

⁵¹ 特措法第26条の2第1項

⁵² 特措法第70条の2第1項

第2部 対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。

なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（まん延防止）の記載を参照する。

3-2-1 まん延防止等重点措置の公示

3-2-1-1 まん延防止等重点措置の公示までの手続等

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等⁵³を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

国等による、まん延防止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。

3-2-1-1-1 関係情報の報告

国及びJ I H Sは、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し分析する体制について、その時々必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。

3-2-1-1-2 推進会議への意見聴取

国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聴く。⁵⁴

3-2-1-1-3 まん延防止等重点措置の決定

国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。

⁵³ 特措法第31条の6第1項

⁵⁴ 特措法第18条第4項及び第5項

3-2-1-1-4 公示等

国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を変更する。

3-2-1-2 期間及び区域の指定

国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する⁵⁵。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意する。

3-2-1-3 都道府県による要請又は命令

都道府県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁵⁶。

3-2-1-4 まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する⁵⁷。

3-2-1-5 区民への理解促進等の区が行う取組

区は、まん延防止等重点措置として都が個人及び事業者等に対し実施する要請等について、区民等の理解促進を図るとともに、区内における感染状況等を踏まえて、必要に応じてまん延防止等重点措置の実施に関し、都に要請を行う。

3-2-2 緊急事態宣言の手続

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいい、以下「緊急事態宣言」という。）は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び

⁵⁵ 特措法第31条の6第1項

⁵⁶ 特措法第31条の8第4項

⁵⁷ 特措法第31条の6第4項

第2部 対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、上記「3-2-1 まん延防止等重点措置の公示」のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。

- ① 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する⁵⁸。また、国は緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する⁵⁹。
- ② 区は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置する⁶⁰。区は、区内における緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁶¹。また、区は緊急事態措置として都が個人及び事業者等に対し実施する要請等に対して、区民等の理解促進を図るとともに、区内における感染状況等を踏まえて、必要に応じて緊急事態措置の実施に関し、都に要請を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。

3-3-2 区対策本部の廃止

区は、国により新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示がされたとき

⁵⁸ 特措法第32条第1項及び第3項

⁵⁹ 特措法第32条第5項

⁶⁰ 特措法第34条第1項。なお、特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

⁶¹ 特措法第36条第1項

きは、遅滞なく特措法第34条第1項に基づき設置した区対策本部を廃止する⁶²。

なお、区が独自に必要なと判断し設置した区対策本部については、設置時と同様に区の判断で廃止する。【総務部、危機管理担当部】

⁶² 特措法第37条による同法第25条の準用

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

<目的>

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、国や都と連携して、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析するとともに、必要に応じて国や都等の行うリスク評価に協力し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、区民生活及び社会経済活動に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

1-1 実施体制

- ① 区は、必要に応じて都と協力しながら、地域における感染症の発生状況を速やかに収集・分析する体制を整備する。【健康部】
- ② 区は、国や都から提供された情報収集・分析結果について、必要に応じ関係機関に速やかに提供する。【健康部】
- ③ 区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、必要に応じて国や都と連携し、平時から体制を整備する。【健康部】

1-2 平時に行う情報収集・分析

区は、都と連携して効率的に感染症発生状況等の情報収集及び分析を行い、これらを活用するとともに、国や都等の示すリスク評価も踏まえて、感染症対策における意思決定及び実務上の判断を行う。情報収集・分析に当たっては、平時から関係

機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。【健康部】

1-3 訓練

区は、国やJ I H S、都、医療機関等の関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。【健康部】

第2節 初動期

< 目的 >

初動期には、都と協力し、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析を行うとともに、国や都等による迅速なリスク評価に協力する。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

2-1 実施体制

- ① 区は、国や都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒトーヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、総務部と健康部との相互で情報共有し、必要に応じて区長に報告する。【総務部、健康部】（再掲：第2部第1章第2節2-1-1 国からの情報収集）
- ② 区は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国や都と連携し、当該感染症に関する情報収集・分析を行う。【健康部】
- ③ 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や区医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【健康部】
- ④ 区は、国内外の感染症発生状況に関する情報を、厚生労働省、J I H S、検疫所、東京都健康安全研究センター等から速やかに収集・分析し、その結果を必要に応じて庁内で共有する。【健康部】

2-2 リスク評価

2-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 区は、国や都等が示すリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【健康部】
- ② 区は、区民生活及び社会経済活動に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が区民生活及び社会経済活動等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。【総務部、関係各部】

2-2-2 リスク評価体制の強化

区は、国やＪＩＨＳ、都等の関係機関と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析するとともに、国や都等による継続的なリスク評価の実施に協力する。また、有事の際に、必要な情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。

さらに、情報収集・分析結果について、区民及び関係機関に分かりやすく、情報提供・共有する。【健康部】

2-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、国や都等が示すリスク評価に基づき、関係機関と連携しながら、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【健康部】

2-3 情報収集・分析から得られた情報の公表

区は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。

区は、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【総合政策部、総務部、健康部】

第3節 対応期

<目的>

感染拡大の防止を目的に、国や都と連携して、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析（ウイルスの伝播^ば性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）を行うとともに、国や都等の実施するリスク評価に協力する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と区民生活及び社会経済活動との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、国や都等が行う継続的なリスク評価に必要な応じて協力する。

3-1 実施体制

区は、国内外の感染症発生状況に関する情報を、厚生労働省、J I H S、検疫所、東京都健康安全研究センター等から速やかに収集・分析し、その結果を必要に応じて区内で共有するとともに、区民や医療機関等へ幅広く提供する。【健康部】

3-2 リスク評価

3-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 区は、国や都等から提供される、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、発生状況、臨床像に関する情報等を踏まえ、地域における総合的なリスク評価を実施する。【健康部】
- ② 区は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、区民生活及び社会経済活動に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。【総務部】

3-2-2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 区は、積極的に国及び都と連携し、国や都等が実施するリスク評価に協力する。【健康部】
- ② 区は、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、区内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【健康部】
- ③ 区は、国や都から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、区民等に分かりやすく情報を提供・共有する。
【総合政策部、総務部、健康部】

3-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、国や都等が示すリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、区は、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。【総務部、健康部】

3-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

区は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。

区は、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【総合政策部、総務部、健康部】

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

<目的>

本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、区は、都と協力しながら地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上でその結果を評価することが大切である。そのためには、平時からサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、区内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、感染症危機管理上の意思決定につなげる。

1-1 実施体制

- ① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関⁶³からの患者報告や、J I H S や地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。また、国は、J I H S と連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。
- ② 区は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。【健康部】

⁶³ 感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関

- ③ 区は、感染症サーベイランスシステム、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）⁶⁴等を活用し、迅速かつ的確な情報収集・分析を行い、区、都、東京都健康安全研究センター、医療機関等における緊密な情報連携体制の構築に協力する。また、有事の際の円滑な情報収集を実現するため、都と協力し、医療機関からの電磁的方法による発生届の提出を促進する。【健康部】
- ④ 区は、必要に応じて都に対し、東京都実地疫学調査チーム（TEIT）の派遣要請を行い、積極的疫学調査の企画立案・実施・評価等の支援を受け、疫学調査の実施体制強化に努める。
- ⑤ 区は、国や都と協力しながら、国内外の感染症に関する情報を迅速に収集、分析し、区民や医療機関等の関係機関に発信するとともに、都が実施する専門的・技術的な支援や人材育成の機会を活用するなど、集積した知見を生かし、区の感染症対策の向上を図る。【健康部】

1-2 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 区は、平時から、都と連携し、季節性インフルエンザに関する患者発生サーベイランス、病原体サーベイランス、集団発生時報告、入院サーベイランス、クラスターサーベイランス等各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。【健康部】
- ② 区は、都やJ I H S等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステム及び感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）を活用し、発生状況や検査結果について共有する。【健康部】
- ③ 区は、ワンヘルス・アプローチ⁶⁵の考え方にに基づき、東京都健康安全研究センター、都等と連携し、家きん、豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況の把握及び新型インフルエンザ等の発生を監視する。また、医療機

⁶⁴ 感染症指定医療機関、都区保健所等の感染症対策に携わる諸機関等において、感染症に係る情報収集・分析機能の強化及び一類感染症等の発生時における迅速・的確な対応を確保するため、各機関間を結ぶ情報ネットワークシステム

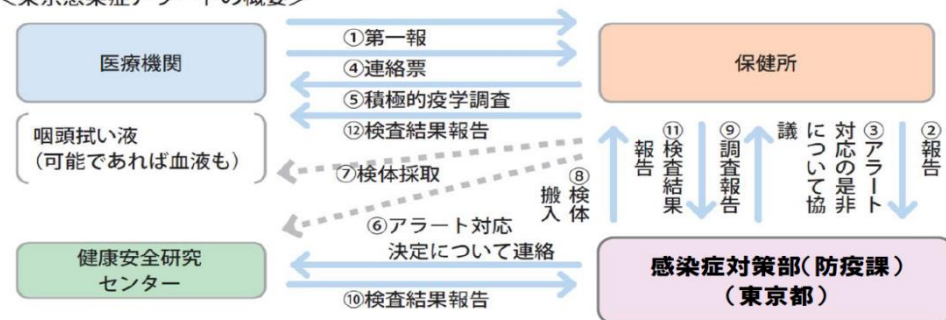
⁶⁵ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第 1 節 準備期

④ 区は、国及び都等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを利用した疑似症サーベイランス⁶⁶等による新型インフルエンザの早期探知の運用の習熟を行う。【健康部】

⑤ 区は、都と協力し、東京感染症アラート（鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群の感染の発生地域からの帰国者などで当該症例が疑われる患者が医療機関で確認された場合に、保健所に報告し、疫学調査及び病原体検査を速やかに実施する仕組み）を活用して患者発生の早期把握を図る。

＜東京感染症アラートの概要＞



対象疾患 ※	重症急性呼吸器症候群（SARS）	鳥インフルエンザ（H5N1）
	中東呼吸器症候群（MERS）	鳥インフルエンザ（H7N9）

※ 上記感染症のほか、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症などが発生し、都内において感染が疑われる事例が確認された際に、早期の患者把握のため、保健所での疫学調査及び病原体検査等の対応につなぐ必要がある場面は、アラート対応を実施する。

48

1-3 人材育成及び研修の実施

区は、新型インフルエンザをはじめとする多様な感染症に総合的に対応でき、感染症危機管理を担う人材を育成するため、感染症危機管理において中心的な役割を果たし、公衆衛生を担当する保健所職員等を対象として、研修を実施するとともに、東京都健康安全研究センターや国その他の専門機関が実施する研修への派遣を通じて、専門性の向上を図る。

また、育成した人材を積極的に研修会の講師として活用するなど、その成果を感染症対策に携わる各機関で共有していく。【健康部】

1-4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- ① 区は、新型コロナ対応での取組実績を参考に、新型インフルエンザ等の発生を見据えながら、デジタル技術の活用など、更なる業務の効率化に取り組む。
【健康部】

- ② 区は、区医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の重要性を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう周知徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症法の改正により電磁的方法による発生届の提出について、感染症指定医療機関の医師については義務化され、その他の医師については努力義務化されたことを踏まえ、都及び関係機関と協力し、医療機関への働き掛けを行っていく。【健康部】

1-5 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【健康部】
- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【総合政策部、総務部、健康部】

第2節 初動期

< 目的 >

初動期において、区は区内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、都や関係機関と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、国や都によるリスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2-1 実施体制

新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知することが重要である。このため、平時において通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。【健康部】

2-2 リスク評価

2-2-1 有事の感染症サーベイランス⁶⁷の開始

- ① 区は、国及び都と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義の確認を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスに協力する。

また、感染症の特徴（感染経路等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。【健康部】

- ② 区は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を東京都健康安全研究センター等に送付し、亜型等の同定を行い、東京都健康安全研究センター等は、J I H S に疑似症として報告する。【健康部】

⁶⁷ 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。

2-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階での国や都等の示すリスク評価に基づき、国や都と連携し、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【健康部】

2-3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。また、必要に応じ、区長に対し、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者（東京都に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する市区町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時、その他厚生労働省令で定める情報を提供・共有する。【総務部、健康部】
- ② 区は、情報の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【総合政策部、健康部】

第3節 対応期

<目的>

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、国や都と連携しながら、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、国や都によるリスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、都と連携して、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しに適宜協力する。

3-1 実施体制

国内の患者数が増加し、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

新型コロナ対応時において、ウイルスの変異は、感染力、重症化の程度、ワクチン接種の効果などに様々な影響を及ぼしたことから、変異株サーベイランスを実施した。

区は、初動期に実施していたサーベイランスについて、国の方針や専門家の意見も踏まえ、都と連携して、実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しに適宜協力する。【健康部】

3-2 リスク評価

3-2-1 有事の感染症サーベイランスの実施

区は、国及び都と連携し、区内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県及び保健所、医療現場等の負担も過大となる。

このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の

把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。

区は、都と連携して、国が実施する感染症サーベイランスに協力するほか、必要に応じ、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【健康部】

3-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえ国や都等が示すリスク評価に基づき、国や都と連携して、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況や国及び都の方針、専門家の意見等も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。【健康部】

3-3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。また、必要に応じ、区長に対し、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者（東京都に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する市区町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供・共有する。【総務部、健康部】
- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【総合政策部、健康部】

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、区民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁶⁸を高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた区民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

- ① 区は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染予防策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、情報提供する。その際、区民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障害者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う⁶⁹。これらの取組等を通じ、区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染予防策の実施が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて

⁶⁸ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環

⁶⁹ 特措法第13条第1項

て啓発する。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

- ② 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、区は、関係機関や団体等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

【総合政策部、総務部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、教育委員会事務局、関係各部】

- ③ 区立学校等に対しては、区教育委員会を通じ、区立学校等における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策について周知する。また、必要に応じ、区内の私立学校等においても、同様の周知を行う。【総務部、教育委員会事務局】

- ④ 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため区は、リーフレット、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、区や都からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。【総合政策部、総務部、健康部】

<情報提供・共有の形態及び方法>

【情報提供・共有の形態及び方法】

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング
	ホームページ
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	S N S（文字ベースのもの）
	S N S（動画ベースのもの）
B メディア等を通じた 広告、提供・共有	新聞等広告
	インターネット広告
	電子看板、街頭ビジョン
	掲示板、その他の地域独自の媒体

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有
	公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス
	防災行政無線

【リスク情報の伝え方】

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、以下のような点に留意することが重要である。

- a 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分を取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。
- b 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。
- c リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人、その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知

識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する⁷⁰。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- ① 区は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更にSNS等によって増幅されるインフォデミック⁷¹の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、区民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】
- ② 感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

区は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて区民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
【総合政策部、総務部、福祉部、健康部、関係各部】
- ② 区として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等の発生時に、医師会等の業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有

⁷⁰ 特措法第13条第2項

⁷¹ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

の在り方を整理する。【総務部、健康部、関係各部】

- ④ 区は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【健康部】
- ⑤ 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得ながら、情報提供する。【総合政策部、総務部、健康部】

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 区は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

< 広聴の形態及び方法 >

【広聴の形態及び方法】

形態	方法
A ツール等を通じた意見や関心の聴取	ホームページへの意見
	ホームページのアクセス分析
	ソーシャルリスニング (SNS等での発信状況の収集・分析)
	コールセンターへの質問・意見(*)
	パブリックコメント
B 間接的な意見や関心の聴取	各種団体からの要望や情報提供・共有等

(注) (*) コールセンターでの応答の基となるQ & Aは、ホームページで公表するなど、利用者の利便性に資するよう運用する。

- ② 区は、コールセンター等を設置する準備を進める。【健康部、関係各部】
- ③ 区は、区民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。【総合政策部、総務部、健康

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

部、関係各部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、区民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、国や都の情報に基づき、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

2-1-1 区における情報提供・共有について

- ① 区は、感染症の発生状況及び感染予防策等について、報道発表、記者会見、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、区は、区が伝えたい情報等を区民等と正しく共有できるよう、国や都、関係機関と連携し、分かりやすいメッセージを発信する。【総合政策部、総務部、健康部】
- ② その際、個人レベルでの感染予防策の実施が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】
- ③ 発生段階や政府の緊急事態宣言に際しては、必要に応じて区長コメントを発表し、感染症予防策の徹底などを呼び掛ける。【総合政策部、総務部、健康部】
- ④ 区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総合政策部、総務部、

健康部、関係各部】

- ⑤ 区は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、区民や報道機関等に対して、偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。

【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

- ⑥ 区は、感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設ページの開設を必要に応じて準備する。【総合政策部、総務部、健康部】

- ⑦ 区は、区の報道発表を「新宿区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、区全体の対応を分かりやすくするため、ホームページに掲載し、情報を集約する。【総合政策部、総務部、危機管理担当部、関係各部】

- ⑧ 区は、都からの情報提供・共有を受け、都からの依頼も踏まえて、区民等への情報提供を行う。【総合政策部、総務部、関係各部】

- ⑨ 区は、区立学校等や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。【福祉部、教育委員会事務局】

- ⑩ 区は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【健康部】

- ⑪ 区は、外国人向けを含めたホームページやSNS等を通じての広報を行う。【関係各部】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 区は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【総合政策部、総務部、健康部】

- ② 区は、コールセンター等を速やかに設置する。【健康部、関係各部】

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第2節 初動期

関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることなどについて、区民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、区民等に周知する。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

- ② 区は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

第3節 対応期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、区は、区民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する区民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染予防策の実施が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努める。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 区は、区民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】
- ② その際、個人レベルでの感染予防策の実施が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】
- ③ 発生段階や政府の緊急事態宣言に際しては、必要に応じて区長コメントを発表し、感染症予防策の徹底などを呼び掛ける。【総合政策部、総務部、健康

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

部】

- ④ 区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】
- ⑤ 区は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、区民や報道機関等に対して、偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。
【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】
- ⑥ 区は、区民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係部等の情報を集約の上、総覧できる特設ページを運営する。【総合政策部、総務部、健康部】
- ⑦ 区は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】
- ⑧ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。区は、それらを踏まえ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【健康部】
- ⑨ 区は、外国人向けを含めたホームページやSNS等を通じての広報を行う。
【関係各部】

3-1-2 都と区の間における感染状況等の情報提供・共有について

区は、区民にとって最も身近な行政主体として、区民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や区民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等の生活支援に協力することなどがあり得る。

3-1-3 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 区は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコール

センター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【総合政策部、総務部、健康部】

- ② 区は、コールセンター等を継続して運営する。【健康部、関係各部】

3-1-4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることなどについて、区民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、区民等に周知する。

【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

- ② 区は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【総合政策部、総務部、関係各部】

3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

区は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。また、ウイルスに変異があった場合は、以下の対応を繰り返し実施することもあるため、国や都の情報に基づき、都度対応する。

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 区内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、区は、区民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。【総務部、健康部、関係各部】
- ② 区民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染予防策の実施が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、区民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、区は、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、区民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している国や都の科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【総務部、健康部、関係各部】

3-2-2-2 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や区民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得る。【総務部、健康部、関係各部】

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染予防策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のり

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

スクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。【総合政策部、総務部、健康部、関係各部】

第5章 水際対策

第1節 準備期

<目的>

平時から国や都が実施する水際対策における区との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国や都と連携し、対応する。

また、平時から国や都と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

1-1 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 区は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を行い、平時から連携体制の確認を行う。【健康部】
- ② 国において、帰国者等の健康監視⁷²や都道府県等への情報共有等を円滑に行うためシステムを整備した場合、区は、国や都の指示に従い、当該システムの内容を確認するとともに、訓練等を通じた操作の習熟を図る。【健康部】

1-2 出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備

区は、国や都が実施する体制整備に関し、適宜、適切に情報共有を行い、区における対応方針を整理する。【健康部】

1-3 国等との連携

平時から国や都が実施する水際対策との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国や都と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。【健康部】

⁷² 検疫法第18条第4項

第2節 初動期

< 目的 >

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に国が実施する水際対策に協力することにより、区内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、区内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

区の感染状況を適宜国及び都に報告し、国や都が実施する水際対策の方針決定のための情報提供を実施する。国及び都において水際対策が変更された場合には、速やかに体制を変更する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

区は、国や都と連携し、健康監視対象者の情報を入手し、他自治体や東京都健康安全研究センター等の関係機関と情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。【健康部】

2-2 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等⁷³

国において、当該感染症が検疫法上の感染症の類型のいずれかに該当するかの検討がなされ、感染症の政令指定が行われた場合、区は、速やかに都や関係機関と情報共有するとともに、あらかじめ指定された体制に移行する。【健康部】

2-3 検疫強化への協力

- ① 区は、国や都から健康監視対象者の情報を入手し、他自治体や東京都健康安全研究センター等の関係機関と情報共有するなど、健康監視に協力する。【健康部】
- ② 区は、国及び都の対応状況に関する情報提供を適宜受け、必要な感染症対策を実施する。【健康部】

2-4 システムの稼働

国において、隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働した場合、区は、当該システムと連携し、円滑に健康監視を実施する。【健康部】

⁷³ 検疫法第2条、第34条及び第34条の2

2-5 新型インフルエンザ等の感染疑い及び有症状者等への対応

- ① 区は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。
【健康部】
- ② 区は、国の方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し、健康観察を行う。
【健康部】

2-6 情報提供

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合において、国が感染症危険情報を発出した際は、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行うとともに、ホームページ等においても注意喚起を行う。【総合政策部、総務部、健康部】
- ② 区は、区内の学校等に対し、発生国・地域に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知を依頼する。【総合政策部、教育委員会事務局】

2-7 在外邦人支援

区は、国や都が実施する帰国者対応に関し、必要な協力を実施する。【健康部】

第3節 対応期

< 目的 >

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国や都、関係機関と連携する。

3-1 封じ込めを念頭に対応する時期

区は、2-5 の対応を継続する。【健康部】

3-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ① 国は、初動期の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。

また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

- ② 区は、国が公表した水際対策の方針変更について、関係機関等と速やかに情報共有するとともに、2-5 の対応を継続する。【健康部】

3-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

国は、初動期の対応を継続しつつ、以下の①から③までの取組を行う。

- ① 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。
- ② 国は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小し、又は中止する。
- ③ 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第5章 水際対策

第3節 対応期

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

- ④ 区は、国が公表した水際対策の方針変更について、都や関係機関等と速やかに情報共有するとともに、2-5 の対応を継続する。【健康部】

3-4 水際対策の変更の方針の公表

- ① 国は、水際対策の強化、緩和又は中止を行うに当たっては、その方針について国内外に公表するとともに、関係機関等に必要な対応を依頼するとされている。
- ② 区は、国が公表した水際対策の方針変更について、都や関係機関等と速やかに情報を共有し、必要に応じて 2-5 の対応の永続や中止等について判断を行い、適切に対応する。【健康部】

第6章 まん延防止

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、区民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、新宿区は、約35万人の生活の場であるとともに、オフィス街や商業施設、歓楽街が多く集まる日本有数の商業の中心地であり、新型インフルエンザ等が発生し、区民等が免疫を獲得していない段階では、区内において感染が急速に拡大し、区民生活及び社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について区民や事業者から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 区は、本計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、区民の生命及び健康を保護するためには区民一人一人の感染症対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。【総合政策部、総務部、健康部】
- ② 区は、平時から区民に対して、区医師会等の医療関係団体、企業団体等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。【総務部、健康部】
- ③ 区は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置⁷⁴による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の

⁷⁴ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第1節 準備期

要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【総務部、文化観光産業部、健康部、関係局】

第2節 初動期

< 目的 >

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 区内でのまん延防止対策の準備

- ① 区は、国及び都と相互に連携し、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と相互に連携し、適切に対応する。【健康部】
- ② 区は、国や都等から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく有効なまん延防止対策に資する情報を速やかに入手し、区における対策を検討する。【健康部】
- ③ 区は、国からの要請を受けて、区インフルBCPに基づく対応の準備を行う。【総務部、危機管理担当部、関係各部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護する。その際、区民生活及び社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、区民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

3-1 まん延防止対策の内容

感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、都内の感染状況、医療提供体制への負荷の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる⁷⁵。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、区民生活及び社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、3-1 に記載される、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置として都が個人及び事業者等に対し実施する要請等に対して、区は、区民等の理解促進を図るとともに、区内における感染状況を踏まえて、必要に応じてそれらの措置及び要請等の実施を都に働きかける。【総合政策部、総務部、健康部】

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

区は、国や都と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）⁷⁶や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁷⁷等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

患者に対し、感染症法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施することによ

⁷⁵ 本節において、都を主語とし、特に根拠法令や注釈の記載をしていないものについては、特措法第 24 条第 9 項の規定に基づく要請として行うことを想定している。

⁷⁶ 感染症法第 26 条第 2 項の規定により準用する感染症法第 19 条

⁷⁷ 感染症法第 44 条の 3 第 9 項及び第 10 項

り、当該患者の濃厚接触者（家族・同居者等）を特定し、拡大防止に係る対応（外出自粛要請、抗インフルエンザ薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。【健康部】

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の区民に対する要請等

3-1-2-1 外出等に係る要請等

都は、まん延防止等重点措置として、重点区域⁷⁸において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請⁷⁹や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請⁸⁰を行う。区は、それらに対する区民等の理解促進を図るとともに、区内の感染状況に応じてそれらの措置及び要請の実施を都に対して働きかける。また、区は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛要請を行う。【総合政策部、総務部】

【外出自粛要請（特措法第24条第9項又は第45条第1項）】

居宅等からの不要不急の外出や移動の自粛を求めること。「不要不急の外出や移動」とは、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、業務の都合上必要となる職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除いた外出を指す。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-2-2 基本的な感染症対策に係る要請等

区は、区民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。【総務部、文化観光産業部、健康部、関係各部】

⁷⁸ 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

⁷⁹ 特措法第31条の8第2項

⁸⁰ 特措法第45条第1項

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

【要請等の例】

感染拡大につながる場面の制限として、人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等を行うことが考えられる。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1 営業時間の変更や休業要請等

都は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

【営業時間の変更の要請等（特措法第31条の8第1項、第24条第9項）】

多数の者が利用する場所で、感染拡大が生じている業態に属する事業を行う者に対して、休業まで至らない営業時間の短縮等の要請を行うこと。当該業態を判断するに当たっては、施行令第5条の4に規定する以下の事項を勘案して措置を講ずる必要があると認められる者に対して行う。

- ・ 業態ごとの感染症患者等の数
- ・ 感染症患者等のうち同一の事実起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況
- ・ 新型インフルエンザ等の発生の動向や原因

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-2 学校等や社会福祉施設等における対応

3-1-3-2-1 区立学校（園）

- ① 新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒等への対応については、病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

【健康部、教育委員会事務局】

- ② 患者等の集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒等の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）等の措置を講ずる。【健康部、教育委員会事務局】
- ③ 同じ地域や地域内の区立学校（園）での流行が確認された場合は、区立学校（園）における発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し、区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校（園）の閉鎖について検討する。【健康部、教育委員会事務局】

3-1-3-2-2 私立学校等

- ① 各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。【総務部、子ども家庭部、健康部、教育委員会事務局】
- ② 患者との接触者が関係する地域の私立学校等について、まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して要請する。さらに、感染が拡大し、区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じて臨時休業の検討について要請する。【総務部、健康部】

3-1-3-2-3 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。【総務部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部】

【新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設（多数の者が利用する施設）】表1

- i 学校（iiiに掲げるものを除く。）
- ii 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

- iii 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
- iv 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- v 集会場又は公会堂
- vi 展示場
- vii 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第53条の16第1項に規定する個人防護具をいう。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- viii ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ix 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- x 博物館、美術館又は図書館
- xi キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- xii 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- xiii 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- xiv 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（xiに該当するものを除く。）

※ iii～xivの施設については、1,000㎡超の施設が対象。

※ iii～xivの施設であって1,000㎡以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第11条第1項第15号の規定に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第45条の規定に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いた上で判断する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-3 まん延の防止のための措置の要請

都は、必要に応じて、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要

請する⁸¹。

3-1-3-4 3-1-3-1 及び 3-1-3-3 の要請に係る措置を講ずる命令等

都は、上記 3-1-3-1 又は 3-1-3-3 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、その必要性や該当性等の検討を踏まえ、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる⁸²。

【まん延の防止のための措置の要請の内容と主な留意事項】

- (ア) 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- (イ) 入場者の感染防止のための整理及び誘導
- (ウ) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (エ) 手指の消毒設備の設置
- (オ) 事業所・施設の消毒
- (カ) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (キ) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止

緊急事態宣言時において、都道府県知事は、表1以外の以下の社会経済活動を維持する上で必要な施設についても、特措法施行令第12条で定める使用制限以外の対応を参考に、基本的対処方針を踏まえ、手指の消毒設備の設置、入場者数の制限等の特措法第24条第9項による協力の要請を行う。

- a 病院又は診療所
- b 卸売市場、食料品売場
- c 飲食店、料理店
- d ホテル又は旅館
- e 寄宿舍又は下宿
- f 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- g 工場
- h 銀行

⁸¹ 特措法第31条の8第1項及び第45条第2項

⁸² 特措法第31条の8第3項及び第45条第3項。当該命令に違反した場合は、特措法第80条第1号及び第79条の規定に基づき過料が科され得る。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

i 事務所

j 保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署

k 公衆浴場

l 表1の施設であって、1,000 m²以下の施設（表1のi、ii及び施行令第11条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣が例外的に定めたカテゴリーの施設を除く。）

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-5 施設名等の公表

都は、上記3-1-3-1、3-1-3-3及び3-1-3-4のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する⁸³。

【特措法における事業者等に対する休業要請や時短要請等に係る整理】

状況	右記以外の状況	まん延防止等重点措置の 公示の対象となる状況	緊急事態宣言の対 象となる状況
根拠規定	第24条第9項	第31条の8 （まん延防止等重点措置）	第45条第2項（緊 急事態措置）
措置の相手方	条文上は制限がないが、規定の趣旨から以下のとおり限定する。 ・施行令第11条に規定する施設の管理者等	感染者が継続して発生するとともに、当該感染者の数が増加して推移するおそれがある業態に係る事業を行う者	施行令第11条に規定する施設（表1）の管理者等

⁸³ 特措法第31条の8第5項及び第45条第5項

措置内容	要請	要請 ・施設の営業時間の変更 ・その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として施行令第5条の5に規定する措置	要請 ・施設の使用制限 ・催物の開催制限 ・施設の営業時間の制限 ・施行令第12条に規定する措置
履行確保措置	特になし（要請に従うかどうかは相手方の自主的判断）	要請に従わない場合の命令 命令に違反した場合の過料	
立入検査等の可否	不可	可	可

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-6 その他の事業者に対する要請

- ① 区は、事業者に対して、職場における感染症対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染症対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う保育施設や学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。【総務部、文化観光産業部、子ども家庭部、健康部、教育委員会事務局】
- ② 区は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染症対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。【総務部、危機管理担当部、関係各部】
- ③ 区は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染症対策を強化するよう要請する。【福祉部、健康部】

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

区は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施・要請を国や都に対して働きかけることを検討するとともに、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。【総務部】

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きくりの分類に応じた対応の考え方を示すが、区は、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国や都等による分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

区は、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の区民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、区は、上記「3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期」と同様に、区内の状況に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施・要請を国や都に働きかけることを検討するとともに、強度の高いまん延防止対策を講ずる。【総務部】

3-2-2-2 病原性が高く、感染性が低い場合

区は、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施・要請を国や都に働きかけることを検討する。【総務部】

3-2-2-3 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、区は都と連携し、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、都による宿泊療養や自宅療養等の体制確保、都予防計画及び都医療計画に基づく医療機関の役割分担の適切な見直し等に対し、必要に応じて協力する。

上記の対策を行ってもなお、区内において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を区民等及び事業者へ幅広く呼び掛けるとともに、国による業界団体等との調整、好事例の提供や導入支援等を踏まえ、都と連携して、より効果的・効率的な感染症対策を実施する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施・要請を国や都に対して働きかけることを検討する。【総務部、健康部】

3-2-2-4 子どもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、保育施設や学校等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記「3-1-3-2 学校等や社会福祉施設等における対応」を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、施設の使用制限等⁸⁴を講ずることにより、保育施設や学校等における感染拡大を防止することも検討する。【総務部、地域振興部、福祉部、子ども家庭部、健康部、教育

⁸⁴ 特措法第45条第2項

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

委員会事務局】

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合、区は、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、都と連携して特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記「3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期」に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う区民生活及び社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。【総務部、健康部】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、都と連携し、必要に応じて、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。【総務部、健康部】

【対策の強度に関するイメージ】

弱		強	
2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等	(1) 外出等に係る要請	③ 都道府県間の移動の自粛要請 ② 営業時間の変更に係る要請に係る場 ① 外出自粛要請	
	(2) 基本的な感染対策に係る要請等	① 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の取エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、人混みを避けること等） ② 感染拡大につながる場面の制限（人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等）	
	(3) 回避・渡航中止の勧告等	○ 回避・渡航中止の勧告等	
	(1) 休業要請や営業時間の変更等	② 営業時間の変更の要請等 ① 施設の使用制限や休業要請等	
	(2) まん延の防止のための措置の要請	(ア) 従業員に対する検査を受けることの勧奨 (イ) 入場者の感染防止のための整理及び誘導 (ウ) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 (エ) 手指の消毒設備の設備 (オ) 事業所・施設の消毒 (カ) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 (キ) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止	
	3. 事業者や学校等に対する要請	(3) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等	① まん延防止等重点措置に係る命令 ② 緊急事態措置に係る命令
(4) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る施設名の公表等		① まん延防止等重点措置に係る公表 ② 緊急事態措置に係る公表	
(5) その他の事業者に対する要請		① 職場における感染対策等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等 ② イベント等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等 ③ 出張の延期・中止の勧告 ④ 事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組の実施	
(6) 学級閉鎖・休校等の要請		○ 学級閉鎖・休校等の要請	
○ 基本的な感染対策に係る要請			
○ 減便等の要請			

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

【特措法第31条の8、第45条 手続フロー】

事項	手順
0. 特措法第24条第9項による要請（注意のため）	
① 要請	・ 業態や施設類型ごとに協力の要請を行う
1. 特措法第31条の8第1項又は特措法第45条第2項の要請、要請を行った旨の公表	
① 学識経験者の意見聴取	・ 要請の必要性等について意見聴取
② 要請	・ 要請対象の確定 ・ 要請内容の確定
③ 要請を行った旨の公表	・ ウェブサイト等での公表
2. 事案の把握・施設管理者等の特定	
① 事案の把握	・ 各都道府県における見回り、地域住民等からの情報提供等により、営業時間短縮を要請した時間を超えて営業している、休業していない等の事案を把握
② 該当施設等及び施設管理者等の特定	・ 該当する施設等を特定し、連絡先を確認 ・ 該当施設に問い合わせて、施設管理者等を特定
3. 施設管理者等への連絡	
① 施設管理者等への連絡	・ 施設管理者等に連絡し、法の趣旨及び情報提供の内容を伝え、事実確認を実施
② 是正の依頼、現地確認の事前連絡	・ 要請に従っていないことが確認されたら、まずは電話等で是正を依頼し、現地確認について事前連絡
4. 現地確認	
① 現地確認	・ 事前に連絡した訪問日時に現地を訪問
② 立入検査	・ 現地訪問の際、任意の協力を拒まれた場合は、立入検査の事前通知文書を手交 ・ 事前通知の文書に記載した訪問日時に立入検査 ・ 相手方が、報告徴収・立入検査を拒否等した場合
5. 命令、命令を行った旨の公表	
① 現地確認	・ 当該施設等が要請に従っていないことの確認
② 学識経験者の意見聴取	・ 当該施設等について、命令の必要性があるかの意見聴取
③ 「特に必要があると認めるとき」であることの判断	・ 当該施設等や業態、区域等の状態を踏まえ判断

④ 弁明の機会の付与	・ 弁明の機会を付与
⑤ 命令	・ 文書を送付して命令
⑥ 命令を行った旨の公表	・ ウェブサイト等での公表
6. 命令違反の確認	
① 現地確認	・ 当該施設等が命令に従っていないことの確認
7. 命令違反について、知事から裁判所への通知	
① 知事から地方裁判所への通知	・ 命令違反について、知事から地方裁判所に通知
8. 過料の裁判・執行	
① 過料の裁判	・ 裁判所における手続
② 過料の裁判の執行	・ 検察官の命令で執行

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）を都にて、一部抜粋。各手続における留意事項は、当該ガイドラインを参照のこと。

3-3 国におけるまん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

上記「3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方」に基づき対応するに当たり、国におけるまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりである。

なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第1章第3節（「実施体制」における対応期）3-2の記載を参照する。

- ① 区は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施要請を国や都に働きかけるかを検討する。【総務部】
- ② 国は、J I H S 及び都と緊密に連携し、J I H S 等から得られる科学的知見や都の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

- ③ ただし、上記 3-2 のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、国は、これらの措置の必要性や内容を判断する。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを国民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、J I H S 等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記イ「病原体の性状等に応じて対応する時期」と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 研究開発の推進

区は、都が支援する大学等の研究機関におけるワクチン開発について、必要に応じて協力する。

また、区は、都が、研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することについて必要に応じて協力することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

1-2 ワクチンの接種に必要な資材

区は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるように準備する。【健康部】

1-3 ワクチンの供給体制

1-3-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

区は、実際にワクチンを供給するに当たっては、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、区内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3-2 登録事業者の登録に係る周知

区は、国が管理する特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録について、事業者に対し登録作業に係る周知を行う。国は、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。【総務部、健康部】

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。【健康部】
- ② 区は、区医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【健康部】

1-4-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員については、区を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。このため、区は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

特定接種の対象となり得る区職員については、区が対象者を把握し、国に人数を報告する。

特定接種を事業者において実施する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設について新たに許可が必要な場合には、区は迅速に対応する。【総務部、健康部】

1-4-3 住民接種

区は、平時から以下の①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 区は、国等の協力を得ながら、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁸⁵。【健康部】

ア 区は、住民接種については、国及び都の協力を得ながら、希望する区民全員

⁸⁵ 予防接種法第6条第3項

が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、区医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
 - ii 区の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、都道府県及び区市町村間や、区医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する区民への周知方法の策定
- イ 区は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区の関連部署が連携し、これらの者への接種体制を検討する。
- ウ 区は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、区は、区医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、区医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得られるように努める。
- エ 区は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第1節 準備期

を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、区医師会等と委託契約を締結し、区医師会等が運営を行うことも検討する。【健康部】

② 区は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する区の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。【健康部】

③ 区は、速やかに接種できるよう、区医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。【健康部、教育委員会事務局、関係各部】

1-5 情報提供・共有

区は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、区民等の理解促進を図る。【総合政策部、健康部】

1-5-1 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy³³」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、区は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。【健康部】

1-5-2 区における対応

区は、定期の予防接種の実施主体として、区医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び区民への情報提供等を行うこととなり、都は、こうした区の取組を支援することとなる。【健康部】

1-5-3 保健衛生以外の分野との連携

区が、予防接種施策を推進するに当たっては、医療関係者及び保健衛生以外の分野、具体的には労働、介護保険、障害保健福祉等の分野を所管とする関係各部署の連携・協力が重要であり、区は、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、区は、区教育委員会等との連携を推進する。具体的には、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を区教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。【健康部、教育委員会事務局】

1-6 DXの推進

- ① 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。
- ② 国は、情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）⁸⁶等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。
- ③ 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるように情報基盤を整備する。
- ④ 区は、区が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システ

⁸⁶ 平成20（2008）年4月から施行されている高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析等に用いるデータベースとして、レセプト情報や特定健診・特定保健指導情報等を格納・構築しているもの

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第1節 準備期

ムの整備を行う。【総合政策部、健康部】

- ⑤ 区は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の予診票等を送付する必要があることに留意する。【総合政策部、健康部】
- ⑥ 区は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を区民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【総合政策部、健康部】

第2節 初動期

< 目的 >

区は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 接種体制

2-1-1 流通させるための体制の構築

区は、区内において特定接種又は住民接種を行う場合に用いるワクチンを円滑に流通させるための体制構築の手順を確認する。【健康部】

2-1-2 接種体制の準備

区及び都は、国から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。【健康部】

2-1-3 接種体制の構築

区は、地域の関係者と協力して接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。【総務部、健康部】

2-1-4 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

都は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請等を行う⁸⁷。区は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、都に対し、医療機関への協力要請等を行うよう求める⁸⁸。また、都は、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師等に接種を行うよう要請する⁸⁹ことを検討する。【健康部】

2-1-5 特定接種

⁸⁷ 特措法第31条第3項及び第4項

⁸⁸ 特措法第31条第6項

⁸⁹ 特措法第31条の2及び第31条の3

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第2節 初動期

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、区は、区医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、区は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて区医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【総務部、健康部】

2-1-6 住民接種

- ① 区は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

【健康部】

- ② 接種の準備に当たっては、健康部保健予防課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、人事課等も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。【総務部、健康部】
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部署を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、都の保護施設担当部局及び福祉事務所、区の介護保険・障害保健福祉・保健衛生をそれぞれ所管する各部署が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を区の介護保険や障害保健福祉をそれぞれ所管する各部署、又は都の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る区医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。【健康部、関係各部】
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、区は区医師会等の協力を得て、その確保を図る。【健康部】
- ⑤ 区は、接種が円滑に行われるよう、区の実情に応じて、区医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、

必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、都道府県においては、区市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。【健康部】

- ⑥ 区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区の介護保険を所管する部署等や、区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【福祉部、健康部】

- ⑦ 区は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。【総合政策部、総務部、健康部】

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、区の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。【健康部】

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都や地域の医療関係者、消防機関等の協力を得ながら、

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第2節 初動期

地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て区市町村が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、区が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。【健康部】

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和45年法律第137号)の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。【健康部】

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。【健康部】

第3節 対応期

<目的>

区は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が区内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1 供給の管理

- ① 区は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第3章3節を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【健康部】
- ② 区は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。【健康部】
- ③ 区は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。【健康部】
- ④ 区は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等に協力する。【健康部】

3-1-2 ワクチン等の流通体制の構築

区は、接種に必要なワクチン等を医療機関や接種会場に円滑に流通できる体制を構築する⁹⁰。【健康部】

⁹⁰ 予防接種法第6条

3-1-3 ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有

- ① 区は、ワクチン等の納入量等に関する国及び都との緊密な情報共有に努め、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する納入量の見込や納入時期等について早期に情報提供を行う。【健康部】
- ② 区は、ワクチン等の供給が不足することが見込まれる場合には、製造事業者等に対する生産促進の要請などにより、十分な供給量を確保することを国に要請するよう、都に働きかける。【健康部】

3-2 接種体制

- ① 区は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【健康部】

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した⁹¹場合において、区は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【総務部、健康部】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

⁹¹ 特措法第28条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第3節 対応期

3-2-2-2 予防接種の準備

区は、国と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種⁹²の接種体制の準備を行う。【健康部】

3-2-2-3 予防接種体制の構築

- ① 区は、国からの要請に応じて、全区民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康部】
- ② 区は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【健康部】
- ③ 区は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【健康部】
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、区は、接種会場における感染症対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【総合政策部、健康部】
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。【健康部】
- ⑥ 区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区の関連各部や区医師会等の関係団体等と連携し、接種体制を確保する。【福祉部、健康部】

3-2-2-4 接種に関する情報提供・共有

- ① 区は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種状況に関する情報提供・共有を行う。【健康部】
- ② 区が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマ

⁹² 予防接種法第6条第3項

イナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙媒体の予診票を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。【総合政策部、健康部】

- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報新宿への掲載等、紙での周知を実施する。【総合政策部、健康部】

3-2-2-5 接種体制の拡充

区は、感染状況を踏まえ、必要に応じて地域センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内関係部署や区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【福祉部、健康部】

3-2-2-6 接種記録の管理

区は、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康部】

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は区となる。【健康部】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた自治体とする。【健康部】
- ③ 区は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【健康部】

3-4 情報提供・共有

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第3節 対応期

- ① 区は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、ワクチンの有効性・安全性情報、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について区民への周知・共有を行う。【総合政策部、健康部】
- ② 区は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。【総合政策部、健康部】
- ③ 新型インフルエンザ等発生時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、区は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【健康部】

第8章 医療

第1節 準備期

<目的>

都は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において都予防計画及び都医療計画に基づき都と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、区は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

1-1 基本的な医療提供体制

- ① 都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供するための体制を確保する。

区は、下記 1-1-1 の相談センターを開設する役割を担う。【健康部】

- ② 都は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、国が示す症状や重症化リスク等に応じた医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの基準に基づき、患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備する。

なお、具体的には、個々の患者の状況や活用可能な資源など、感染状況や地域の実情等を踏まえ機動的な運用を行う。

- ③ 上記の有事における医療提供体制の確保に向け平時から準備を行うことで、感染症危機において感染症医療及び通常医療の提供体制を迅速に確保する。
- ④ 区は、平時から関係機関等と協力し、一般医療機関も含めて広く医療機関に感染症の診断等に必要な情報を提供することなどにより、早期に診断を行えるようにするとともに、感染症法に基づく勧告・措置入院が必要となる患者を感染症指定医療機関に移送し、医療提供体制を確保する必要がある。そのため、区は、東京都感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して情報の共有化を

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第8章 医療

第1節 準備期

図るとともに、医療提供体制の整備を促進し、平時から関係機関との連携を強化する。【健康部】

- ⑤ 新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、関係機関（民間救急事業者等）とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、区は、新型コロナ対応において関係機関と連携した取組を踏まえ、平時から必要に応じて民間救急事業者等との情報共有及び手順の確認等を行う。【健康部】

1-1-1 相談センター

区は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センターを整備する。【健康部】

1-1-2 感染症指定医療機関

感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表⁹³前は、感染症指定医療機関が中心となって新型インフルエンザ等患者の受入等に対応する。その後も、感染症指定医療機関は、都内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。

1-1-3 病床確保を行う協定締結医療機関⁹⁴（第一種協定指定医療機関⁹⁵）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置⁹⁶の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応

⁹³ 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表をいう。以下同じ。

⁹⁴ 感染症法第36条の2第1項第1号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関をいう。

⁹⁵ 感染症法第6条第16項に規定する第一種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

⁹⁶ 感染症法第36条の9第1項に基づく、感染症の流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、補助金・診療報酬が充実するまでの一定期間、感染症の流行前と同水準の収入を補償する措置（病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、発熱外来のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償）

を行う。区は都と連携し、感染症対策に係る整備等について必要に応じ支援を行う。（以下1-1-4、1-1-5においても、区は同様の対応を行う。）【健康部】

1-1-4 発熱外来を行う協定締結医療機関⁹⁷（第二種協定指定医療機関⁹⁸）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯等の情報を区民に周知し、又は地域の医療機関等と共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築する。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-5 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関⁹⁹（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行う。【福祉部、健康部】

1-1-6 後方支援を行う協定締結医療機関¹⁰⁰

後方支援を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等からの回復後引き続き入院が必要な患者の転院受入や新型インフルエンザ等患者以外の患者の受入れを行う。

1-1-7 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関¹⁰¹

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、感染

⁹⁷ 感染症法第36条の2第1項第2号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

⁹⁸ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

⁹⁹ 感染症法第36条の2第1項第3号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

¹⁰⁰ 感染症法第36条の2第1項第4号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

¹⁰¹ 感染症法第36条の2第1項第5号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

拡大期等の医療人材が不足する際には、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。

1-1-8 一般医療機関

感染症指定医療機関以外の一般医療機関においても、感染症に基づく勧告・措置入院を除き、感染症患者の診療を行っており、区は、区医師会、新宿区歯科医師会、四谷牛込歯科医師会、区薬剤師会等の関係団体と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な支援を実施する。

一般医療機関では、これらの情報を積極的に活用し、感染症の診断、届出、治療並びに感染症拡大防止のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。

なお、対面診療では医療機関内で十分な感染症対策が困難な場合は、電話診療やオンライン診療を積極的に活用し、地域における感染症医療と通常医療の両立に努める。【健康部】

1-2 都予防計画及び都医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 都は、都予防計画及び都医療計画に基づき医療提供体制の目標値を設定する¹⁰²とともに地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都は、都予防計画及び都医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結¹⁰³する。
- ② 都は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行う。

1-3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生等に備え、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、引き続き感染症に関する専門研修の受講など、区の感染症業務を担当する医師・保健師の育成を図る。また、医師・保健師以外の職員に対する所内研修を行い、感染拡大時等における対応力を強化する。さらに、区職員、I H E A Tに登録した外部の専門職に対する研修を実施し、

¹⁰² 感染症法第10条第2項第6号及び第8項

¹⁰³ 感染症法第36条の3

新型インフルエンザ等発生時に対応できる人材を育成する。【健康部】

- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、平時から区職員に対する個人防護具の着脱訓練等の訓練を実施する。また、新宿区新型インフルエンザ等対策連絡会等を活用して、関係機関と連携して患者移送や情報伝達等の発生時対応訓練を実施のうえ、即応体制を整備する。さらに、感染症指定医療機関等の関係機関が実施する感染症の発生を想定した訓練を支援する。【健康部】

1-4 新型インフルエンザ等の発生時のためのDX推進

国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G－M I S）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

区は、国や都の取組状況も踏まえ、感染症サーベイランスシステム、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等の活用を通じてDXを推進し、都と連携して入院調整等の効率化を図る。【健康部】

1-5 東京都感染症対策連携協議会等の活用

区は、東京都感染症対策連携協議会等においてこれらの関係機関と協議した結果を踏まえ、区予防計画策定・変更する。【健康部】

1-6 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

- ① 区は、都と連携し、特に配慮が必要な患者¹⁰⁴について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。【健康部】
- ② 都は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、医療機関、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。

区は、平時から必要に応じて民間救急事業者等との情報共有を行う。【健康部】

¹⁰⁴ 精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症の人、がん患者、外国人等

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から区民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図り、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握する。区は、国等から提供・共有された情報や要請を基に、都や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、管内の医療機関や区民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、区民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

区は、国や都から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関や高齢者施設等に周知する。【総務部、福祉部、健康部】

2-2 医療提供体制の確保等

- ① 区は、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入退院までの体制構築において、必要に応じて都に協力する。
【健康部】
- ② 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、都からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の入力を行う¹⁰⁵。【健康部】
- ③ 区は、医療機関に対し、国が示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等（又はこれに位置付けられる可能性がある感染症）に感染したおそれがあると判断される場合には、直ちに区保健所に連絡するよう要請する。【健

¹⁰⁵ 感染症法第36条の5

康部】

- ④ 区は、都と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【健康部】
- ⑤ 新型インフルエンザ等への対応において検査体制を速やかに整備できるよう、都が民間検査機関及び医療機関と締結した協定並びに民間検査機関等に対する技術指導や精度管理向上のための取組などを踏まえ、区は関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に必要となる検査の実施体制を整備する。
【健康部】
- ⑥ 区は、準備期に構築した体制により、関係機関と連携の上、適切に移送を実施する。【健康部】

2-3 相談センターの整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて都と連携し、感染症指定医療機関等の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。【健康部】
- ② 不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、区民等に周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する。【健康部】
- ③ 区は、状況に応じて、相談対応が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。また、対象者以外からの電話への対応窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を別途設置するなど、相談センターの負担を減らす。【健康部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、区は、初動期に引き続き、国や都等から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、都や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、区は、国及び都の対応に準じ、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

3-1-1 都による総合調整・指示

都は、国及びJ I H S から提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、症状に応じて医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に患者の振り分けを行う。

3-1-2 適切な医療提供体制の構築に向けた対応

3-1-2-1 医療機関等に対する要請等

都は、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定¹⁰⁶に基づき必要な医療を提供するよう要請する。

¹⁰⁶ 感染症法第36条の3

3-1-2-2 医療機関等における体制強化等

- ① 都は特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
- ② 区は、引き続き関係機関と連携の上、患者の状況や受け入れ先医療機関等に応じ、適切に移送を実施する。【健康部】

3-1-2-3 適切な医療受診に向けた区民等への呼び掛け等

- ① 区は、都と連携し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【健康部】
- ② 区は、都や患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。【健康部】

3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1 流行初期

3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 都は、都内の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。
- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、都内の感染症医療提供体制の中核としての役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、都と締結した協定¹⁰⁷に基づき、都からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来における医療提供等を行う。
- ③ 区は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届け出るよう要請する。【健康部】
- ④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届出を行う

¹⁰⁸。

¹⁰⁷ 感染症法第36条の3

¹⁰⁸ 感染症法第12条第1項

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第8章 医療

第3節 対応期

- ⑤ 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、都と連携して迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】
- ⑥ 都は、状況に応じて速やかに入院調整本部を設置し、円滑な入院調整の仕組みを構築する。入院調整に当たっては、国が作成して示す「重症化する可能性が高い患者を判断するための指標」を参考にしつつ、新型インフルエンザ等の重症度のほか、基礎疾患や重症化リスク、合併症のリスク、障害の有無、要介護度など、患者の容態を総合的に考慮して行う。また、国の感染症サーベイランスシステム等を活用するとともに、システムの運用状況や感染症の特徴、医療提供体制の状況等を踏まえ、DXの活用を図るなど、関係者間において迅速かつ効率的な情報共有等が可能な体制を整備する。
- ⑦ 区は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にしながら、都と連携して入院調整を行う。同時に病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供する体制を確保するため、入院調整本部において転退院支援や患者搬送支援を実施する。【健康部】
- ⑧ 都は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、臨時の医療施設を設置する。

臨時の医療施設では、感染症の性状に応じた治療、介護度の高い高齢患者等の受入やADL（日常生活動作）維持のためのリハビリテーション、24時間救急受入、症状が軽快した転院患者の受入など状況に応じて必要なサービスが提供されるため、区は、患者の状況に応じて、安心して療養できる臨時の医療施設への入所調整を積極的に行う。【健康部】

3-2-1-2 相談センターの強化

区は、帰国者、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターを強化するとともに、受診先となる発熱外来を受診するよう、区民等に周知を行う。【健康部】

3-2-2 流行初期以降

3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 都は、都内の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応を要請し、医療提供体制を確保する。
- ② 都は、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保については、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等¹⁰⁹が中心となって対応をし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、状況に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。
- ③ 都は、感染症の性状や医療提供体制の状況等に応じて、確保病床等を補完する臨時の医療施設を機動的に設置する。
- ④ 協定締結医療機関は、都と締結した協定¹¹⁰に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
- ⑤ 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、都と連携して迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】
- ⑥ 区は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、都と連携して重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にしながら、入院調整を行うとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。患者等の入院・転院等においては、国が作成して示す「重症化する可能性が高い患者を判断するための指標」を参考にしつつ、患者の容態を総合的に判断する。入院調整本部において、病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、都と連携し状況に応じて転退院支援や患者搬送支援を実施する。【福祉部、健康部】

¹⁰⁹ 公的医療機関等以外の医療機関のうち新型インフルエンザ等に対応することができる医療機関を含む。

¹¹⁰ 感染症法第36条の3

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第8章 医療

第3節 対応期

- ⑦ 都は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。
- ⑧ 区は、自宅療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、都と連携して、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等による健康観察を行う体制を確保する。【健康部】

3-2-2-2 相談センターの強化

上記「3-2-1-2 相談センターの強化」の取組を継続して行う。【健康部】

3-2-2-3 病原体の性状等に応じた対応

- ① 都は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。
- ② 新型インフルエンザ等の病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、都は、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において多くの重症者用の病床の確保を行う。一方、感染性が高い場合は、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するなどの対応を行う。

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 都は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、感染状況等を踏まえて柔軟かつ機動的に対応する。

なお、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合又はそのおそれがある場合は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、必要な対策を実施する。

- ② 区は、必要に応じて、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行するとともに、都と協力して、区民等に対して周知する。【健康部】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感

染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、区は、国や都の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【総務部、健康部】

3-3 区及び都予防計画及び都医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、区は、国や都の示す方針に基づき、通常医療との両立も踏まえながら、状況に応じた対応を行う。【健康部】

3-4 区及び都予防計画及び都医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

区は、上記「3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応」及び「3-2 時期に応じた医療提供体制の構築」の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下①から③までの取組を行う。

① 区は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、国や都と連携し、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応する。
【健康部】

② 都は、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等の情報等を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。区は、都と連携し、区内の医療機関に対して必要な協力を求める。【健康部】

③ 区は、上記の①及び②の対応を行うとともに、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下アからウまでの対応を行うことを検討する。【総務部、健康部】

ア 第6章第3節（「まん延防止」における対応期）「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」及び「3-1-2 患者や濃厚接触者以外の区民に対する

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第8章 医療

第3節 対応期

要請等」の措置を講ずること。

- イ 適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。
- ウ 対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国やＪＩＨＳ、都と緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。

1-1 研究開発体制の構築

都は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力するとしており、区においても、必要に応じて協力する。【健康部】

1-2 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

1-2-1 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生時に、国及びＪＩＨＳが示す情報等に基づき感染症指定医療機関や協定締結医療機関等をはじめ当該感染症の患者の診療を行う医療機関等が、有効な治療薬・治療法に関する情報を早期に入手し、また、活用できるよう、平時から国及びＪＩＨＳ並びに医療機関等と感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認する。
- ② 区は、平時より、医療機関等の関係機関に対し、感染症に関する治療薬・治療法等の最新情報を提供し、新型インフルエンザ等発生時に向け、関係機関との連携を強化する。【健康部】

1-2-2 感染症危機対応医薬品¹¹¹等の備蓄及び流通体制の整備

区は、抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都の備蓄方針を踏まえ、必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。【健康部】

¹¹¹ 感染症危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等を指す。

第2節 初動期

< 目的 >

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束¹¹²を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行い、また、治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整等を行う。

2-1 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-1-1 医療機関及び区民等への情報提供・共有

区は、国や都等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対して迅速に提供・共有する。【健康部】

2-1-2 治療薬の配分

区は、供給量に制限がある治療薬について、国が行う配分が、必要な患者に対して適時かつ公平に行われるよう必要な協力を行う。

また、区は、病原体が新型インフルエンザウイルスと特定された場合、区及び区内の卸売販売業者並びに医療機関等が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を確認するとともに、抗インフルエンザウイルス薬が適切に医療機関等に行き渡るよう準備を行う。【健康部】

2-1-3 治療薬の適正使用及び適正な発注等の指導

区は、国や都の通知等を踏まえ、医療機関や薬局に対し、治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するように要請する。また、過剰な量の発注・購入を行わないこと等、適正な対応を指導する。【健康部】

2-1-4 対症療法薬に係る流通管理及び適正使用

区は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）が不足するおそれがある場合には、国に対し、生産業者等

¹¹² 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

への増産の要請や適正な流通に係る指導の実施等を要請するよう、都に働きかける。【健康部】

2-2 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 区は、国及び都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者等のうち十分な防御なくウイルスにばく露した者、積極的疫学調査における接触のあった職員に対して必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要な応じて協力する。【健康部】
- ② 区は、国の通知を踏まえ、都と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。【健康部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

3-1 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、国は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保を含めた対応を行い、区も都と連携して、可能な限り協力に努める。

3-1-1 国による研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

区は、区内の関係機関とともに、国が実施する新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法に関する情報や臨床情報の収集に協力する。

また、国による情報収集や分析等から得られた知見を医療機関等の関係機関に共有し、双方向的な情報共有を行う。【健康部】

3-1-2 治療薬・治療法の研究開発の推進への協力

区は、国が新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法の研究開発の取組の一環として、製造販売業者による医薬品の治療薬等の開発・実用化の取組を支援する場合には、被験者の同意の下、可能な限り治験等への協力に努める。【健康部】

3-1-3 治療薬の供給体制整備等に係る調整

区は、国内で新型インフルエンザ等に対する有効な治療薬が開発・承認された場合には、都や区医師会、区薬剤師会等と連携し、都が行う治療薬の円滑な供給に向けた調整に協力する。【健康部】

3-1-4 対症療法薬に係る流通管理及び適正使用

区は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、都に対し、生産業者等への増産の要請や適正な流通に係る指導等の実施を国に対して要請するよう働きか

ける。【健康部】

3-2 治療薬・治療法の活用

3-2-1 治療薬・治療法の開発後の対応

区は、区民が新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の開発・実用化の進捗を踏まえた治療を受けられ、また、適切な受療行動をとれるよう、医療機関等に最新の知見を踏まえた情報提供を行うとともに、区民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性等の正確な情報、対象となる患者等の考え方、対応可能な医療機関等の情報や受診の方法等について分かりやすく発信し、必要に応じて専用コールセンター等の設置を行うなど、区民への丁寧な情報提供に努める。【総合政策部、総務部、健康部】

また、治療薬・治療法の普及状況に応じて、都とも連携し、治療薬の投与可能な医療機関への受診・入院調整を行うなど、必要な患者が円滑に治療を受けられる体制を整える。

なお、新型コロナでは、り患後、感染性が消失してからも様々な症状（り患後症状、いわゆる後遺症）に悩む方が数多く存在していることから、新型インフルエンザ等の発生時には、こうした後遺症の発生も視野に入れ、必要に応じて、東京 i C D C 等の協力を得ながら医療機関等と連携し対応していく。【健康部】

3-2-2 医療機関等及び都民等への情報提供

区は、引き続き、国や都等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を収集し、医療機関や薬局のほか、医療従事者等、区民等に対して迅速に提供する。【健康部】

3-2-3 治療薬の流通管理

- ① 区は、引き続き、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。【健康部】
- ② 区は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、優先して用いるべき対象や配分等についての考え方を確認の上、必要な患者に対して適時に公平な配分を行うことができるよう、国や都、関係機関と連携して対応を行う。【健康部】

3-2-4 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究等

国は、J I H S や関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。これにより得られた知見については、診療指針等に適宜反映するとともに、都道府県や医療機関、国民等に対して周知する。区は、国や都が示す情報等を医療機関や区民等に対して迅速に提供する。【健康部】

3-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 国は、都と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。
- ② 区は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての補充を行う。【健康部】

第10章 検査

第1節 準備期

<目的>

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。

なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、国は、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法の基準を定め、都は、国の定めた基準を踏まえ、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する。

1-1 検査体制の整備

区は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具等の検査物資の備蓄及び確保に努める。また、区は、医療機関等において、検体の採取を行った場合に、東京都健康安全研究センターへ検体を搬入する仕組みを整備するなど、平時より検体搬送体制について確認する。【健康部】

1-2 研究開発の方向性の整理

区は、国や都等と連携し、国が実施する検査診断技術の開発の方針整理に協力することとなっている。【健康部】

1-3 研究開発体制の構築

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第10章 検査

第1節 準備期

区は、都と連携し、国が主導する検査法の研究開発について、区内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に治験への参加を呼び掛ける等、臨床研究の実施に協力する。【健康部】

1-4 研究開発に関する関係機関等との連携

区は、都と連携し、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【健康部】

1-5 有事における検査実施方針の基本的な考え方の整理

- ① 国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。
- ② 区は、国や都から検査実施の方針が示された際には、国や都の方針を踏まえ、有事に備える。【健康部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時において、区は、国や都等と緊密に情報共有を図りながら迅速に検査方法を確立し、区における検査体制を整備する。

区内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2-1 検査体制の整備

発生早期には、東京都健康安全研究センター、感染症指定医療機関が検査を実施し、流行初期には、これらに加え、流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結した医療機関が順次対応する。

また、区は、医療提供体制を補完するため、実情に応じて、医師会等と連携し、検体採取等を集中的に実施する検査センターの設置を検討する。【健康部】

2-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、国や都等が主導する検査診断技術の研究開発について、臨床研究の実施に必要なに応じて協力する。【健康部】

2-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

区は、国の段階的な検査実施方針の見直しを踏まえ対応を実施するとともに、国から、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報提供がなされた場合には、速やかに関係機関に周知等を行う。【健康部】

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

3-1 検査体制の拡充

- ① 流行初期は、東京都健康安全研究センターに加え、感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が順次対応する。また、医療提供体制を補完するため、地域の実情に応じて区医師会等が地域・外来検査センター（PCRセンター）を設置するなど、各地域における必要な検査体制を構築する。流行初期以降は、これらに加え、公的医療機関、特定機能病院及び地域医療支援病院等が中心となり、段階的に、検査能力を有する全ての協定締結医療機関で対応する。
- ② 都は、都内の感染状況等に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、国や関係機関とも調整の上、検査の実施範囲等を判断する。
- ③ 協定締結民間検査機関は、東京都健康安全研究センター等と連携し変異株分析の受託や医療機関等からの検査分析依頼に対応する。また、東京都健康安全研究センターからプライマー、試薬等の情報提供を踏まえ、流行初期から早期に体制を立ち上げるとともに、都の補助金等で整備したPCR検査機器等を活用することにより、流行初期以降の医療機関からの多くの検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保する。

3-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ① 区は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に都と連携して協力する。【健康部】
- ② 区は、国及びJ I H Sにおいて、新たにより安全性が高い検査方法や検体採

取方法が開発された場合は、都と連携してこれらの手法の医療機関等への速やかな普及に協力する。【健康部】

3-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

区は、国が段階的に見直した検査実施方針を踏まえ、都と連携して、区における体制を見直す。

また、国から提供される検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、都と連携して、区民及び関係機関等に分かりやすく提供・共有する。

【健康部】

3-4 医療機関の検査目的の受診集中回避

新型インフルエンザ等の発生時においても、医療機関への検査目的による受診集中を緩和する取組は重要であることから、医療機関による検査キットの確保に支障を来さないよう配慮しつつ、区は、国及び都、関係機関と連携を図り、行政による検査キット配布等の取組について、柔軟に対応していく。【総務部、健康部】

第11章 保健

第1節 準備期

<目的>

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や区医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。また、東京都健康安全研究センター等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

区及び都は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や東京都健康安全研究センター等がその機能を果たすことができるようにする。その際、区における役割分担や業務量が急増した際の連携と応援や受援の体制、都との役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、区は、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や区民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1 人材の確保

- ① 区は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、保健師等の専門職の計画的な確保や職員への研修等を実施する。

また、都と連携し、都が行う国及び他の地方公共団体等との円滑な応援・受援が可能な体制の構築に適宜協力する。【健康部】

- ② 区は、保健所における流行開始（感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応す

るため、I H E A T 要員¹¹³等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。【健康部】

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、区予防計画に定める有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される保健所の業務量に対応する人員確保数及びI H E A T 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【健康部】
- ② 区は、平時より、感染症対策のため必要時に速やかに病原体等の正確な特定を行えるよう、検体採取や搬送を通じて、東京都健康安全研究センターによる検査実施に協力する。【健康部】
- ③ 区は、区インフルB C Pを策定・変更するに当たっては、有事における区の業務を整理するとともに、有事に円滑に区インフルB C Pに基づく業務体制に移行できるよう、平時からI C Tや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。加えて、区インフルB C Pの作成に当たって行う業務の優先度の整理については、各業務の縮小・休止が区民の生活や安全確保に与える影響や、縮小・休止することにより法令違反となる可能性の有無等を踏まえて行う。【危機管理担当部、健康部】

1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1 研修・訓練等の実施

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用し、人材育成に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【健康部】

ア 感染症有事において、保健所業務に従事する予定の区職員等に対する研修や訓練

区は、感染症有事において、保健所業務に従事する予定の区職員及びI H E A T 要員等に対する研修や訓練（特に実践型訓練）を年1回以上受講できるよう、区予防計画に研修・訓練の回数を定め、実施する。

実践型訓練においては、感染症業務訓練（検体搬送、個人防護具着脱等の実技等）、情報連絡訓練等を行う。

区は、国立保健医療科学院やJ I H S等で実施される感染症対策・感染症検

¹¹³ 地域保健法第21条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

査等に関する研修会等に、職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する研修等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図る。また、これらにより感染症に関する知識を習得した者については、保健所等において積極的に活用する。

イ IHEAT 要員等に対する研修・訓練

区は、区へ支援を行う IHEAT 要員が、実践的な訓練を含む研修を、少なくとも年1回受講できるように研修を実施する。また、国や都が実施する感染症の研修等への受講を促す。

- ② 区は、有事の際に速やかに初動体制を確立するため、多数の職員等が感染・発症した状況を想定した机上訓練等を行う。【健康部】

1-3-2 多様な関係機関との連携体制の構築

- ① 都及び保健所設置区市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から関係機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携強化を図る。【健康部、関係各部】
- ② 都及び保健所設置区市は、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について東京都感染症対策連携協議会等において協議し、その結果を踏まえ、必要に応じ各自治体において感染症予防計画を策定・変更することとされており、区においても必要に応じて区予防計画の見直し・変更を行う。

なお、区は、区は、区予防計画を策定・変更する際には、本計画や区健康危機対処マニュアル、都が作成する都医療計画及び都予防計画と整合性の確保を図る。【健康部、関係各部】

- ③ 区は、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設¹¹⁴で療養する場合には、陽性者への食事の提供等¹¹⁵の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都や都が協定を締結した民間宿泊事業者¹¹⁶等との連携を確認するとともに、

¹¹⁴ 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

¹¹⁵ 感染症法第64条に基づき準用する第44条の3第7項、第9項及び第10項

¹¹⁶ 感染症法第36条の6第1項

地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【総務部、健康部】

- ④ 区は、区医師会等の協力を得ながら、医療機関に対し、保健所への発生届の提出の必要性や電磁的方法による届出が可能である旨等を周知し、感染症の診断を行った医師が直ちに届け出るよう働き掛けを行っていく。【健康部】
- ⑤ 区は、東京都感染症対策連携協議会を活用すること等により、平時から検疫所との連携体制を確認する。【健康部】
- ⑥ 検疫所における診察等において感染症患者が確認され、保健所への発生届の提出があった場合には、保健所は検疫所と連携して検疫法に基づく健康監視や患者等に対し必要な保健指導等を行う。【健康部】
- ⑦ 区は、新型インフルエンザ等の発生時には、多数の帰国者対応等を要する場合が想定されることを踏まえ、平時から関係機関間における発生状況に応じた対応方針を確認する。【総務部、健康部】
- ⑧ 保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、地元の関係機関等に対する感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。【健康部】

1-4 保健所及び東京都健康安全研究センター等の体制整備

- ① 都は、東京都感染症対策連携協議会の中に、保健所設置区市、保健所等で構成する保健所連絡調整部会を設置し、都、保健所設置区市及び一般市町村の感染症対策に関する統一的な対応が可能な連携体制を構築するための協議等を行う。
- ② 区は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査¹¹⁷、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、交替要員を含めた人員体制、設備等を整備する。さらに、医療機関、区医師会又は民間事業者への外部委託等についても検討しつつ、自宅療養者等の健康観察を効率的に実施できるよう体制を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。【健康部】
- ③ 区は、区予防計画において、保健所等の体制整備に関する事項として、数値目標として、検査の実施件数（実施能力）、保健所職員等の研修・訓練回数、保

¹¹⁷ 感染症法第64条に基づき準用する同法第15条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なI H E A T要員の確保数（I H E A T研修受講者数）を記載する。【健康部】

- ④ 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症の発生及びまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、区危機対処マニュアルを策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、I C T活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。

また、訓練結果の評価を踏まえて区危機対処マニュアルの見直しを行うとともに、保健所の感染症有事体制を構成する人員については、平時から対象人員の検討を行う。【健康部】

- ⑤ 区は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する。【健康部】
- ⑥ 区は、都と連携し、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を確認する。【健康部】
- ⑦ 区は、都と連携し、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出¹¹⁸又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から感染症法で定める特定鳥インフルエンザ（二類感染症）の患者の届出又は鳥インフルエンザの感染が疑われる者について区に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【総務部、健康部】
- ⑧ 区は、国及びJ I H S等が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、協力する。【健康部】

1-5 DXの推進

区は、新型インフルエンザ等の発生時等を見据え、発生時に速やかに対応できるようデジタル技術の活用を図り、業務のD Xを推進する。【総合政策部、健康部】

1-6 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

¹¹⁸ 感染症法第13条第1項及び家畜伝染病予防法第13条第1項

- ① 区は、国や都から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、区民に対して情報提供・共有を行う。また、区民への情報提供・共有方法や、区民向けのコールセンター等の設置をはじめとした区民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を区民に情報提供・共有するための体制構築を図る。【総合政策部、総務部、健康部】
- ② 区は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である区民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、区民等が必要とする情報を把握し、効果的な情報提供・共有にいかす方法等を整理する。【総合政策部、総務部、健康部】
- ③ 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する¹¹⁹。【総合政策部、総務部、健康部】
- ④ 区は、都と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【総務部、健康部】
- ⑤ 区は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【総合政策部、健康部】
- ⑥ 区に寄せられる区民の相談等は、感染症危機の発生を探知する契機となることも少なくないことから、区は、平時から区民からの相談に幅広く応じることを通じた情報の探知機能強化に努める。【健康部】
- ⑦ 区は、病院、診療所、社会福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。平時においても施設等からの依頼や感染症発生の報告を受け、庁内関係部署間で連携して対応するとともに、感染症対策の状況を踏まえた指導助言を行い、施設での感染症対策の支援にあた

¹¹⁹ 特措法第13条第2項

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

る。【健康部】

第2節 初動期

<目的>

初動期は区民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

区は、区予防計画並びに区危機対処マニュアル等に基づき、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、区民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 有事体制への移行準備

- ① 区は、国からの要請や助言を受けて、区予防計画に基づく保健所の有事体制の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下のアからオまでの対応に係る準備を行う。【健康部】

ア 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

イ 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

ウ I H E A T 要員に対する区の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

エ 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

オ 医療機関等の検査体制の迅速な整備

- ② 区は、医療提供体制を補完するため、実情に応じて、区医師会等と連携し、検体採取等を集中的に実施する検査センターの設置を検討する。また、庁内応援職員の派遣、都に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【健康部】
- ③ 区は、有事には、区危機対処マニュアルに基づき、全庁的な応援体制を展開するとともに、必要に応じて都や他自治体とも連携して感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、有事体制への移行準備を進める。【健康部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第2節 初動期

- ④ 区は、都及び都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【健康部】
- ⑤ 区は、国及び J I H S 等が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、協力する。【健康部】
- ⑥ 区は、国内外での発生状況を考慮しつつ、急速に広範囲で感染が確認されることも想定して、有事体制への移行準備を行う。【総務部、健康部】
- ⑦ 区は、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下のアからウの項目を改めて確認する。【総務部、健康部】
 - ア 区インフル B C P の内容及び区インフル B C P に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務
 - イ 東京都感染症対策連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目
 - a 入院調整の方法
 - b 保健所体制
 - c 検査体制・方針
 - d 搬送・移送・救急体制
 - ウ 各業務（相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（一元化や外部委託の手順を含む。）

2-2 区民への情報提供・共有の開始

- ① 区は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行い、区民等に周知する。【健康部】
- ② 区は、国や都が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の区民への周知、Q & A の公表、区民向けのコールセンターの設置等を通じて、区民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【総合政策部、総務部、健康部】

2-3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に都内で感染が確認された場合の対応

- ① 区は、新型インフルエンザ等により患した又は患したことが疑われる患者が発生した場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。【健康部】
- ② 区は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に区内で感染が疑われる者が発生したことを把握した場合は、区において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取¹²⁰を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【健康部】
- ③ 区は、国からの通知があった時は、速やかに区内の医療機関に対して、暫定症例定義に該当する患者を診察した場合は、疑似症の届出を行うよう通知する。【健康部】
- ④ 区は、区内の医療機関からの疑似症の届出により、疑似症患者を把握した時は、直ちに国に報告するとともに、当該医療機関への検体提出の要請あるいは保健所等における検体採取により、検体を確保する。【健康部】
- ⑤ 区は、疑似症の届出に関して報告をした際、国からの検体提出の要請があった場合には、それに応じて検体を送付する。【健康部】
- ⑥ 区は、疑似症患者を把握した場合、国や都と連携して、J I H S が示す指針等に基づき、当該患者に対して積極的疫学調査を行う。また、感染が確認された場合の区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいても、連携して対応するとともに、区民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する必要がある。【総合政策部、健康部】

¹²⁰ 感染症法第16条の3第1項及び第3項

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、区が定める区予防計画並びに区危機対処マニュアルや準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 有事体制への移行

- ① 区は、応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、東京都健康安全研究センター等の検査体制の速やかな立ち上げに協力する。【健康部】
- ② 区は、I H E A T要員への支援の要請については、I H E A T運用支援システム（I H E A T . J P）を用いて行い、要請の際には、I H E A T要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。また、I H E A T要員への支援を行う際に、I H E A T要員の本業の雇用主等に対し要請に必要な調整を行う。【健康部】
- ③ 区は、国や都等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。【健康部】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する区民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有する¹²¹。【健康部】
- ⑤ 区は、国及びJ I H S等が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、協力する。【健康部】

3-2 主な対応業務の実施

区は、区予防計画及び区危機対処マニュアルに基づき整備・整理した組織・業務

¹²¹ 感染症法第16条第2項及び第3項

体制や東京都感染症対策連携協議会等において確認した役割分担等に基づき、都や医療機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。【健康部】

3-2-1 相談対応

- ① 区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託等を検討する。【健康部】
- ② 区は、症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、区民等に広く周知する。【総合政策部、健康部】

3-2-2 検査・サーベイランス

- ① 区は、国の方針を踏まえ、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を勘案し、検査の実施範囲を判断する。【健康部】
- ② 区は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者発生状況に応じ、全数把握から定点把握を含めた適切なサーベイランスの実施体制に移行する。【健康部】
- ③ 区は、流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）において、以下アからウまでに記載する対応により、都が行う検査体制の立ち上げに協力する。【健康部】

ア 区は、国や都が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、都による検査体制の拡充に協力するとともに、東京都健康安全研究センターにおける検査実施可能数、検査実施数等の状況を把握する。

イ 区は、区内の検査需要への対応能力を向上するため、医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制の構築に協力する。

ウ 区は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降）において、安定的な検査・サーベイランス機能の確保のため、都が行う検査体制の見直しに協力する。

3-2-3 積極的疫学調査

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

- ① 区は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、患者又は患者が属する集団に対して、J I H S が示す指針等や都が整理した方針に基づき、積極的疫学調査を行う。【健康部】
- ② 区は、積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、J I H S に対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。【健康部】
- ③ 国は、新型インフルエンザ等について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲を見直し、都道府県等に対し、その内容を周知する。無症状病原体保有者からの感染が確認される等、他の感染症と大きく異なる特徴が判明した場合は、積極的疫学調査によって得られる効果や保健所における業務負荷等も勘案した上で、対象範囲や調査項目を検討し、都道府県等に対し、その内容を周知する。

都は、国が示した積極的疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに保健所等関係機関に周知する。

区は、都から周知を受けた対象範囲や調査項目に応じて対応を行うとともに、国や都の示す方針等について、区民等に対し適切に情報発信する。【健康部】
- ④ 都は保健所設置区市とも連携の上、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に関する情報を整理し、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。区は、それに応じて積極的疫学調査を適切に実施する。【健康部】
- ⑤ 区は、積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に必要な情報について、各種法令に基づく個人情報の取扱いに配慮しつつ、区内医療機関や区医師会等の関係団体に提供するとともに、区と都の情報交換を通じて感染症対策に活用する。【健康部】

3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、都と連携して、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により把握した協定締結医

療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、必要に応じて入院勧告・措置を行うとともに、都と連携して入院又は宿泊療養の調整を行う。【健康部】

- ② 区は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合においては、必要に応じ国や都等へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、都や医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】

- ③ 区は、入院勧告を実施する際は、患者に対して、入院が必要な理由などの説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、応急入院から本入院に移行する際の意見を述べる機会の付与や退院請求、審査請求に関することなど、入院勧告の通知に記載された事項を含め十分に説明を行う。【健康部】

- ④ 区は、入院勧告等を行った場合には、患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関との協力の下、患者の病状や治療経過等の情報を整理し、感染症対策を実施する。【健康部】

- ⑤ 都は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置区市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（入院調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使¹²²を行う。区は、入院先医療機関や、自宅等への移送¹²³に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行う。【健康部】

- ⑥ 都は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。

- ⑦ 区は、入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、医療機関と連携して当該患者が退院基準に適合しているかどうかの確認を速やかに行う。【健康部】

¹²² 感染症法第63条の3及び第63条の4

¹²³ 感染症法第64条により準用する第26条第2項の規定により準用する第21条（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）及び第47条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

3-2-5 健康観察及び生活支援

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める必要があると判断した場合は、自宅療養体制に移行し、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請¹²⁴や就業制限¹²⁵を行うとともに、外部委託等を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【健康部】
- ② 区は、必要に応じ、当該患者に関する情報等を都と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める¹²⁶。【総務部、健康部】
- ③ 区は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用する場合は、当該機能を活用することで、保健所業務の効率化・負荷軽減を図る。【健康部】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等患者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムを活用して行う場合は、症状が急変した時に速やかに対応できるようあらかじめ当該患者に、体調悪化時の連絡先等を伝えておく。【健康部】
- ⑤ 区は、新型インフルエンザ等患者の症状の程度、地域の感染状況、病床利用率等を勘案し、やむを得ず自宅での療養を求めることとした時は、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察に加え、架電等を通じて、直接健康状態を確認できるようにしておく。【健康部】

3-2-6 健康監視

区は、検疫所から通知があったときは、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する¹²⁷。【健康部】

3-2-7 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

¹²⁴ 感染症法第64条により準用する第44条の3第1項及び第2項

¹²⁵ 感染症法第18条第1項及び第2項

¹²⁶ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

¹²⁷ 感染症法第15条の3第1項

- ① 区は、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、国や都、医療機関などの関係機関等と連携し、集積した情報を分析の上、効果的に情報発信を行う。【総合政策部、健康部】
- ② 区は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、区民の理解を深めるため、区民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【総合政策部、総務部、健康部】
- ③ 区は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、都と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【総合政策部、健康部】

3-3 感染状況に応じた取組

3-3-1 流行初期

3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

- ① 区は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、東京都健康安全研究センターの有事の検査体制への移行状況について、都と連携して適時適切に把握する。また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、庁内応援職員の派遣、都に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【健康部】
- ② 区は、都が国から他の道府県への派遣要請を受けた場合、又は都内への他道府県からの職員派遣を要請する場合は、都と調整の上、国の総合調整に協力する。【健康部】
- ③ 区は、感染状況等の実情に応じ、J I H Sに対しF E T P等の派遣を要請する。【健康部】
- ④ 区は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のI C Tツールの活用や都との連携による業務の一元化・外部委託等により、保健所等における業務の効率化を引き続き推進する。都は、国のシステムの仕様変更や疫学調査の方針変更等が発生した場合は、速やかに都における調査方針を整理し、周知する。区は、都から周知を受けた調査方針等に応じて対応を行うとともに、国や都の示す方針等について、区民等に対し適切に情報発信する。【健康部】
- ⑤ 区は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

関と連携して積極的疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【健康部】

- ⑥ 区は、都と連携し、感染症有事体制への切替え、人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【健康部】

- ⑦ 区は、国及びJ I H S等が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。【健康部】

3-3-1-2 検査体制の拡充

- ① 区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、都が都予防計画に基づき実施する、東京都健康安全研究センター等や都が締結した検査等措置協定締結機関等における検査体制の拡充に協力する。【健康部】
- ② 東京都健康安全研究センター等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。
- ③ 区は、国の方針や感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【健康部】

3-3-2 流行初期以降

3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 都は、国が示した積極的疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに保健所等関係機関に周知する。区は、都から周知を受けた対象範囲や調査項目に応じて対応を行うとともに、国や都の示す方針等について、区民等に対し適切に情報発信する。【健康部】
- ② 区は地域の感染状況等の実情に応じ、国に対しF E T P等の派遣を要請する。【健康部】
- ③ 区は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、庁内応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【健康部】
- ④ 区は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、都と連携して、業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。【健康部】
- ⑤ 区は、感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の

変更が示された場合は、地域の実情や庁内の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。【健康部】

- ⑥ 区は、感染の拡大等により病床がひっ迫するおそれがある場合には、都が行う基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者の優先的な入院調整や、自宅療養の体制を強化する。また、都と連携して、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。【健康部】
- ⑦ 区は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した医療提供体制や、食事の提供等生活支援の実施体制に基づき、必要に応じて都と連携して対応を実施する。【総務部、健康部】

3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 区は、東京都健康安全研究センターや都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施体制の整備に協力する。【健康部】
- ② 都は、国のリスク評価及び方針に基づき、検査実施体制を適宜見直す。区は、適宜、それに協力する。【健康部】

3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ① 国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。
- ② 区は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染症対策の見直し等）及びこれに伴う対応の縮小について、区民等の不安や混乱が生じないよう十分に配慮し、丁寧に情報提供・共有を行う。【総合政策部、総務部、健康部】

第12章 物資

第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、区は、備蓄の推進等¹²⁸の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄¹²⁹

- ① 区は、政府行動計画及び都行動計画を踏まえ、本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹³⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹³¹。

【健康部】

- ② 区は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。【健康部】
- ③ 区は、個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。【危機管理課、健康部】

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 区は、都が実施する備蓄支援等を踏まえて、特定接種管理システムに登録している区内の診療所や薬局に個人防護具を配布し、備蓄支援等を行う。【健康部】
- ② 区は、区内の医療機関等に対し、施設内感染等の発生などの状況に備え、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。【健康部】

¹²⁸ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

¹²⁹ ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

¹³⁰ 特措法第10条

¹³¹ 特措法第11条

1-3 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、有事における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

第2節 初動期

< 目的 >

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、区は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

区は、医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する¹³²よう要請する。【健康部】

2-2 円滑な供給に向けた準備

- ① 区は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう、区医師会を通じて区内の医療機関に対し要請する。【健康部】
- ② 区は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や都、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。【健康部】

¹³² 感染症法第36条の5

第3節 対応期

< 目的 >

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、区は、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

区は、区内医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するとともに、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量の安定的な確保に努めるよう要請する。【健康部】

3-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

都は、新型インフルエンザ等発生時において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係各局、他の地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努める¹³³。

3-3 緊急物資の運送等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹³⁴。
- ② 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する¹³⁵。

¹³³ 特措法第51条

¹³⁴ 特措法第54条第1項及び第2項

¹³⁵ 特措法第54条第3項

3-4 物資の売渡しの要請等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する¹³⁶。
- ② 都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等発生により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹³⁷。
- ③ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹³⁸。
- ④ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、必要に応じ、国に上記①から③までの措置を行うよう要請する¹³⁹。

¹³⁶ 特措法第55条第1項

¹³⁷ 特措法第55条第2項

¹³⁸ 特措法第55条第3項

¹³⁹ 特措法第55条第4項

第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により区民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。区は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や区民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、区民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等、必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に区民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内関係部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を確認する。【総務部、健康部】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【総合政策部、関係各部】

1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

区は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッド形式での会議等の活用、在宅勤務や時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。

なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員へ

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

の配慮が必要となる可能性があることにも留意する。【総務部、文化観光産業部、子ども家庭部、教育委員会事務局】

1-3-2 教育及び学びの継続に関する体制整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド形式での学習等の工夫により、区立学校（園）における教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。【教育委員会事務局】

1-3-3 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制整備を要請する。

1-3-4 物資及び資材の備蓄¹⁴⁰

- ① 区は、本計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する¹⁴¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁴²。【総務部、危機管理担当部】

- ② 区は、事業者や区民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【総務部、文化観光産業部、福祉部】

1-3-5 生活支援を要する者への支援等の準備

区は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的

¹⁴⁰ ワクチン、治療薬、検査物資や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

¹⁴¹ 特措法第10条

¹⁴² 特措法第11

手続を検討する。【福祉部、健康部】

1-3-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

区は、国及び都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。【福祉部、健康部】

1-3-7 その他必要な体制の整備

区は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、国や都においてガイドライン等が示された場合は、内容を確認する。【環境清掃部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や区民等に、事業継続のための感染症対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、区民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨や、事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請、また、国や都の情報や発生状況、区の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、区民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式での会議等の活用、在宅勤務や時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【総務部、文化観光産業部】
- ② 区は、事業者への支援として、資金繰りや経営に関する中小企業向けの特別相談窓口の設置を準備する。【文化観光産業部】
- ③ 区は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【総務部、健康部】

2-2 区民生活への配慮

- ① 区は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染症対策を段階的に実施・準備する。【総務部、関係各部】
- ② 区は、区有施設等での感染症対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び区が実施するイベントでの感染症対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。【総合政策部、総務部、危機管理担当

部】

- ③ 区は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国や都に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。【総合政策部、総務部】
- ④ 区は、都と連携し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。【福祉部、環境清掃部】

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する区民及び事業者への呼び掛け

区は、区民に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。【総合政策部、総務部、文化観光産業部】

2-4 遺体の火葬・安置

- ① 区は、都とともに、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、区内の火葬場の経営者・管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進めるよう要請する。【健康部】
- ② 区は、都からの要請があった場合には、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、震災等で予定されている場所等、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備を行う。【福祉部、健康部】
- ③ 区は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、区有施設を使用する準備を行う。【福祉部、健康部】
- ④ 区は、一時的に遺体を安置する施設として必要な設備基準及び運用方法を検討する。【福祉部、健康部】
- ⑤ 区は、ドライアイスを扱う業界に一時的に遺体を安置する施設の設置時に向けたドライアイスの供給準備を要請する。【福祉部、健康部】

2-5 その他必要な施策の実施

区は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

第2節 初動期

における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。【環境清掃部】

第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、区民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、区民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、区民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

3-1 区民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する区民及び事業者への呼び掛け

- ① 区は、区民に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

【総合政策部、総務部、文化観光産業部、健康部】

- ② 区は、生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。【文化観光産業部】

3-1-2 心身への影響に関する施策

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【総務部、福祉部、子ども家庭部、健康部、教育委員会事務局】

3-1-3 生活支援を要する者への支援

区は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【福祉部、健康部】

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

区は、新型インフルエンザ等対策として、区立学校等に対し、施設の使用

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

第3節 対応期

制限¹⁴³やその他長期間の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、区立学校等における教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。【教育委員会事務局】

3-1-5 サービス水準に係る区民への周知

区は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、区民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。【総合政策部、総務部】

3-1-6 物資の売渡しの要請等

- ① 都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等の発生により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、特定物資の当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹⁴⁴。

- ② 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹⁴⁵。

3-1-7 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 区は、区民生活及び社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【文化観光産業部】

- ② 区は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【文化観光産業部】

¹⁴³ 特措法第45条第2項

¹⁴⁴ 特措法第55条第2項

¹⁴⁵ 特措法第55条第3項

- ③ 区は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本計画に基づき、適切な措置を講ずる。【総合政策部、総務部、文化観光産業部】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、区民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる¹⁴⁶。【総合政策部、総務部、文化観光産業部】

3-1-8 埋葬・火葬の特例等

- ① 区は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、死亡者数の増加により必要な遺体の火葬が滞るおそれがあると見込まれる場合には、都と連携して、火葬場の経営者・管理者に対し可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。【健康部】
- ② 区は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。【健康部】
- ③ 区は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣区市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。【健康部】
- ④ 区は、遺体を取り扱う事業者、火葬場従事者等関係者に対し、国が発出する通知等を踏まえ、遺族等の意向への配慮や遺体の取扱いに係る適切な感染症対策の実施について、周知を行う。【健康部】
- ⑤ 区は、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物^{せつ}からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があることについて、遺族への理解を得るよう努める。【健康部】
- ⑥ 区は、都を通じての国からの要請に基づき、死亡者数の増加により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的

¹⁴⁶ 特措法第59条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

第3節 対応期

に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【福祉部、健康部】

⑦ 区は、ドライアイスを扱う業界に一時的に遺体を安置する施設の設置時にドライアイスの供給を要請する。【福祉部、健康部】

⑧ 区は、冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体を安置するために使用することを事業者と検討する。【健康部】

⑨ 区は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。【健康部】

⑩ 区は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【健康部】

⑪ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、区は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。【福祉部、健康部】

⑫ 国は、新型インフルエンザ等発生時において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該区市町村以外の区市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める¹⁴⁷。

⑬ 区は、「埋火葬許可証」の発行に当たっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。【地域振興部、健康部】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

区は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染症対策の実施を要請する。【総務部、健康部】

3-2-2 事業者に対する支援

区は、新型インフルエンザ等の発生及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び区民生活への影響を緩和し、区民生活及び社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援す

¹⁴⁷ 特措法第56条

るために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる¹⁴⁸。【総務部、文化観光産業部】

3-2-3 区民生活及び社会経済活動の安定に関する措置

区は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。

都は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹⁴⁹。

3-2-4 区民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-2-4-1 新型インフルエンザ等発生時に関する融資¹⁵⁰

区は、政府関係金融機関等が、新型インフルエンザ等発生時において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずる場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。【文化観光産業部】

3-2-5 区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ① 区は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等の発生及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた区民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【関係各部】

- ② 区は、国や都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。【総合政策部】

¹⁴⁸ 特措法第63条の2第1項

¹⁴⁹ 特措法第54条

¹⁵⁰ 特措法第60条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

第3節 対応期

3-3 その他の対応

区は、区内における円滑な廃棄物処理システムを維持するため、廃棄物処理業者等に対して必要な支援を行う。【環境清掃部】

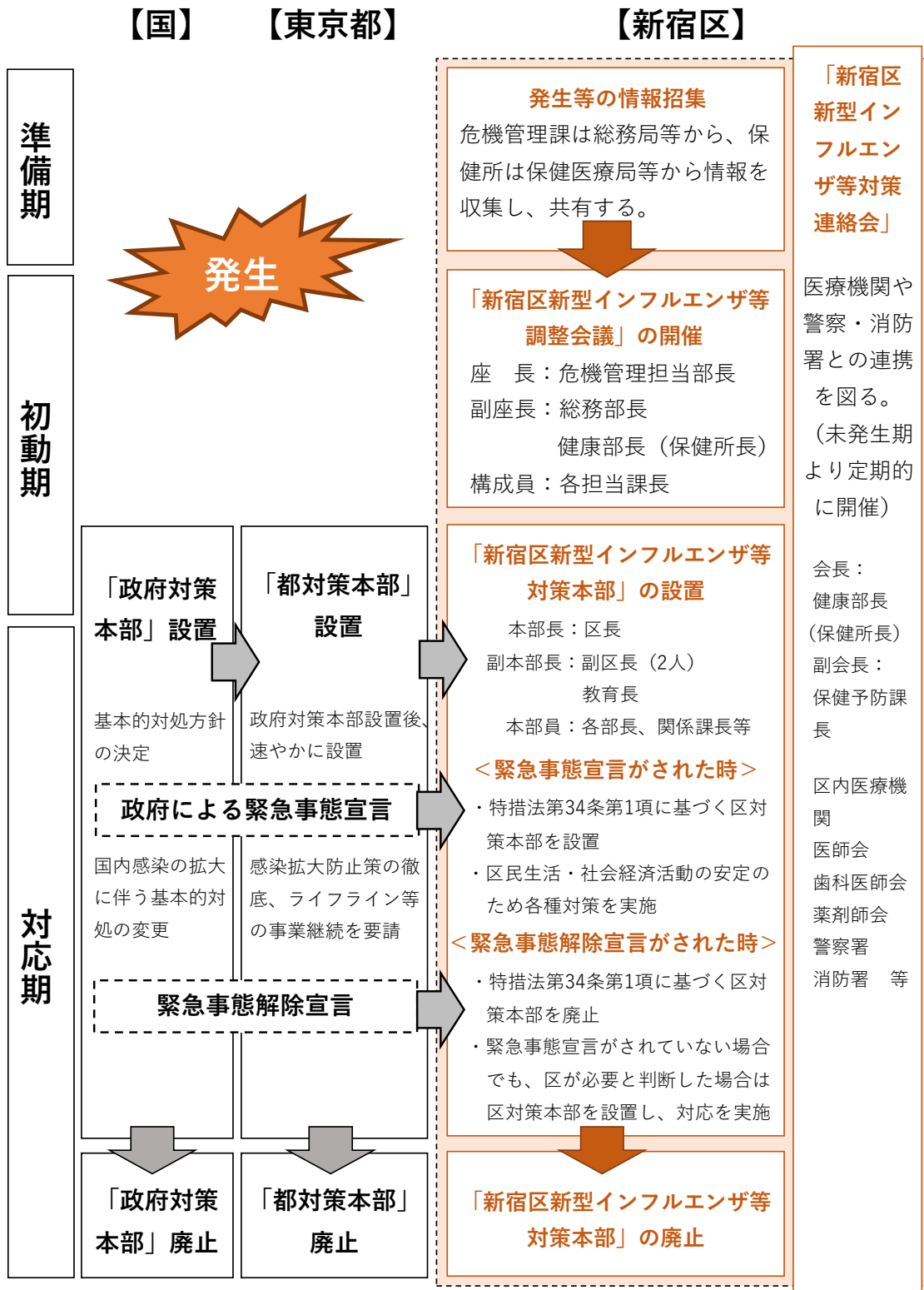
第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

第1節 新型インフルエンザ等発生時における区の対応体制

区は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都及び関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった対応体制を立ち上げる。区は、区民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、以下のとおり対応体制を構築する。

新型インフルエンザ等対策における危機管理体制



第2節 新宿区新型インフルエンザ等対策本部等の設置

1 区対策本部設置の区分と根拠

(1) 緊急事態宣言がされた場合（特措法第34条第1項該当時）

区は、国による緊急事態宣言がされた場合には、特措法第34条第1項に基づき、区対策本部を設置する。

特措法第34条第1項に基づき設置する区対策本部に関して必要な事項は、「新宿区新型インフルエンザ等対策本部条例」により定めるものとする。

(2) 緊急事態宣言がされていない場合（区独自の判断による設置）

緊急事態宣言がされていない場合であっても、区が必要と判断した場合には区対策本部を設置することができる。

区独自の判断により設置する区対策本部に関して必要な事項は、「新宿区新型インフルエンザ等対策本部条例」の規定を準用する。

2 区対策本部廃止に関する取扱い

(1) 特措法第34条第1項に基づき設置された区対策本部の廃止

特措法第37条の規定により読み替えて準用する同法第25条の規定により、区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときには、遅滞なく特措法第34条第1項に基づき設置した区対策本部を廃止する。

(2) 区独自の判断により設置した区対策本部の廃止

区が独自の判断で設置した区対策本部については、設置時と同様に区の判断により廃止することができる。

3 区対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・副本部長は両副区長、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・本部員は、各部長及び関係課長、新宿区の区域を管轄する消防署長又はその氏名する消防吏員をもって充てる。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な部課長を置くことができ、区長が任命する。

イ 区対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。
- ・総務部及び危機管理担当部を事務局とし、区対策本部構成員により開催する。

4 新宿区新型インフルエンザ等対策調整会議の設置

連絡調整機関として、「新宿区新型インフルエンザ等調整会議」を設置し、必要に応じて会議を開催し情報の共有化を図る。

危機管理担当部長は必要があると認めたときに調整会議を招集する。

「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」の主な役割は次のとおりである。

新宿区新型インフルエンザ等対策本部の主な役割

- (1) 感染拡大防止対策に関すること
- (2) 情報の収集及び調整に関すること
- (3) 区民に対する適切な情報提供に関すること
- (4) 感染拡大に備えた医療体制の確保に関すること
- (5) 業務の実施態勢に関すること
- (6) 区医師会との連携に関すること
- (7) その他新型インフルエンザ等の対策に関すること

新宿区新型インフルエンザ等調整会議の主な役割

- (1) 国内発生に備えた情報収集及び連絡調整
- (2) 国内発生に備えた態勢整備
- (3) 感染症対策物資の確保
- (4) 区民への情報提供
- (5) 職員への感染予防の実施
- (6) その他必要とする事項

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第1章 区における危機管理体制

新宿区新型インフルエンザ等対策本部 構成員

本部長	区長		
副本部長（代行順位1）	副区長（区長の職務代理の順序が第1順序である副区長）		
副本部長（代行順位2）	副区長（区長の職務代理の順序が第2順序である副区長）		
副本部長（代行順位3）	教育長		
本部員	総合政策部長	本部員	環境清掃部長
本部員	総務部長	本部員	都市計画部長
本部員	総務部参与	本部員	会計管理者
本部員	危機管理担当部長	本部員	議会事務局長
本部員	地域振興部長	本部員	教育委員会事務局次長
本部員	文化観光産業部長	本部員	総務課長
本部員	福祉部長	本部員	危機管理課長
本部員	子ども家庭部長	本部員	地域防災担当副参事
本部員	健康部長	本部員	安全・安心対策担当副参事
本部員	新宿区保健所長	本部員	健康政策課長
本部員	健康部副部長	本部員	保健予防課長
本部員	みどり土木部長		
		本部員	その他区長が指名した部課長
本部員	新宿区の区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員		

新宿区新型インフルエンザ等対策本部会議（事務局：総務部・危機管理担当部）
新型インフルエンザ等対策本部会議は、「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」構成員により開催する。 医療分野に関する情報提供は健康部が行う。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

新宿区新型インフルエンザ等調整会議 構成員

座長		危機管理担当部長	
副座長（代行順位1）		総務部長	
副座長（代行順位2）		健康部長	
構成員	企画政策課長	構成員	健康政策課長
構成員	区政情報課長	構成員	保健予防課長
構成員	総務課長	構成員	土木管理課長
構成員	危機管理課長	構成員	環境対策課長
構成員	地域防災担当副参事	構成員	都市計画課長
構成員	安全・安心対策担当副参事	構成員	会計室長
構成員	地域コミュニティ課長	構成員	教育調整課長
構成員	特別出張所長会幹事長	構成員	選挙管理委員会事務局長
構成員	文化観光課長	構成員	監査事務局長
構成員	地域福祉課長	構成員	議会事務局次長
構成員	子ども家庭課長	構成員	その他区長が指名した課長

新宿区新型インフルエンザ等調整会議（事務局：総務部・危機管理担当部）
新型インフルエンザ等調整会議は、対策本部設置以前から必要に応じ随時開催する。 医療分野に関する情報提供は健康部が行う。

第2章 区政機能の維持

1 事業継続計画（新型インフルエンザ等対策）の考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、感染の拡大を防ぎ、業務を継続するためには、感染拡大の可能性のある業務を積極的に休止するとともに、感染状況に応じて優先的に実施すべき業務を絞り込む必要がある。

区インフルBCPでは、都内で新型インフルエンザ等がまん延し、職員の出勤が6割程度となることを想定し、本計画第2部（P.27～P.167）に定められた感染症対策を「新たに発生する業務（A）」として発生段階毎（準備期・初動期・対応期）に整理するとともに、通常業務を「優先継続業務（B）」、「縮小業務（C）」、「休止業務（D）」に区分している。

また、新型コロナの発生に際し、各所管部署で実施した取組を「新型コロナ対応における事例」として掲載することにより、将来発生しうる新たな感染症に備えるための参考事例として掲載している。

区インフルBCPでは、各所管部署が積極的に実施すべき業務（新たに発生する業務及び優先継続業務）及び縮小・休止すべき業務を事前に選定することにより、感染拡大により職員が欠勤する状況下においても、迅速かつ的確に業務を遂行することを目的としている。

区インフルBCPの目標は次のとおりとする。

目標1 区民の生命と健康を守る。	(基本方針1) 感染防止の徹底 (基本方針2) 保健医療体制の強化
目標2 区民生活を維持する。	(基本方針1) 区民サービスの継続の維持 (基本方針2) 業務を支える体制の確保

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

本計画における発生段階の区分の考え方（再掲）

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	－	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である
初期期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する

2 業務区分の考え方

区インフルBCPでは、区の業務を、新型インフルエンザ等の発生に伴い実施する「新たに発生する業務（「新型コロナ対応における事例」を含む。）」を選定するとともに、通常業務を「優先継続業務」、「縮小業務」、「休止業務」に整理し、それぞれ「A」、「B」、「C」、「D」に区分した。

なお、縮小・休止業務については、新型インフルエンザ等の病原性、感染力及び治療薬の有効性、さらに職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に実施するものとする。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

業務区分の考え方及び実施方針

業務区分	業務の定義	人員	都内感染期における実施方針
(A) 新たに発生する業務	(1)感染拡大防止対策業務 (2)危機管理体制上必要となる業務 ※「新型コロナ対応における事例」を参考に掲載	全職員 の 60% 以下	発生段階別に必要に応じて実施
(B) 優先継続業務	区の通常業務のうち、以下の点で「特に不可欠な業務」 (1)区民の生命や健康を守るための業務 (2)区民生活の維持にかかる業務 (3)休止すると重大な法令違反になる業務 (4)区の業務維持のための基盤業務 (5)区民への情報提供・関係機関との連絡調整		感染拡大防止対策を講じて実施
(C) 縮小業務	(1)優先継続・休止以外の業務 (2)対面業務等を工夫して実施する業務 職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となり、該当業務が膨大になるため、本計画未掲載		職員数に余剰があれば、業務を縮小し※、かつ感染拡大防止対策を講じて、順次実施（この限りでない場合、感染状況に応じて休止する。）
(D) 休止業務	(1)感染拡大につながる業務 (2)その他、緊急性を要しない業務		感染拡大防止のために積極的に休止

※ 業務の縮小とは、対象者・取扱量の限定、簡素化した方法の選択などにより、通常より少ない人員で業務を実施することです。

業務区分の考え方と業務例

1 新たに発生する業務（A）

(1) 感染拡大防止対策業務

- 感染のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務

(例) ・感染拡大防止策の周知・指導
・情報の収集及び提供
・相談窓口の設置
・サーベイランスの実施 など

(2) 危機管理体制上必要となる業務

- 新型インフルエンザ等の発生に伴う危機管理上必要な業務

(例) ・対策本部等の設置
・職員の感染状況・出勤状況の把握
・職員の応援体制
・関係機関（区医師会等）との連携 など

【新型コロナ対応における事例】

「新宿区新型コロナウイルス感染症対応記録（令和6年3月）」を参照し、主な対策を抜粋して記載

2 優先継続業務（B）

(1) 区民の生命や健康を守るための業務

- 区民の生命や健康を守るため、機能縮小や休止ができない業務

(例) ・福祉施設（入所施設）の運営
・介護支援 など

(2) 区民生活の維持にかかわる業務

- 区民生活に密着した業務で、縮小や休止により区民生活に支障を生じる業務

(例) ・戸籍届出の受理
・生活保護費の支給
・燃やすごみの収集 など

(3) 休止すると重大な法令違反となる業務

- 国や都の法令により期限等が定められ区の判断で縮小や休止ができない業務
 - (例) ・選挙事務
 - ・法令等で定められている検査 など
 - (4) 区の業務維持のための基盤業務
 - 区の業務を支える業務で中断や休止すると重大な支障を生じる業務
 - (例) ・コンピューター等基盤システム維持
 - ・戸籍住民・福祉関連等システムの維持
 - ・庁舎の維持管理 など
 - (5) 区民への情報提供・関係機関との連絡調整
 - (例) ・区政の普及に関すること（広報新宿、区ホームページ、区公式X等における情報発信）
 - ・防災関係機関との連絡調整 など
- 3 縮小業務（C） ※本計画には未掲載
- (1) 優先継続業務・休止業務以外の通常業務
 - 限られた職員で必要な業務を実施するため、業務の実施方法を工夫して実施する業務
 - (例) ・内部管理事務
 - ・区の基本的な政策の企画、調査 など
 - (2) 対面業務等を工夫して実施する業務
 - 庁舎内での感染拡大を防止するため、電話、郵送やインターネット等による取扱いで対応する対面業務
 - (例) ・一般相談業務
 - ・申請・届出の受付
 - ・会議等のオンライン開催 など

4 休止業務（D）

(1) 多数の人が集まる施設や業務

- 感染拡大を防止するため、人が集まることや、人と人との対面する機会を減らすことが有効であり、休止することが適切な業務

(例) ・学校施設の使用

・移動教室の実施

・研修会・講演会・イベントの開催 など

(2) その他、緊急性を要しない業務

(例) ・各種普及啓発事業

・各種調査業務 など

3 業務区分の結果

(1) 新たに発生する業務一覧

新型インフルエンザ等の発生に伴い新たに発生する業務のうち、主な業務と所管部署は以下のとおりである。

所管部	新たに発生する業務
総合政策部	新型インフルエンザ等の正しい知識、発生段階毎の適切な情報の提供
総務部	対策物資の適切な管理
	私立学校への新型インフルエンザ等対策・対応
	職員の出勤状況の把握
	職員の応援要請
	職員への特定接種の実施
	職員の健康状態の把握
危機管理 担当部	新型インフルエンザ等に係る会議の運営
	防疫対策及び対策物資の調整及び統括
	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備
地域振興部	地域センター等集会施設への感染拡大防止の指導・要請
	区町会連合会等に防犯・防災機能維持への協力実施依頼
	地域の情報収集、町会・自治会等との連携・連絡調整
	新型インフルエンザ等住民予防接種会場開設及び閉鎖のための地域センターとの連携及び調整
	コズミックスポーツセンター等スポーツ集会施設への感染拡大防止の指導・要請
	外国人に対する情報提供
文化観光 産業部	中小企業に対する支援の拡充、情報提供
福祉部	高齢者福祉施設への新型インフルエンザ等対策・対応
	障害者福祉施設への新型インフルエンザ等対策・対応
	介護支援専門員への新型インフルエンザ等対策・対応
	介護保険サービス事業者への新型インフルエンザ等対策・対応

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

所管部	新たに発生する業務
福祉部	生活保護受給者への新型インフルエンザ等対策・対応
	生活困窮者自立支援事業利用者への新型インフルエンザ等対策・対応
	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備
子ども家庭部	児童館、保育園、子ども園等への新型インフルエンザ等対策・対応
健康部	新型インフルエンザ等に関する医療・保健情報の収集・提供
	関係機関（国・都・区医師会等・病院・警察・消防）との連携
	新型インフルエンザ等相談（専用電話回線）センターの設置運営
	新型インフルエンザ等ワクチン接種
	自宅療養者等への対策強化
	検査の実施体制整備
	健康部新型インフルエンザ等対策本部の運営
	患者・接触者対応
みどり土木部	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備
	公園でのイベント開催等の自粛要請
環境清掃部	必要に応じて WE バス等の運行縮小の実施要請
	排出方法の変更に伴う各種 P R
会計室	分別収集（金属・陶器・ガラスごみ収集）の中止
	業務維持に必要な最低限の資金の確保
教育委員会事務局	区立学校（園）区立学校、幼稚園、特別支援学校の新型インフルエンザ等対策の対応
	地域図書館への感染拡大防止の指導・要請
選挙管理委員会事務局	投開票所の感染症対策
	特例郵便等投票に関する事務
議会事務局	本会議・委員会等の出席者及び傍聴人対応

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

(2) 各所管部署の業務

各所管部署の主な業務とその実施業務区分は、以下のとおりである。

● 総合政策部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
区政情報課	新型インフルエンザ等の正しい知識の周知や発生段階に応じた適切な情報提供	●情報提供体制の確立	●正しい知識の周知、発生状況、感染予防策、相談体制等の情報	●区内の発生状況、相談・医療の提供体制の情報

【新型コロナ対応における事例】

＜企画政策課＞

- ◎ 事業運営（事業運営に係る方針等の発出）
- ◎ 繁華街等対策（繁華街新型コロナ対策連絡会の発足・開催、飲食店等への戸別訪問や感染症対策講習会の実施、飲食店舗従業員へのワクチン接種 など）

＜行政管理課＞

- ◎ DX・情報通信技術活用（ICT 活用、電子申請の導入、無線 LAN 環境の整備、電子納付の推進）
- ◎ 区有施設運営（指定管理施設の臨時休館及びイベント中止等への対応）

＜区政情報課＞

- ◎ 区民等への情報発信（広報新宿、区ホームページへの特集ページの開設、SNS 等による情報発信）

＜情報戦略課＞

- ◎ DX・情報通信技術活用（オンライン会議等への対応、テレワーク環境の整備）

【複数部署にまたがる対応事例】

＜行政管理課・税務課・戸籍住民課＞

- ◎ 相談体制（経済支援等を受ける際に必要な各種証明書交付手数料の免除）

＜行政管理課・人事課・契約管財課＞

- ◎ 事業運営（委託契約及び派遣労働者の勤務の取扱い）

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第2章 区政機能の維持

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
財政課	予算の編成、配当及び執行に関すること
	財務会計システムの運用管理に関すること(予算に係る部分に限る)
区政情報課	区政の普及に関すること（広報新宿の制作、区ホームページ・区公式X・Facebook・LINE等での情報発信）
	ニュースの収集に関すること（新聞・インターネット・SNS等からの区政に関わる情報の収集）
	報道機関との連絡に関すること
	情報公開制度の総合調整に関すること
	個人情報保護制度の総合調整に関すること
	コールセンターの運営に関すること
	その他一般広聴に関すること（区民意見システムの運用）
情報戦略課	電子計算組織の運用に関すること
	情報化施策の企画、調整及び推進に関すること（セキュリティ対策の実施）

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
区政情報課	区政の普及に関すること（くらしのガイド発行、広報番組制作等）
	区民意識調査に関すること
	その他一般広聴に関すること（区政モニター制度、対話集会、若者の区政参画に向けた広聴活動推進）

● 新宿自治創造研究所担当部

所管業務が「C：通常業務（縮小業務）」に該当し、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となるため、本計画には掲載していない。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

● 総務部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
総務課	対策物資の適切な管理	●使用計画策定 ●備蓄等に係る必要量の確保	●計画に従った適切な使用、在庫管理	●国や都に備蓄の補充要請 ●第二波や再燃に備えた備蓄を補充
	私立学校への新型インフルエンザ等対策・対応		●流行地からの入学、海外渡航歴等の把握	●流行状況、休校等の把握 ●臨時休校等の措置の要請
人事課	職員の出勤状況の把握		●各部からの職員出勤状況の報告集約 ●本部へ報告	
	職員の応援要請		●他区市町村等への職員の派遣要請及び受入	
人材育成等担当課	職員特定接種の実施	●接種体制の整備	●接種の実施	
	職員の健康状態の把握		●症状を示す職員の報告集約	

【新型コロナ対応における事例】

《総務課》

- ◎ 感染防止資材（窓口等への簡易窓口用パーティションの設置）
- ◎ 区有施設運営（庁内の消毒作業）
- ◎ 国・都の給付金（特別定額給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金）
- ◎ 区独自の給付金（生活支援臨時給付金）
- ◎ その他（新型コロナウイルス感染症対策寄附金の創設・活用、執務スペース拡張・移転）

《人事課》

- ◎ 職員体制（時差出勤の実施、り患した場合等のサービスの取扱い、在宅勤務の実施、ワクチン接種におけるサービスの取扱い、応援体制の構築 など）

《人材育成担当課》

- ◎ 職員体制（各課における感染状況の報告、職員のスクリーニング検査）

《契約管財課》

- ◎ 事業運営（工事請負契約等の取扱い）

≪税務課≫

- ◎ 相談体制（特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）徴収猶予の特例制度、経済支援等を受ける際に必要な各種証明書交付手数料の免除）

【複数部署にまたがる対応事例】

≪総務課・危機管理課≫

- ◎ 感染防止資材（二酸化炭素濃度測定器・非接触型検温器の配備）
◎ 繁華街等対策（歌舞伎町地区での若者・女性への支援）

≪総務課・衛生課≫

- ◎ 感染防止資材（消毒液等の庁内配布）

≪行政管理課・税務課・戸籍住民課≫

- ◎ 相談体制（経済支援等を受ける際に必要な各種証明書交付手数料の免除）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
総務課	区議会に関すること
	条例、規則等の立案に関すること
	文書の審査に関すること
	公文書類の収受、配布、発送、保存及び廃棄に関すること
	訴訟、和解及び不服申立てに関すること
	文書管理システム及び電子決定システムの運用管理に関すること
	庁舎の管理に関すること
	庁舎の保安に関すること
	宿日直に関すること
	庁内電話の管理に関すること
秘書課	秘書事務に関すること
人事課	職員への給与支給
	庶務事務システムの運用管理に関すること
契約管財課	公有財産の管理及び総合調整に関すること
	自動車損害賠償責任保険その他の保険(事業の実施に伴い加入する保険を除く)の契約に関すること
	工事及び製造の請負契約に関すること
	物品の買入れ及び印刷物の製作の契約に関すること
	業務の委託等の契約に関すること
	財産(不動産を除く)の貸借及び売却の契約に関すること
	財務会計システムの運用管理に関すること(契約及び公有財産の管理に係る部分に限る)

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
施設課	営繕事業の調査、計画及び総合調整に関すること
	営繕工事の進行管理に関すること
	施設の保全に関すること
	施設の営繕に関すること
	施設の電気設備の営繕に関すること
	施設の機械設備の営繕に関すること
税務課	災害に係る税の告示に関すること
	特別区民税、個人の都民税及び森林環境税（以下「特別区民税等」という。）並びに軽自動車税、特別区たばこ税及び入湯税（以下「諸税」という。）に係る電子計算組織の運用管理に関すること
	特別区民税等及び諸税の収入に関すること
	特別区民税等の賦課に関すること
	特別区民税等の督促状の発付に関すること
	特別区民税等及び軽自動車税の減免に関すること
	過誤納金等の還付及び充当に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
総務課	平和事業の推進に関すること
人材担当育成課	職員の研修及び人材育成に関すること
税務課	特別区たばこ税及び入湯税の賦課及び調定並びに督促状の発付に関すること
	納税貯蓄組合に関すること

● 危機管理担当部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
危機管理課	新型インフルエンザ等にかかる会議の運営	● 新型インフルエンザ等調整会議 ● 新型インフルエンザ等対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部会議)		
	防疫対策及び対策物資の調整及び統括	● 使用計画策定、備蓄等の必要量の確保	● 対策物資の計画に従った適切な使用、在庫管理 ● 家庭におけるマスクの備蓄などの準備の周知 ● 全庁的な専門相談窓口の設置 ● 国内（都内）発生と不要不急の外出回避等を区民に周知	
	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備	● 火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備（関係部署間の調整）		

【新型コロナ対応における事例】

＜危機管理課＞

- ◎ 対策本部の設置・運営
- ◎ 区民等への情報発信（安全安心パトロール隊の活用、繁華街向け広報、防災行政無線での発信、区独自の警戒期間の設定）
- ◎ 感染防止資材（マスク・手指消毒液・非接触型温度計・個人防護具の購入、物資の寄附受領）
- ◎ 繁華街等対策（繁華街見回り活動、広報車による呼びかけ）
- ◎ その他（避難所へのマスク・手指消毒液等の配備、自宅療養者への配食サービス、民間宿泊施設との連携による避難先の確保）

【複数部署にまたがる対応事例】

＜総務課・危機管理課＞

- ◎ 感染防止資材（二酸化炭素濃度測定器・非接触型検温器の配備）
- ◎ 繁華街等対策（歌舞伎町地区での若者・女性への支援）

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
危機管理課	危機管理の総合調整及び対策に関すること
	災害対策本部に関すること
	防災関係機関との連絡調整に関すること
	他の自治体との防災協力体制に関すること
	民間協力体制に関すること
	職員防災住宅に関すること
	防災センターに関すること
	災害予防対策及び災害応急対策に関すること（小型消防ポンプ・地域配備消火器の保守管理、避難所の管理運営等）
	国民保護対策本部等に関すること
	災害情報支援システム及び防災行政無線に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
危機管理課	防災会議に関すること
	地域防災計画に関すること
	職員防災住宅に関すること
	事業継続計画に関すること
	空き家等の適正管理に係る関係機関との調整等に関すること
	国民保護協議会に関すること
	国民保護計画に関すること
	防災訓練に関すること
	防災区民組織の育成に関すること（地域防災協議会の運営等）
	防災知識の普及啓発に関すること（地域防災講演会、防災講話等）

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

● 地域振興部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
地域コミュニティ課	地域センター等集会施設への感染拡大防止の指導・要請		●感染拡大防止のため積極的に休止	●指定管理者への損失補償の検討
	区町会連合会等に従犯・防災機能維持への協力実施依頼		●区町会連合会等に従犯・防災機能維持への協力依頼	
特別出張所	地域の情報収集、町会・自治会等との連携・連絡調整	●発生時の対応についての説明及び協力依頼	●従犯・防災機能維持への協力実施依頼	
	地域センター等集会施設への感染拡大防止の指導		●感染拡大防止のため積極的に休止	●指定管理者への損失補償の検討
	新型インフルエンザ等住民予防接種会場開設及び閉鎖のための地域センターとの連携及び調整		●新型インフルエンザ等住民予防接種会場の開設	
生涯学習スポーツ課	コズミックスポーツセンター等スポーツ集会施設への感染拡大防止の指導・要請		●感染拡大防止のため積極的に休止	●指定管理者への損失補償の検討
多文化共生推進課	外国人に対する情報提供	●情報提供体制を構築	●情報提供を実施	
			●感染拡大防止の周知	●関係機関・メディアに協力要請し、風評被害・パニック防止のため随時情報提供

【新型コロナ対応における事例】

＜地域コミュニティ課＞

- ◎ 区民等への情報発信（町会等地域への感染状況等の情報提供）
- ◎ 区有施設運営（施設種別毎の感染リスク分析及び利用再開等の決定、施設利用時の「利用前チェックリスト」の確認）
- ◎ 公衆浴場への補助の拡充

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

- ◎ 地域コミュニティへの支援（電子回覧板アプリ・SNSの活用促進、地域活動再開のための総合支援、地域コミュニティ事業助成の拡充(感染症対策経費)）

《多文化共生推進課》

- ◎ 区民等への情報発信（外国人向けホームページやSNSを通じた情報発信、ワクチン接種情報の多言語化）

【複数部署にまたがる対応事例】

《行政管理課・税務課・戸籍住民課》

- ◎ 相談体制（経済支援等を受ける際に必要な各種証明書交付手数料の免除）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
地域コミュニティ課	見舞金品に関すること
	住家被害認定調査の実施及びり災証明の交付調整に関すること
	災害弔慰金及び災害障害見舞金に関すること
	統計及び調査に関すること
	住居表示に関すること
	新宿 NPO 協働推進センターに関すること
特別出張所	地域の安全・安心の推進及び災害対策に関すること（各種相談窓口の案内等）
	地域の情報の収集及び提供に関すること
	住民基本台帳に関すること（住民異動届、住民票証明等）
	個人番号の指定及び個人番号カードに関すること
	印鑑登録に関すること
	戸籍に関すること
	国民健康保険に関すること
	後期高齢者医療制度に関すること
	公的個人認証に関すること
	その他各種事務に係る届出、申請等の受付及び諸証明等の発行に関すること
	収入金の収納に関すること
	区政全般にわたる総合的な相談及び案内その他区民生活に係る窓口サービスに関すること
	地域センターに関すること
	区民ホールに関すること
	住家被害認定調査の実施及びり災証明の交付に関すること
戸籍住民課	戸籍事務及び戸籍事務の指導調整に関すること
	埋火葬・改葬許可書の交付
	身分証明に関すること
	住民基本台帳事務及び住民基本台帳事務の指導調整に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
戸籍住民課	個人番号の指定及び個人番号カードに関する業務
	中長期在留者等の住居地届に関する事
	特別永住者証明書の交付等に関する事
	印鑑登録事務に関する事
	国民健康保険の諸届及び被保険者証に関する事
	公的個人認証に関する事
生涯学習 スポーツ課	生涯学習館及び区民ギャラリーに関する事
	新宿スポーツセンター、新宿コスミックスポーツセンター、大久保スポーツプラザ、四谷スポーツスクエア及び屋外スポーツ施設に関する事
	学校施設及び子ども園施設の活用に関する事
	中強羅区民保養所及び区民健康村に関する事
多文化共生 推進課	外国人との共生に関する事（外国人相談、外国人への情報提供）
	しんじゅく多文化共生プラザに関する事

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
特別出張所	地域団体等及び各種委員等との連携に関する事（地区協議会等の各種会議）
	地域の安全・安心の推進及び災害対策に関する事（地域本部訓練等）
	地域の住民等との協働に関する事（協働推進委員会議への出席等）
	地域における広報及び広聴に関する事（しんじゅくトーク等）
	住民基本台帳に関する事（実態調査）
生涯学習 スポーツ課	生涯学習・スポーツの企画及び調整に関する事
	スポーツコミュニティの推進に関する事
多文化共生 推進課	外国人との共生に関する事（多文化共生まちづくり会議、多文化共生連絡会、日本語学習）
	国際交流の推進に関する事
	海外の友好都市に関する事

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

● 文化観光産業部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
産業振興課	中小企業に対する支援の拡充、情報提供	●実施準備	●制度周知、受付開始	

【新型コロナ対応における事例】

＜文化観光課＞

- ◎ 中小企業支援（区内文化芸術施設への補助金交付、飲食店のコロナ対策安心情報の発信）

＜産業振興課＞

- ◎ 中小企業支援（国・都等支援策の活用・案内、融資・相談事業の拡充、各種補助事業の拡充、商店街の活性化に向けた各種支援）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
文化観光課	佐伯祐三アトリエ記念館、中村彝アトリエ記念館及び漱石山房記念館に関すること 新宿歴史博物館及び林芙美子記念館に関すること(委任事務) 新宿文化センターに関すること
産業振興課	経営相談に関すること 商工業融資に関すること 産業振興施設に関すること
消費生活就労支援課	消費生活の支援に関すること 消費生活センターに関すること 消費者事故情報に関すること 農地の転用等に関すること 就労支援に関すること 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターとの連絡調整に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第2章 区政機能の維持

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
文化観光課	文化及び観光施策の企画、調整等に関すること（新宿フィールドミュージアム・文化体験プログラム等の文化芸術振興事業、森の薪能・都電荒川線関連事業等の関連団体との連携による観光施策）
	友好都市に関すること(地域振興部多文化共生推進課に属するものを除く)
	大新宿区まつりの運営に関すること
	文化資源の活用等に関すること（文化資源に係るイベント）
	文化資源に係る情報収集等に関すること
	文化財の指定及び登録に関すること(委任事務)
産業振興課	中小企業の振興に関すること（商談会等）
	商工業団体に関すること（生鮮産品小売店活性化事業）

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

● 福祉部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
地域福祉課	高齢者福祉施設（区立高齢者在宅サービスセンター）への新型インフルエンザ等対策・対応		 ●事業の継続方針の検討	●事業の継続・自粛協力依頼 ●指定管理施設への損失補償の検討
障害者福祉課	配慮を要する者（障害者）への支援 障害者福祉施設への新型インフルエンザ等対策・対応	 ●感染予防対策		
		●利用者等に新型インフル発生時の対応の説明及び周知	 ●施設内感染者発症時の対応	
			●指定管理施設・補助金交付施設・委託事業の継続方針の検討	●指定管理・補助金交付施設・委託事業の継続・自粛協力依頼 ●指定管理施設への損失補償の検討
地域包括ケア推進課	配慮を要する者（高齢者）への支援 高齢者福祉施設（地域交流館・シニア活動館等）への新型インフルエンザ等対策・対応	●連絡体制の確立	●情報提供	●感染拡大防止の要請 ●事業自粛、対策強化の要請
			 ●事業の継続方針の検討	●事業の継続・自粛協力依頼 ●指定管理施設への損失補償の検討

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
高齢者支援課	配慮を要する者（高齢者）への支援			
	介護支援専門員への新型コロナウイルス等対策・対応	●連絡体制の確立	●情報提供 ●感染拡大防止の要請	●事業自粛、対策強化の要請
介護保険課	配慮を要する者（高齢者）への支援	●連絡体制の確立	●情報提供 ●感染拡大防止の要請	●事業自粛、対策強化の要請
	介護保険サービス事業者への新型コロナウイルス等対策・対応			
生活福祉課	生活保護受給者への新型コロナウイルス等対策・対応	●相談支援、生活支援の検討	●相談支援、生活支援の実施	
	生活困窮者自立支援事業利用者への新型コロナウイルス等対策・対応	●相談支援、生活支援の検討	●相談支援、生活支援の実施	
	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備	●一時的に遺体を安置できる施設の把握・検討	●遺体収容所の開設準備 ●国からの「遺体収容所開設準備」要請を受け対応	●遺体収容所の開設・管理・運営 ●遺体収容所の閉設
保護担当課	生活保護受給者への新型コロナウイルス等対策・対応	●相談支援、生活支援の検討	●相談支援、生活支援の実施	

【新型コロナ対応における事例】

＜地域福祉課＞

- ◎ 生活困窮者への支援（緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付）

＜障害者福祉課＞

- ◎ 障害者支援（区立施設でのワクチン集団接種、障害者施設関連事業の休止と感染予防）

＜地域包括ケア推進課＞

- ◎ 高齢者支援（高齢者活動・交流施設における浴室利用の調整）

＜高齢者支援課＞

- ◎ 高齢者支援（退院後の在宅生活支援体制の整備）

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

《介護保険課》

- ◎ 介護サービス（簡易陰圧装置・換気設備の設置支援）
- ◎ 相談体制（介護保険料の減免）

《生活福祉課》

- ◎ 生活困窮者への支援（生活確保給付金・生活困窮者自立支援金の支給、臨時相談窓口の開設、ネットカフェ難民への緊急一時宿泊場所の提供）

【複数部署にまたがる対応事例】

《地域福祉課・介護保険課》

- ◎ 社会福祉施設等への感染防止資材の配布

《障害者福祉課・介護保険課》

- ◎ 障害福祉・介護サービス事業所職員へのPCR検査

《障害者福祉課・高齢者支援課》

- ◎ 介護者の感染に伴う緊急ショートステイの実施
- ◎ 陽性になった高齢者・障害者の自宅療養生活の支援

《介護保険課・保健予防課》

- ◎ 介護サービス事業所に対する感染予防対策の強化

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
地域福祉課	区立高齢者在宅サービスセンターに関すること
	特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターとして区が貸与する建物に係る維持管理に関すること
	義えん金品(日本赤十字社関係を除く)に関すること
	災害援護資金の貸付に関すること
	被災者生活再建支援金の支給に関すること
	福祉施設の維持管理に関すること
	作業宿泊所に関すること
障害者福祉課	障害者及び障害児の相談支援に関すること
	自立支援医療に関すること
	障害者に係る相談及び調整に関すること
	区立福祉作業所に関すること
	障害者福祉センターに関すること
	新宿生活実習所に関すること
	心身障害者通所訓練施設に関すること
	障害者生活支援センターに関すること
	障害者施設等の整備、運営指導及び助成に関すること
	自立支援給付(自立支援医療を除く)に関すること
	障害者の虐待防止及び権利擁護に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
障害者福祉課	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び他の法令による福祉の措置に関すること
	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び他の法令による福祉の措置に関すること
	児童福祉法(昭和22年法第164号)及び他の法令による障害児に係る福祉の措置に関すること
	自立支援給付(自立支援医療を除く)、地域生活支援給付費、障害児通所給付費等の支給決定に関すること
	身体障害者福祉法による措置に要する費用の支払に関すること
	知的障害者福祉法による措置に要する費用の支払に関すること
	児童福祉法第21条の6の規定による障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスの提供に要する費用の支払に関すること
	自立支援給付等の経理に関すること
	障害児通所支援及び障害児相談支援に係る経理に関すること
	心身障害者福祉手当等に関すること
	心身障害者医療費の助成に関すること
	東京都心身障害者扶養共済制度に関すること
	原爆被爆者見舞金に関すること
ケア推進地域包括	介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（福祉部介護保険課に属するものを除く。）（介護予防・生活支援サービス事業対象者の利用申請等に関する事務）
	介護予防ケアマネジメントに関すること
	薬王寺地域ささえあい館、シニア活動館及び地域交流館に関すること
高齢者支援課	高齢者福祉サービスに関すること（介護保険外事業事務）
	高齢者の相談、調整等に関すること
	地域包括支援センターに関すること
	高齢者虐待の防止及び早期発見並びに高齢者の権利擁護に関すること
	高齢者の施設入所等の措置に関すること
	地域ケア会議に関すること
	高齢者に係る相談、調整及び申請書の受理に関すること
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置及び当該措置に要する費用の徴収に関すること
	認知症高齢者の地域における支援に関すること
	高齢者の孤独死の防止に関すること
保険課 介護	被保険者の資格に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
保険 介護課	要支援及び要介護の認定申請に関すること
生活 福祉課	生活保護世帯等への法外援護に関すること
	行旅病人、行旅死亡人等に関すること
	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助費の支給、弁償金の返還その他経理の全般に関すること
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)に基づく支援給付及び配偶者支援金に関すること
	生活保護世帯等の相談に関すること
	女性相談に関すること
	生活保護法に基づく面接相談及び現業事務に関すること
	支援法に基づく面接相談及び現業事務に関すること
	生活困窮者の自立相談支援等に関すること
	医療機関及び介護保険サービス事業者との調整に関すること
	生活保護法に基づく医療扶助及び介護扶助の給付に関すること
	支援法に基づく医療支援及び介護支援に関すること
	生活保護世帯に係る法外援護事務の調整に関すること
	生活保護法に基づく現業事務に関すること
保護 担当課	生活保護世帯に係る法外援護事務の調整に関すること
	生活保護法に基づく現業事務に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
福祉 地域課	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団に関すること（特別養護老人ホームに対する経営支援）
福祉 障害者課	障害者の就労支援に関すること
	障害福祉サービス事業者の指導検査等に関すること
	指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
ケア推進課 地域包括	介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（福祉部介護保険課に属するものを除く。）（一般介護予防事業）

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

● 子ども家庭部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
保育課	区立保育園等への新型インフルエンザ等対策・対応	●園児の健康管理 ●体調不良時の対応	●発生状況・開所状況の把握 ●保護者等への情報提供及び注意喚起	●開所状況等の把握 ●園児の感染状況の把握 ●開所状況、臨時休業等の情報提供
			●園医、保健所と連携し組織的な感染拡大防止対策を実施	●臨時休業、民間事業者への対応の要請
			●都内感染期（緊急事態宣言下）に備えた事業実施の対応の確認（拠点園による実施等）	●拠点園による保育の実施等
保育指導課	私立保育園・子ども園等への新型インフルエンザ等対策・対応		●発生状況・開所状況の把握 ●保護者等への情報提供及び注意喚起	●開所状況等の把握 ●園児の感染状況の把握
			●園医（学校医）、保健所と連携し組織的な感染拡大防止対策を実施	●臨時休業、各保育施設への対応の要請
			●都内感染期（緊急事態宣言下）に備えた事業実施の対応の確認（拠点園による実施等）	●同法人の施設間における保育受け入れ調整、確認 ●区立拠点園への保育受け入れ、調整
				●開所状況、臨時休業等の情報提供
四谷・あいじつ・西新宿子ども園	子ども園の新型インフルエンザ等対策・対応	●園児の健康管理 ●体調不良時の対応	●発生状況・開所状況の把握 ●保護者等への情報提供及び注意喚起	●開所状況等の把握 ●園児の感染状況の把握 ●開所状況、臨時休業等の情報提供

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
四谷・あいじつ・ 西新宿子ども園			●園医、保健所と連携し組織的な感染拡大防止対策を実施	●臨時休業、民間事業者への対応の要請
			●都内感染期（緊急事態宣言下）に備えた事業実施の対応の確認（拠点園による実施等）	●拠点園による保育の実施等

【新型コロナ対応における事例】

《子ども家庭課》

- ◎国・都の給付金（子育て世帯・ひとり親世帯への給付金）
- ◎区独自の給付金（新生児の保護者への給付金、ひとり親世帯への給付金）
- ◎地域活動団体への支援（地区青少年育成委員会事業補助金の拡充、子ども食堂等への助成の拡充）
- ◎その他（ひとり親世帯への生活必要品の提供、出産応援として育児用品等の提供）

《保育課》

- ◎保育園・子ども園等での対応（認可保育所等の基本保育料の減額、給食用食材納入業者への経済的支援）

《保育指導課》

- ◎保育園・子ども園等での対応（私立保育所等への感染防止に係る経費補助、保育料減免に伴う認証保育所への助成）

《男女共同参画課》

- ◎中小企業支援（中小企業向けコンサルタント派遣の拡充）

【複数部署にまたがる対応事例】

《保育課・保育指導課》

- ◎ 保育園・子ども園等での対応（区立保育所・子ども園等への感染症対策物資の配布、家庭保育への協力依頼及び登園自粛要請、園職員へのPCR検査、保護者の勤務先への協力依頼）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
児童育成担当課	児童手当に関すること
	子どもの医療費の助成に関すること
	ひとり親相談及び家庭相談に関すること
	児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること
	ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること
	母子生活支援施設に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
児童育成 担当課	助産の実施及び母子保護の実施に関すること
	ひとり親家庭の福祉に関すること
保育課	区立保育所、区立子ども園等の管理運営に関すること
	保育の必要性の認定に関すること
	保育の実施(保育・教育の実施を含む)の決定に関すること
	保育の実施(保育・教育の実施を含む)に係る費用の徴収に関すること
	児童福祉法第24条第1項の規定による保育に関すること
	延長保育に関すること
	年末保育に関すること
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第10項に規定する保育を必要とする子ども及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第2項に規定するその他の児童に対する保育に関すること
	学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条に規定する目的を実現し、同法第23条各号に掲げる目標を達成するための保育及び教育に関すること
四谷・あいじつ・ 西新宿子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する目的を実現し、法第9条各号に掲げる目標を達成するための保育及び教育に関すること
	延長保育に関すること
指導課 保育	私立保育所等の運営支援に関すること
男女共同 参画課	男女共同参画推進センターに関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
子ども 家庭課	次世代育成支援に関すること
	青少年の健全育成に関すること
	子ども未来基金に関すること

第 3 部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第 2 章 区政機能の維持

課名	業務名
家庭課 子ども	次世代育成協議会に関すること
	子どもの権利に関すること
	子ども・子育て会議に関すること
児童育成 担当課	誕生祝い品に関すること
	ひとり親家庭の自立支援に関すること
保育課	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業に関すること
	預かり保育に関すること
	子育て支援事業に関すること
四谷・あいじつ・ 西新宿子ども園	預かり保育に関すること
	子育て支援事業に関すること

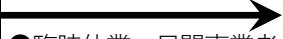
※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

● 子ども総合センター

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
子育て支援課・子ども相談支援課	児童館等の新型インフルエンザ等対策・対応		 ●発生状況・開所状況の把握	
			●教育委員会、保育課、保育指導課、保健所と連携し組織的な感染拡大防止対策を実施	 ●臨時休業、民間事業者への対応の要請
			●都内感染期（緊急事態宣言下）に備えた事業実施の対応の確認（拠点館による学童クラブ事業及びひろばプラス事業の実施等）	 ●拠点館による学童クラブ事業及びひろばプラス事業の実施等
				 ●開所状況、臨時休業等の情報提供

【新型コロナ対応における事例】

《子育て支援課・子ども相談支援課》

- ◎ 児童館・放課後子どもひろば・地域子育て支援センター・子ども家庭支援センターでの対応（感染状況に応じた施設運営）
- ◎ 学童クラブ・ひろばプラスでの対応（一斉休校期間中における朝からの受入れ実施、利用料の軽減）
- ◎ 子ども総合センターでの対応（感染状況に応じた施設運営及び障害児への支援、ファミリーサポート事業における保護者負担の軽減）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
子育て支援課	子ども総合センターの維持及び管理に関すること
	地域の子育て支援に関すること（ファミリーサポート事業、ベビーシッター利用支援事業、産前産後支援事業）
	児童館事業の総合調整に関すること
	学童クラブの総合調整に関すること
	児童館の維持及び管理に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第2章 区政機能の維持

課名	業務名
子育て支援課	学童クラブの運営に関する事
子ども相談支援課	子ども及びその家庭に関する総合相談及び支援並びに区長が別に定める相談事業の実施及び調整に関する事（子ども総合センター、子ども総合センター分室）
	子ども及びその家庭に関する総合相談及び支援に関する事（子ども家庭支援センター）
	子育て短期支援事業、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業に関する事
	要保護児童対策地域協議会の運営に関する事
	子ども家庭支援センターの維持及び管理に関する事

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
子育て支援課	ひろば型一時保育サービスに関する事
	放課後等デイサービスに関する事
	保育所等訪問支援に関する事
	在宅の心身障害児等に対する訪問支援に関する事
	地域の子育て支援に関する事（未来を担うジュニアリーダーの育成事業、落合三代交流事業、地域子育て支援センター2所、ゆったりーの事業委託）
	家庭及び地域の教育力の向上に関する事
	子どもの遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子どもの健全な育成及び子育ての相談に関する事
	新宿区の区域内において子育ての支援等に資する活動を行う団体等の育成に関する事
	新宿区の区域内において子育ての支援等に資する活動を行う団体等と関係機関とのネットワークの形成に関する事
	子育てに係る意識の普及啓発に関する事
子ども相談支援課	児童相談所の移管に関する事
	児童相談体制の整備に関する事

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

● 健康部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
健康政策課	● 自宅療養者等への対策強化		● 医療支援施設の開設 ● 夜間の医療体制整備	
	● 検査の実施体制整備	● 対応に必要なスペースや導線等の検討 ● 関係機関との連携・役割分担等の整理	● 検査事業の実施 ● 検査センターの設置 ● 検査センターの廃止	
	● 健康部新型コロナウイルス対策本部の運営		● 区対策本部との調整 ● 職員活動人員調整 ● 職員活動支援体制の確保	
健康づくり課	● 新型コロナウイルス等に関する医療・保健情報の収集及び調整・情報提供	● 区民や事業者、関係機関に対して、正しい知識や発生状況、感染予防策、相談体制などの情報提供を行う ● 外出自粛等感染症対策実施状況に合わせた、フレイル予防・健康づくりに係る普及啓発の実施	● 関係機関との情報共有及び調整、情報提供 ● 区内流行状況と不要不急の外出回避、受診の仕方などを区民に呼びかける ● 外出自粛等感染症対策実施状況に合わせた、フレイル予防・健康づくりに係る普及啓発の実施	
医療保険年金課	● 遺体に対する適切な対応を行うための体制整備 ● 物資等の輸送・配布	● 一時的に遺体を安置できる施設の把握・検討	● 国からの「遺体収容所開設準備」要請を受け対応 ● 遺体収容所の開設準備 ● 物資の輸送及び配布用チラシ等の印刷及び配布	● 遺体収容所の開設・管理・運営 ● 遺体収容所の閉設

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
高齢者医療担当課	● 遺体に対する適切な対応を行うための体制整備 ● 物資等の輸送・配布	● 一時的に遺体を安置できる施設の把握・検討	● 国からの「遺体収容所開設準備」要請を受け対応 ● 遺体収容所の開設準備	● 遺体収容所の開設・管理・運営 ● 遺体収容所の閉設
			● 物資の輸送及び配布用チラシ等の印刷及び配布	
衛生課	● 遺体に対する適切な対応を行うための体制整備	● 火葬場の火葬能力の把握	● 必要に応じて、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働させることを要請	
保健予防課	● 関係機関（国・都・区医師会等・病院・警察・消防等）との連携	● 多様な関係機関との連携体制の構築	● 国や都から発信される情報収集・整理 ● 医療機関への情報提供、発信 ● 区内医療機関からの問合せ対応	
		● 海外での発生状況の情報収集	● 流行状況や社会的対応状況の情報収集	● 第二波に備えた情報収集
		● 研修や訓練の実施を通じた人材育成	● 感染疑い者の受診について、感染症診療協力医療機関との調整	● 医療体制について関係機関との調整 ● 医療機関からの問合せ対応
	● 検査の実施体制整備	● 検体搬送に係る体制整備 ● 検体採取等の検査実施能力の向上	● 検査センターの運営 ● 東京都健康安全研究センターへの検体搬送 ● 訪問でのPCR検査	
	● 新型インフルエンザ等相談（専用電話回線）センターの設置運営		● 整備と健康相談 ● 医療機関への案内	● 相談センターの強化

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名		準備期	初動期	対応期
保健予防課	●患者・接触者対応		●研修・訓練を通じた人材育成及び連携体制の構築	●発生届の処理 ●患者・接触者調査、指導 ●医療機関等との連携・調整 ●患者の移送 ●患者の健康観察 ●接触者への対応 ●ハイリスク施設等への初期スクリーニング集団検査	
	●新型インフルエンザ等ワクチン接種	特定接種	●登録事業者の登録・把握、接種体制の構築等、国や都に対する協力	●プレパンデミックワクチンの使用が決定した場合の接種実施協力	
		区民接種	●接種体制の整備	●接種について区医師会・医療機関との調整・対応 ●新型インフルエンザ等（パンデミック）ワクチン集団的接種の準備・実施	
	●遺体に対する適切な対応を行うための体制整備		●疫学的見地を含む調整、従事職員への感染防止策についての説明		
保健センター	●保健予防課の新たに発生する業務への協力			●保健予防課業務の応援体制をとる	
	●区民等からの保健医療に関する一般相談			●情報収集と区民等への正しい知識の普及啓発等	

【新型コロナ対応における事例】

《健康政策課》

- ◎ 対策本部（健康部における警戒態勢、健康部新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の設置）
- ◎ 区民等への情報発信（各種報道機関取材対応）
- ◎ 保健医療体制（区医師会・医療機関との連携、自宅療養者等への対策強化）
- ◎ 検査体制（区のPCR等の検査体制、新型コロナウイルス検査推進事業、検査スポット等事業従事者への慰労品の支給）
- ◎ ワクチン接種（訪問接種）

《健康づくり課》

- ◎ 外出自粛等感染対策実施状況に合わせた、フレイル予防・健康づくりに係る普及啓発の実施
- ◎ その他の対応（出産・子育て応援事業）

《医療保険年金課》

- ◎ 相談体制（国保加入の手続きの郵送受付実施、国保短期証一斉更新の郵送対応切替）
- ◎ DX・情報通信技術活用（ホームページに国保各種申請書のアップロード）

《高齢者医療担当課》

- ◎ 相談体制（資格確認書の再交付）
- ◎ 保健医療体制（後方支援病床確保事業の実施）

《衛生課》

- ◎ 相談体制（食品等事業者の営業許可への対応）

《保健予防課》

- ◎ 相談体制（区の相談窓口の開設・運営）
- ◎ 保健医療体制（保健所の人員体制の強化、自宅療養者への健康観察及び入所・入院調整、感染症患者入院医療費の公費負担、感染症患者の移送に係る業務委託、発生届処理）
- ◎ 検査体制（保健所におけるPCR検査の実施体制、オミクロン株濃厚接触者である帰国者に対するPCR検査、ハイリスク施設等への初期スクリーニング集団検査）
- ◎ 繁華街等対策（積極的疫学調査の実施）

【複数部署にまたがる対応事例】

《人事課・健康政策課》

- ◎ 職員体制（応援体制の構築）

《健康政策課・保健予防課》

- ◎ 保健医療体制（新型コロナウイルス対策医療介護福祉ネットワーク）

《医療保険年金課・高齢者医療担当課・健康政策課・保健予防課》

- ◎ 区独自の給付金（感染者への見舞金等）

《地域包括ケア推進課・健康づくり課》

- ◎ 普及啓発、福祉サービス（フレイル予防対策）

《医療保険年金課・高齢者医療担当課・介護保険課》

- ◎ 相談体制（保険料の減免（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険））
- ◎ 国・都の給付金（傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療保険））

《医療保険年金課・保健予防課・区政情報課》

- ◎ 保健医療体制（パルスオキシメーターの配置）

《保健予防課・衛生課》

- ◎ 区民等への情報発信（区民、事業者等への感染予防の周知）

《障害者福祉課・保健予防課》

- ◎ 福祉サービス（感染防止対策としての事業所の休所等の措置）

《介護保険課・保健予防課》

- ◎ 福祉サービス（介護サービス事業者に対する感染予防対策の強化）

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
健康政策課	元気館に関すること
	公害健康被害補償の認定及び給付に関すること
	公害健康被害認定審査会に関すること
	公害健康被害診療報酬審査会に関すること
	公害保健事業等に関すること
	大気汚染障害者の認定に関すること
	大気汚染障害者認定審査会に関すること
	石綿健康被害の申請に関すること
	地域保健医療支援体制に関すること（各種会議に関すること）
	地域保健医療支援体制に関すること(各関係機関との連携)
	災害医療体制に関すること（コーディネーターの任用）
	災害医療体制に関すること（医療用資機材の更新）
	災害医療体制に関すること（看護師の人材確保）
	災害医療体制に関すること(在宅人工呼吸器使用者に関すること)
	在宅医療の支援に関すること（病床確保）
	在宅医療の支援に関すること（在宅医療相談窓口）
健康づくり課	母子保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（母子健康手帳の交付、妊婦健康診査（受診票等交付）、新生児聴覚検査（受診票等交付））
	母子保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（妊産婦・乳幼児保健指導（保健指導票交付）、乳幼児健康診査・精密健康診査（委託医療機関））
	母子保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（すくすく赤ちゃん訪問）
	母子保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（母子医療給付（養育医療、妊娠高血圧症候群等医療費助成、育成医療））
	母子保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（妊婦支援給付金の支給、バースデーサポート事業、多胎児家庭への移動支援事業）
	歯科保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（歯科健康診査）
	歯科保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（歯と口の健康チェックとフッ化物塗布）
	歯科保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（妊婦歯科健康診査）

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
健康づくり課	栄養の改善に関すること（特定給食施設指導（指導））
	栄養の改善に関すること（特定給食施設指導（届出））
	栄養の改善に関すること（特定給食施設指導（講習会））
	栄養の改善に関すること（食品表示（保健事項）の相談・指導）
	栄養の改善に関すること（国民健康・栄養調査）
	成人健康診査（保健センターに属するものを除く）に関すること
	がん検診に関すること
医療保険年金課	電子計算組織による処理事務等の連絡調整に関すること
	高齢者医療担当課との調整に関すること
	課内他係に属しないこと（課内外調整）
	被保険者の資格に関すること
	療養費等給付に関すること
	限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の交付事務に関すること
	一部負担金減免、高額療養費貸付等事務に関すること
高齢者医療担当課	後期高齢者医療制度に関すること
	保険料その他徴収金の収納及び滞納整理に関すること
	後期高齢者の支援事業等に関すること（保養施設事業を除く。）
衛生課	狂犬病予防及び動物の愛護、管理等(保健所に属するものを除く)に関すること（捕獲犬等の公示）
	課内他係に属しないこと（手数料収納及び調定、各種報告）
	狂犬病予防及び動物の愛護、管理等に関すること（畜犬登録、狂犬病予防注射済票の交付、犬の咬傷事故届、失踪・保護動物受付、ペット防災）
	食品衛生(保健所に属するものを除く)に関すること
	食品衛生に関すること
	環境衛生(保健所に属するものを除く)に関すること
	環境衛生に関すること
	水道及び飲用水の衛生に関すること
保健予防課	予防接種(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること （予防接種法に基づく定期接種や任意接種への費用助成等）
	予防接種(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること （予防接種法に基づく臨時接種の実施）
	感染症予防に関すること（・感染症知識の普及啓発・感染症発生動向調査・風しん麻しん抗体検査・新型インフルエンザ対策・エイズ、その他性感染症対策）

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
保健予防課	感染症予防に関すること（感染症対策【緊急対応を要する感染症】・発生時対応【受理・登録・依頼等、事務的処理】・発生動向調査）
	感染症予防に関すること（感染症対策【緊急対応を要しない感染症】・発生時対応【受理・登録・依頼等、事務的処理】・発生動向調査）
	結核予防に関すること（患者管理療養支援【感染性あり】）
	結核予防に関すること（患者管理療養支援【感染性なし】）
	相談、保健指導(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること
	精神保健福祉法 33 条医療保護入院に係る区長同意に関すること (保健所及び保健センターに属するものを除く)
	精神保健福祉(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（自立支援医療・保健福祉手帳申請の受理及び進達）
	特殊疾病(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること (医療費等助成受理及び進達等)
	特殊疾病(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること (小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業、医療機器貸与訪問看護)
	原子爆弾被爆者等の援護(保健センターに属するものを除く)に関すること (被爆者援護事業)
	保健指導に関すること（入院勧告や就労制限など感染拡大を防ぐために緊急対応を要する感染症対策：疫学調査、相談、保健指導、接触者対応）
	保健指導に関すること（感染症対策：普及啓発、健康教育）
	保健指導に関すること（感染性のある結核患者に関する対策：疫学調査、相談、保健指導、接触者対応、服薬管理支援）
	保健指導に関すること（感染性のない結核患者に関する対策：疫学調査、相談、保健指導等）
	保健指導に関すること（結核対策：普及啓発、定期・接触者・患者管理・日本語学校等健康診断、保健指導）
	医療社会事業に関すること（骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付）
	精神保健福祉に関すること（入退院届受理及び進達）
保健センター	母子保健に関すること(母子健康手帳の交付など)
	母子保健に関すること(乳幼児健診)
	母子保健に関すること(母子医療給付)
	特殊疾病に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第2章 区政機能の維持

課名	業務名
保健センター	精神保健福祉に関すること(医療費、精神障害者保健福祉手帳など)
	感染症予防に関すること
	栄養に係る指導及び調査に関すること
	歯科に係る保健指導及び予防に関すること
	原子爆弾被爆者等の援護に関すること
	保健指導(診療行為を除く)に関すること
	保健師、助産師及び看護師の業務に関すること
	福祉との連携に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
健康政策課	健康増進計画等に関すること
	災害医療体制に関すること（会議、研修、覚書、訓練等）
	災害医療体制に関すること（契約、支払）
	在宅医療の支援に関すること（契約、支払）
	在宅医療の支援に関すること（学習会等）
	在宅医療の支援に関すること（実習研修等）
健康づくり課	歯科保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（歯科保健推進協議会）
	歯科保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（デンタルサポーターの養成）
	歯科保健(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（地域活動歯科衛生士の活動支援）
	栄養(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（食育の推進（メニューコンクールの実施））
	栄養(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（食育の推進（食育ボランティアの活動支援））
	栄養(保健所及び保健センターに属するものを除く)に関すること（健康的な食生活の推進（ベジクックイベントの実施））

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
健康づくり課	課内他係に属しないこと
	がん予防に関すること
医療保険年金課	国民健康保険運営協議会に関すること
	国民健康保険事業及び国民年金事業の普及に関すること（受診行動適正化指導）
	被保険者の健康増進に関すること（保養施設助成事業）
	保険料の口座振替に関すること
担当課 医療高年齢者	後期高齢者の支援事業等に関すること（保養施設事業）
衛生課	特定建築物の環境衛生(保健所に属するものを除く)に関すること
	環境衛生の普及啓発に関すること
保健予防課	感染症予防に関すること（エイズ対策（検査及び普及啓発）
	集団結核検診に関すること
	精神保健に関すること（普及・啓発、協議会・連絡会等の関係機関連携）
	医師臨床研修に関すること（医師による保健所予防行政への講義等）
	保健指導に関すること（エイズ、性感染症対策：検査、研修、ネットワーク連絡会）
	精神保健福祉に関すること（講演会、精神保健福祉連絡協議会）
	特殊疾病に関すること（難病対策地域協議会）
保健センター	健康増進事業に関すること(健康教育)
	高齢者保健に関すること(講演会)
	特殊疾病に関すること(講演会)

● みどり土木部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
公園みどり課	公園でのイベント開催等の自粛要請		 ●公園でのイベント開催等の自粛要請	

【新型コロナ対応における事例】

《土木管理課》

- ◎ 相談体制（沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可）

《交通対策課》

- ◎ 委託業務体制（自転車の整理指導業務の縮小）

【複数部署にまたがる対応事例】

《みどり公園課・ごみ減量リサイクル課》

- ◎ 区有施設運営（公園施設等の利用自粛要請、飲食を伴う長時間の滞在禁止看板の設置）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
土木管理課	道路、河川、特定公共物等の占用に関する総合調整に関する事
	道路、河川、特定公共物等の占用の許可に関する事
	屋外広告物の許可等に関する事
	使用料その他収入金の徴収に関する事
	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認に関する事
	車両制限に係る許可及び認定に関する事
道路課	道路用地の取得及びこれに係る補償並びにこれらの契約に関する事
	総合治水計画に関する事
	水防等に関する事
	道路、橋りょう、特定公共物等の新設及び改良の設計に関する事
	道路、橋りょう、河川、特定公共物等の維持設計に関する事
	交通安全施設の計画及び設計に関する事
	道路等の苦情相談に関する事
	道路、橋りょう、河川、特定公共物等の維持管理等に関する事
	道路、橋りょう、河川、特定公共物等の工事監督に関する事
	道路、橋りょう、河川、特定公共物等の構造の保全監察に関する事

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
道路課	水防等の実施に関すること
みどり公園課	公園等及び公衆便所の管理運営に関すること（公園等に関する陳情対応、公衆便所に関する陳情対応、防犯カメラの運用、蚊媒介感染症等対策等）
	公園区域の境界確定、公園内での事故対応
	公園等及び公衆便所の維持管理に関すること
	公園等及び公衆便所の維持設計に関すること
	公園等の占用及び使用の指導監察に関すること
	水防等の実施に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
みどり公園課	公園等及び公衆便所の管理運営に関すること（公園サポーター、ネーミングライツ、造園防災協力会との連絡調整等）
	公園等の占用及び使用の許可に関すること
	公園等及び公衆便所の計画に関すること
	公園等及び公衆便所の新設及び改良の調整及び設計に関すること
	みどりに係る計画、普及及び推進に関すること
	公共施設の緑化推進及び助成に関すること
交通対策課	道路を活用した地域活動の支援及び調整に関すること
	道路、特定公共物等の監察の総合調整に関すること

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

● 環境清掃部

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
新宿清掃事務所	排出方法の変更に伴う各種PR		 ●広報紙及びチラシによる区民周知	
	ごみ収集体制の見直し（分別収集【金属・陶器・ガラスごみ収集】の縮小）		 ●燃やすごみ収集体制の維持	

【複数部署にまたがる新型コロナ対応事例】

《みどり公園課・ごみ減量リサイクル課》

- ◎ 区有施設運営（公園施設等の利用自粛要請、飲食を伴う長時間の滞在禁止看板の設置）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
環境対策課	特定建設作業及び特定施設に係る騒音、振動等の防止に関すること（アスベストの除去及び飛散防止に関すること）
	工場、指定作業場及び建設作業に係る公害の規制指導に関すること（適正化学物質関連施設の管理）
	環境マネジメントシステムに関すること
	環境学習情報センターに関すること
リサイクルごみ減量課	リサイクル活動センターに関すること
新宿清掃事務所	廃棄物及び資源の収集に係る連絡調整に関すること
	資源回収に関すること
	災害に伴う排出方法等の周知に関すること
	廃棄物及び資源の収集、運搬及び処分に関すること
	廃棄物及び資源の収集計画に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
新宿清掃事務所	排出指導に関すること
	廃棄物処理手数料等の減額及び免除に関すること
	清掃センター及び新宿中継・資源センター間の調整に関すること
	清掃職員の安全管理等に関すること
	作業用自動車の運営管理及び修理に関すること
	自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
新宿清掃事務所	清掃事務所安全衛生委員会に関すること
	事業者の建物又は敷地内への立入検査及び事業者に対する排出指導に関すること
	事業用大規模建築物に係る実態の把握及びその台帳の整備に関すること
	事業系一般廃棄物保管場所に係る実態の把握及びその台帳の整備に関すること
	作業統計に関すること
	その他清掃作業に関すること

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

● 都市計画部

【A：新たに発生する業務】

【新型コロナ対応における事例】

≪住宅課≫

◎相談体制（区立住宅使用料の減免）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
建築指導課	租税特別措置法に基づく専用住宅の証明に関する事
	長期優良住宅の認定に関する事
	低炭素建築物新築等計画の認定に関する事
住宅課	区立住宅の維持管理に関する事

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

該当する所管業務なし

● 新宿駅周辺整備担当部

所管業務が「C：通常業務（縮小業務）」に該当し、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となるため、本計画には掲載していない。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

● 会計室

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
会計室	業務維持に必要な最低限の資金の確保		 ● 指定金融機関と連携し、派出所職員と資金を確保する	

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
会計室	現金、有価証券及び担保物の出納保管に関する事
	収支命令の執行に関する事
	公共料金の支出に関する事
	小切手の振出に関する事
	決算の調製並びに監査書類及び諸表の調製に関する事（決算書、予算執行の実績報告書作成）
	指定金融機関に関する事
	財務会計システムの運用管理に関する事
	支出負担行為の確認に関する事
	収支命令の審査に関する事

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
会計室	物品の出納保管及び管理に関する事（郵券等金券類の管理、重要物品の不用品組替の協議）
	財産の記録管理に関する事（財産調書の管理）
	基金の運用に関する事

● 教育委員会事務局

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
調整課 教育	区立学校（園）への新型インフルエンザ等対策・対応		●区立学校（園）の新型インフルエンザ等対策・対応の総合調整	
指導課 教育	区立学校（園）への新型インフルエンザ等対策・対応		●区立学校（園）への臨時休業時の対応準備の指導	●教育課程の影響調査、対応策の指導
支援課 教育	区立学校（園）への新型インフルエンザ等対策・対応		●移動教室等の中止の検討	●各種行事、移動教室等の中止に伴う経費の精算事務
学校運営課	区立学校（園）への新型インフルエンザ等対策・対応		●児童・生徒等用感染防止用マスク、消毒薬等の確保	
			●情報提供及び感染予防対策の周知徹底	
			●外国籍児童・生徒等の転校・出入国に伴う情報提供	
			●海外からの転入者への情報提供、登校待機等の指示 ●転入による就学相談者への情報提供	
				●発生状況、休学級、休園の報告受付、関係機関への報告
				●区立学校（園）へ出席停止指示、一部又は全部の臨時休業の措置及び報告
			●保護者等への情報提供及び注意喚起	

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
区立学校 (園)	新型インフルエンザ等対応		 ●児童・生徒・保護者等への情報提供及び注意喚起	
			 ●臨時休業等の準備	
			 ●臨時休業等の実施 ●臨時休業等実施期間中の生活指導、学習支援 ●児童・生徒等の感染状況把握	

【新型コロナ対応における事例】

＜教育調整課＞

- ◎ 感染拡大防止に向けた取組（区長・教育長・保健所長連名の緊急メッセージの発出、教職員へのワクチン接種）

＜教育指導課＞

- ◎ 学びを止めないための取組（学習指導サポーターの配置、区立学校における ICT 支援員の増員）
- ◎ 雇用主に対する保護者の休暇取得への協力要請

＜教育支援課＞

- ◎ 感染状況に応じた部活動の調整

＜学校運営課＞

- ◎ 基本的な感染対策の徹底（マスク・手指消毒液の購入・配布、サーモグラフィー等の導入）
- ◎ 感染拡大防止に向けた取組（私立学校・幼稚園に対する手指消毒液等の購入補助）
- ◎ 給食に関する対応（感染対策を踏まえた給食の実施、保護者への臨時休業中の給食費相当額の支給、学校給食用食材納入事業者への補助交付）

【複数部署にまたがる対応事例】

＜教育調整課・教育支援課・学校運営課＞

- ◎ 感染拡大防止に向けた取組（教育現場における PCR 検査の実施）

＜教育指導課・教育支援課＞

- ◎ 学びを止めないための取組（GIGA スクール構想の実現に向けたタブレット端末の児童・生徒への配備）
- ◎ 感染状況に応じた校内行事・校外活動の調整

＜教育指導課・学校運営課＞

- ◎ 分散登校・臨時休業等の実施

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第2章 区政機能の維持

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
教育 整課	教育委員会に関すること（議案、報告事項の調整等）
	教育委員との連絡調整に関すること
教育 指導課	教職員の人事の連絡調整及び服務に関すること
	幼稚園教育職員の人事及び服務に関すること
	教職員及び幼稚園教育職員の給与、旅費及び退職手当に関すること
	学校行事等の承認に関すること
	教科書採択及び教材の取扱いに関すること
	新宿区版G I G Aスクール構想に基づく児童・生徒一人一台タブレット端末の利用環境の整備
	その他学校教育の推進に関すること（新宿区いじめによる重大事態調査委員会等）
	その他学校教育の推進に関すること（副読本の印刷及び各校への配付）
教育 支援課	女神湖高原学園の設置、廃止及び管理運営等に関すること
	教育相談に関すること
	特別支援教育の推進に関すること
	その他必要な事業に関すること（外国籍児童等の教育支援）
学校 運営課	学校給食の運営に関すること
	学校保健衛生に関すること
	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること
	日本スポーツ振興センターに関すること
	教育施設の営繕に関すること（緊急営繕）
	教育施設の施設及び設備の保守管理に関すること
	教育施設の財産の管理に関すること
	私立学校就学者等への食材料費等助成に関すること
区 立 学 校 （園）	学校教育に関すること（学籍・転出入書類の手続き等）

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
調整課 教育	教育行政に関する相談に関すること（相談窓口の開設）
教育支援課	学校の連合行事に関すること
	その他学校教育活動の支援に関すること（英語キャンプ）
	社会教育に関すること
	社会教育委員に関すること
	家庭教育に関すること
	地域協働学校の推進に関すること
	スクール・コーディネーターに関すること
	その他学校、家庭及び地域の連携に関すること
	教職員の研修に関すること
	教育に関する調査研究及び普及に関すること
	科学教育の振興に関すること
	視聴覚教育の振興に関すること
学校運営課	小学校、中学校及び特別支援学校の設置、廃止及び位置変更並びに管理等に関すること
	通学区域に関すること
	小学校、中学校及び特別支援学校の教具その他の備品の充実に関すること
	学事統計に関すること
	学校適正配置に関すること
	幼稚園の設置、廃止及び位置変更並びに管理等に関すること
	幼稚園の教具その他の備品の充実に関すること
	教育施設(区立図書館を除く。)の施設の設備及び建設の計画に関すること
	教育施設の営繕に関すること（緊急以外の営繕）
	学校施設の使用に関すること

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

● 中央図書館

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
中央図書館	地域図書館への感染拡大防止の指導・要請		●感染拡大防止のため積極的に休止	●指定管理者への損失補償の検討

【新型コロナ対応における事例】

《中央図書館》

- ◎ 基本的な感染対策の徹底（感染状況に応じたサービス・行事の調整、サーマルカメラの導入）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
中央図書館	こども図書館及び指定図書館(新宿区立図書館条例(昭和44年新宿区条例第14号)別表第5に掲げる館をいう以下同じ)との連絡及び調整に関する事

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
中央図書館	図書館資料の収集、整理、保存及び廃棄に関する事
	図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関する事
	読書相談、読書案内及び参考調査に関する事
	読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関する事
	不用になった図書館資料(以下「リサイクル資料」という)の提供に関する事
	16ミリ発声映写機の操作、技術講習会及び検定に関する事
	ビジネス情報の支援に関する事
	図書館資料の予約に関する事

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

課名	業務名
中央図書館	図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること
	館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること
	児童・青少年用図書館資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること
	児童・青少年用図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること
	子どもの読書活動の推進に関すること
	学校図書館の支援に関すること
	リサイクル資料の提供に関すること
	指定図書館の児童サービスの支援に関すること

※ その他、感染拡大につながる区民の施設利用については、原則休止とする。

● 選挙管理委員会事務局

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
選挙管理委員会事務局	投開票所の感染症対策	 ●必要物品の確保 ●従事者への周知 ●有権者への感染症対策周知		
	特例郵便等投票に関する事務	 ●都選管、郵便局との調整事務 ●有権者への周知		

【新型コロナ対応における事例】

≪選挙管理委員会事務局≫

- ◎ 選挙の管理執行（投票所・開票所の感染症対策、有権者への感染対策の周知、特例郵便等投票の導入）
- ◎ 選挙の常時啓発（研修会のオンライン化、明るい選挙ポスターコンクール展示会の分散開催）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
選挙管理委員会事務局	委員会に関すること
	選挙人名簿に関すること
	各種選挙に関すること
	国民投票に関すること
	区民投票に関すること
	直接請求に関すること
	国民審査に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第2章 区政機能の維持

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
選挙管理委員会 事務局	啓発に関すること

● 監査事務局

【A：新たに発生する業務】

該当する所管業務なし

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
監査事務局	定期監査に関すること
	決算審査・基金運用状況審査に関すること
	健全化判断比率に関すること
	出納検査に関すること
	区民監査請求に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

該当する所管業務なし

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

● 議会事務局

【A：新たに発生する業務】

課名	業務名	準備期	初動期	対応期
議会事務局	本会議・委員会等の出席者及び傍聴人対応	●感染者発生時の対応準備	●感染者発生時の対応の説明及び協力依頼 ●発生状況等の把握及び対応	

【新型コロナ対応における事例】

《議会事務局》

◎区議会における対応（手指消毒液の設置・換気の徹底・マスク着用のルール化、会場変更・理事者配席の分散・中継用モニターの設置、管内及び地方都市視察の中止）

【B：通常業務（優先継続業務）】

課名	業務名
議会事務局	議会の広報に関すること
	規則、訓令及び告示に関すること
	議場及び会議室等に関すること
	議員の報酬及び費用弁償等に関すること
	議員共済会に関すること
	全国市議会議長会、都道府県庁所在都市議長会及び特別区議会議長会等に関すること
	議員との連絡調整に関すること
	本会議に関すること
	委員会その他会議に関すること
	議決事件に関すること
	議案の立案及び審査に関すること
	会議録及び会議の記録に関すること

【C：通常業務（縮小業務）】

A・B・D以外のその他業務であり、職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となる。該当業務が多岐に渡るため、本計画には掲載していない。

【D：通常業務（休止業務）】

課名	業務名
議会事務局	議会史に関すること
	儀式、交際及び接遇に関すること（他自治体視察対応、議員待遇者会）

4 都内で感染が確認された場合の職員態勢

- 各課にて職員数が不足した場合は、原則的に、各課は「C縮小業務」を順次休止することによって対応することとするが、人員不足のため他課の応援が必要な場合は、全庁的な人員調整を行う必要がある。
- 健康部では、疫学調査等の膨大な新たに発生する業務を実施するため、海外及び国内で感染が確認された場合においても、必要職員数が増大し、人員が不足する可能性がある。そのため、必要に応じて全庁的な人員調整を行う必要がある。

5 全庁的な応援体制

(1) 応援体制の原則

新型インフルエンザ等の発生に伴い「新たに発生する業務」及び「優先継続業務」の実施が困難になる場合は、全庁的な応援体制を実施する。

(2) 全庁的な応援体制のための人員調整

都内で感染が確認された場合等の人員調整は、次の手順を基本とする。

- ① 各課は、出勤状況を確認し所属部に報告する。
- ② 各部（室・事務局）は、部の出勤状況を人事課に報告する。
- ③ 人事課は欠勤状況を集約し、新型インフルエンザ等対策本部に報告する。
- ④ 各課の欠勤率が4割以下の場合は、課単位で人員調整を行う。
- ⑤ 欠勤率が4割を超える課がある場合、部単位で人員調整を行うが、部内での調整が困難な場合は、全庁的な応援要請を行う。
- ⑥ 欠勤率が4割を超える課が複数ある場合、「新型インフルエンザ等対策業務」の必要人員が不足する場合は、全庁的な応援要請を行う。

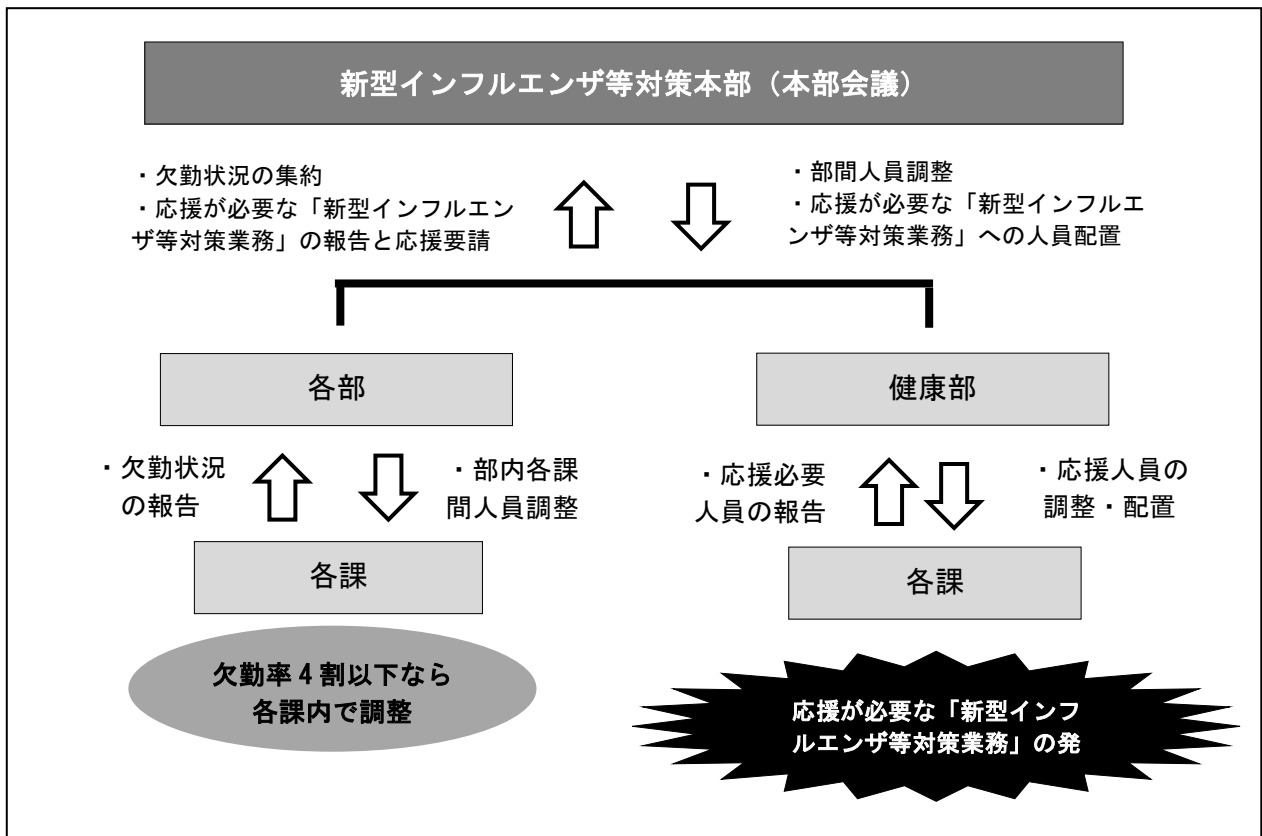
(3) 事前の準備

- ① 各部は、新たに発生する「新型インフルエンザ等対策業務」について、必要な人員及び資格・経験、資機材等のリストを作成する。
- ② 事前研修の実施等により、「新型インフルエンザ等対策業務（新たに

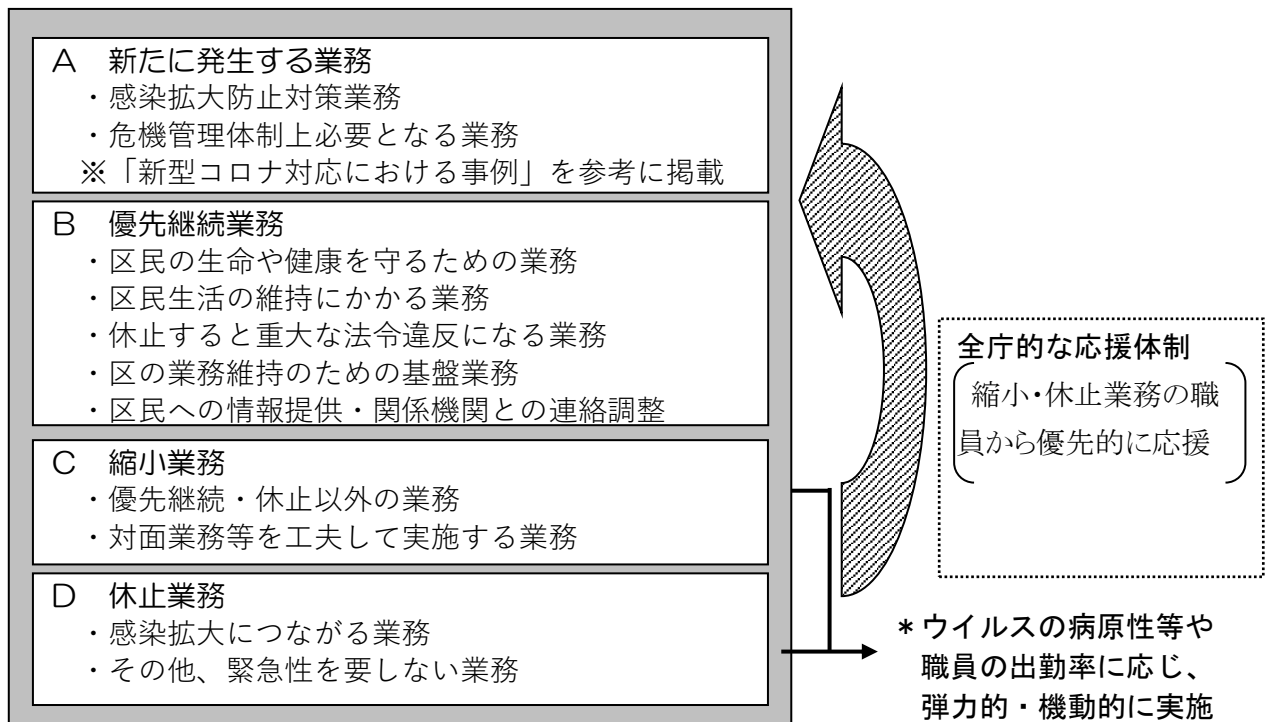
発生する業務)」に必要な経験や知識等を備えた職員の養成を図る。

- ③ 課ごとに、応援要請があった場合の派遣体制のマニュアル及び応援要員により業務を執行する場合のマニュアルを作成する。
- ④ 応援体制による職員の服務等について、人事課及び人材育成等担当課は、関係各課と調整のうえ、対応マニュアルを作成する。

<人員調整のイメージ>



＜業務の整理と応援体制＞



6 区庁舎での感染拡大防止策

(1) 区庁舎での感染拡大防止策

区の庁舎で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者の協力を依頼する。

また、区政の業務を継続していくためには、業務に必要な職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

区自らが率先して、以下に示した対策（職員の健康管理・庁舎内での感染拡大防止）を実践し、区民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

区庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関

する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

< 感染拡大防止の周知ポスター（例示） >



区内で感染が更に拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要が生じた場合には、次の措置を講じる。

< 庁舎内での感染拡大防止 >

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・ 電話、郵送やメール、電子申請等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・ 緊急を要するものに限定し、電話やメール、オンライン会議等を活用して実施
区職員の入庁時の対応	・ 職員は、自宅で検温して出勤するとともに、庁舎の入口に非接触型検温器を配置 ・ 発熱や咳等のインフルエンザ等の症状がある職員の出勤自粛を徹底

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

事 項	実 施 方 法 等
区庁舎内店舗等への要請	・ 区庁舎内店舗や区庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して区職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・ 感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 ・ 区職員と来庁者の動線を分け、パーテーションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・ 発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザ等の症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・ 不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェースシールドを使用
配送業者への対応	・ 配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・ 職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

(2) 職員の健康管理

区職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

<職員向けの注意喚起（例示）>

令和3年度 健康ニュース第3号

令和3年11月22日

人材育成等担当課／健康相談室

～引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しましょう!!～

新型コロナウイルス感染症感染者数は減少していますが、感染リスクの高い接触の場面を避けることは重要です。また、インフルエンザの感染予防においても、基本的な感染症予防対策が有効です。引き続き、職場でも職場外でも、「手洗い・マスク着用・3つの密（密閉、密集、密接）の回避」など、これまでの感染防止策を続けましょう。



○基本的な感染対策

- ・マスクは鼻も含めてフィットするように正しく着用しましょう。
- ・不織布のマスクを着用すると効果的です。
- ・人との距離を保ちましょう。2m程度が目安です。
- ・ワクチン接種後も上記のような基本的な感染対策を続けましょう。

○家庭内や職場内で気を付けること

- ・手洗い、手指消毒はこまめにしましょう。
- ・体調不良の時は出勤や外出を控えましょう。（家族の体調にも注意！）
- ・換気はこまめに行うことが重要です。できれば1～2時間ごとに換気しましょう。
- ・特に職場内では、密の場面を避けましょう。



○会食について

- ・外食は可能な限り少人数・短時間で。会話するときはマスクを着用し、小声で話しましょう。
- ・アクリル板での仕切りがある店、アルコール消毒薬が設置してある店等、感染症対策が取られている店を選びましょう。



○外出について

- ・外出は少人数で、混雑している場所や時間を避けて、できるだけ短時間で済ませましょう。
- ・並ぶときは可能な限り間隔を取りましょう。（2mが目安）
- ・屋外でも密集・密接には要注意です。

☆職場で陽性者が確認された場合のスクリーニング検査について

- ・職場において、職員の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、当事者と濃厚接触者については保健所の指示で一定期間の出勤停止となり、行政検査が行われます。感染者及び濃厚接触者以外で感染が疑われる職員については、必要時にスクリーニング検査を行っています。検査の実施については職場と人材育成等担当課で協議し、検査の実施の有無や対象者を決めています。
- ・検査方法は唾液PCR検査です。検査申し込みの相談については、人材育成等担当課安全衛生係へご相談ください。（内線〇〇〇〇～〇〇〇〇）

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持

★新型コロナウイルス感染症後遺症について

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した後、様々な症状が後遺症として現れる場合があります。
- ・一例としては、強い倦怠感・味覚嗅覚障害・せき・たん・呼吸困難・胸痛・発熱・脱毛などの症状が1～2か月続くことが報告されています。
- ・新型コロナウイルス感染症の後遺症については、東京都が、都立・公社病院の患者支援センターに「コロナ後遺症相談窓口」を設置し、電話で症状等について相談を受け、症状に応じて医療機関の受診につなげるなどの支援を行っています。ご自分の症状が長引く場合は、新型コロナウイルス感染症り患の際に受診した医療機関に相談するほか、下記の「コロナ後遺症相談窓口」にご相談ください。（東京都以外でも設置していますので、各自治体にお問い合わせください）

大塚病院	〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	（代表）
駒込病院	〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	（直通）
墨東病院（予約制）	〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	（代表）
多摩総合医療センター	〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇	（直通）
東部地域病院	〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	（代表）
多摩南部地域病院	〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇	（代表）
大久保病院	〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	（代表）
多摩北部医療センター	〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇	（直通）

＊平日午前9時～午前11時の受付等、受付日時がそれぞれ異なりますので、各医療機関へご確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染症後遺症で体調不良等が続き、産業医にご相談なさりたい方は、健康相談室を通してお申し込みください。（内線〇〇〇〇）

◎健康相談室の利用について

スタッフ	ご利用可能日				
	月	火	水	木	金
産業医 〇〇 〇〇		〇（10時～12時）			
産業医 〇〇 〇〇			〇（10時～17時） 原則・毎月第2・4水曜	〇（14時～17時） 原則・毎月第1・3木曜	
健康相談員 臨床心理士 〇 〇〇			〇（10時～17時）	〇（10時～17時） 原則・毎月第2木曜	
内科医 〇〇 〇〇		〇（14時～17時） 原則・毎月第2・4火曜			
保健師 〇〇 〇〇	〇	〇	〇	〇	
保健師 〇〇 〇〇		〇	〇	〇	〇

- 産業医、臨床心理士、内科医への相談は、事前に健康相談室（内線〇〇〇〇）に電話で予約してください。
- ご利用可能日時は、変更になる場合があります。事前に電話でご確認ください。

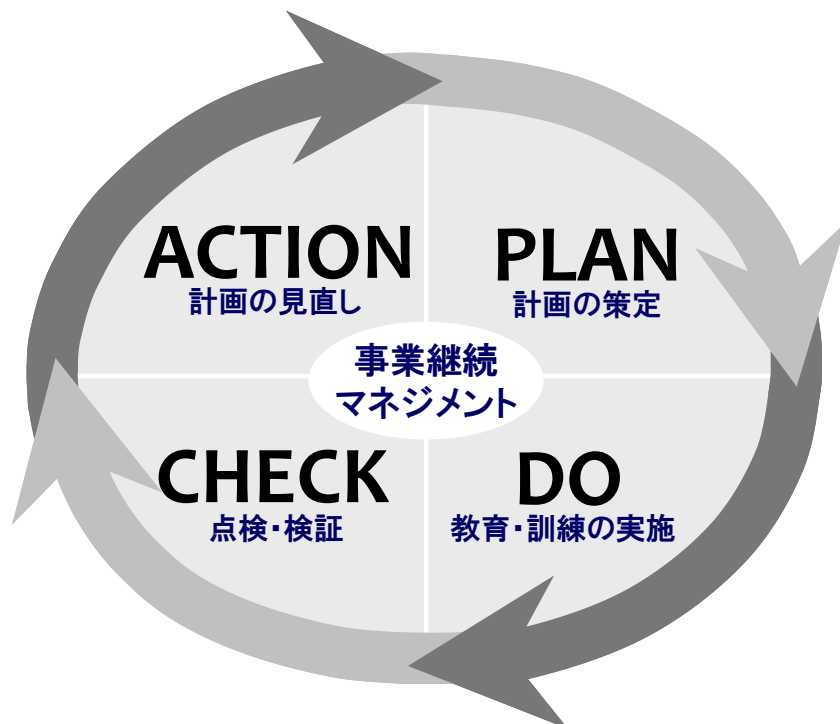
7 事業継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、BCPを運用・管理する事業継続マネジメント（Business Continuity Management 以下、「BCM」という）が重要となる。

BCMとは、①PLAN（計画の策定）、②DO（教育・訓練の実施）、③CHECK（点検・検証）、④ACTION（計画の見直し）からなるPDCAサイクルに沿って計画を継続的に改善していくことである。

区インフルBCPは、区における新型インフルエンザ等の発生時における事業継続の基本的な考え方を示すものであり、今後、業務を実施するための個別具体的な新型インフルエンザ等対応マニュアルの策定を進め、訓練を通じた計画の検証を行い、区インフルBCPおよび対応マニュアルを継続的に改善していくものとする。

事業継続マネジメント（BCM）の取り組みイメージ



8 事業継続計画の公表・普及活動の実施

区では、業務の継続・縮小・休止等について理解を得られるよう、策定した

区インフルBCPは区民や事業者への周知を図り、その普及啓発に取り組む。

9 訓練・研修の実施

区インフルBCPの実効性を確保するため、一人ひとりの職員が新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、新型インフルエンザ等発生時に課せられた役割を果たすことができるよう、訓練・研修を実施する。

このため、毎年一回は訓練・研修を行い、いざというときに速やかに業務を遂行できるよう、平素より準備しておく。

また、訓練においては、本計画や区インフルBCP、新型インフルエンザ等対応マニュアルの内容を検証し、計画自体の改善につながるような訓練とする。

[研修]

- 新型インフルエンザ等発生時における対策内容等についての理解
- 感染予防の研修

窓口業務等に従事する職員は適切な感染防護策を講じることが必要である。これらの職員に対しては、手洗い・うがい、咳エチケット、正しいマスクの着装法等の予防策について研修を行う。

[訓練]

- 感染発生を想定した初動訓練

多数の職員等が感染・発症した状況を想定した机上訓練や、職場内で感染・発症者が出た場合の医療機関への連絡・搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等について訓練を行う。

- 業務継続の実地訓練

- ・ 管理職や一般職員が感染・発症した場合を想定して、代行者や代替・縮小手段による業務継続についての模擬訓練を実施する。
- ・ 応援先職場で業務が円滑に実施できるように、新型インフルエンザ等対応マニュアルに基づいたクロストレーニングを行い、スキルアップを図る。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時に迅速な対応ができるよう、以下

の点に留意して対応マニュアルを策定し、訓練・研修を通じてスキルアップを図る。

新型インフルエンザ等対応マニュアル策定留意事項

- 可能な限り感染拡大防止策を講じた実施方法とする。
- 必要人員数、経験、資格等を整理し、業務経験がない場合でも対応できるようにする。
- 流行の長期化に備えた指揮命令の代行やバックアップ体制を盛り込む。
- 業務に関する外部関係機関及び委託業者の緊急連絡先等、必要な情報を盛り込む。
- 複数部課で連携が必要な業務は、所管課や情報連絡の流れを明確にする。

用語集

用語	内容
医療機関等 情報支援シ ステム（G －M I S）	G－M I S（Gathering Medical Information System の略） は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医 療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器 等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に 把握・支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医 療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協 定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府 県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協 定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究 し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのた めに適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定 を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又 は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含 む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフ ルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感 染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに 足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含 む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新 型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命

	及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機 対応医薬品 等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等
感染症サー ベイランス システム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナウイルス対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定 医療機関	本行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策 物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にかく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性イン フルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処 方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医 療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。

業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に

	基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処マニュアル	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び区市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。
国立健康危機管理研究機構（J I H S）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7（2025）年4月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
実地疫学専門家養成コース (F E T P)	F E T P (Field Epidemiology Training Program の略) は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、J I H S が実施している実務研修
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等(M C M)の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的大流行の急速なまん延のおそれのあるものに限

	る。)をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。

定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H S から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

入院調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型コロナウイルス等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型コロナウイルス等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属す

	る事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から区対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の 9 に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
I C T	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや A I 等が含まれる。
I H E A T	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員

要員	※「I H E A T」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
P C R	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。D N Aを増幅するための原理であり、特定のD N A断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
P H E I C	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern の略）。具体的には、国際保健規則（I H R）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 （１）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 （２）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態

刊行物作成番号

〇〇〇〇－〇－〇〇〇〇

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画

令和〇（〇〇〇〇）年〇月発行

編集・発行

新宿区危機管理担当部危機管理課

新宿区歌舞伎町 1－4－1

電話 03(5273)4592 FAX 03(3209)4069

新宿区健康部（新宿区保健所）保健予防課

新宿区新宿 5－18－21 第2分庁舎分館1階

電話 03(5273)3859 FAX 03(5273)3820